

現行意匠審査基準

一部抜粋資料

第3章 創作非容易性

23 関連条文

意匠法

第三条

(第1項略)

- 2 意匠登録出願前にその意匠の属する分野における通常の知識を有する者が日本国内又は外国において公然知られた形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合に基づいて容易に意匠の創作をすることができたときは、その意匠（前項各号に掲げるものを除く。）については、前項の規定にかかわらず、意匠登録を受けることができない。

23.1 意匠登録出願前について

意匠登録出願前とは、意匠法第3条第1項第1号又は第2号に規定する意匠登録出願前と同様に、出願の時分を考慮するものであって、日単位で判断する意匠登録出願の日（意匠法第9条、意匠法第10条等）とは異なる。また、その意匠の属する分野における通常の知識を有する者が容易に意匠の創作をすることができたか否かの判断の基準時も、意匠登録出願前である。

23.2 その意匠の属する分野における通常の知識を有する者について

その意匠の属する分野における通常の知識を有する者（以下「当業者」という。）は、創作非容易性を判断する主体である。当業者とは、その意匠に係る物品を製造したり販売したりする業界において、当該意匠登録出願の時に、その業界の意匠に関して、通常の知識を有する者をいう。

23.3 公然知られたについて

公然知られたとは、意匠法第3条第1項第1号に規定する公然知られたと同義である。すなわち、不特定の者に秘密でないものとして現実にその内容が知られたことをいう。

そして、公然知られたのうち、その名称をいえば、証拠を出すまでもなく思い浮かべることができる状態を特に、広く知られたという。

なお、外国において広く知られたとは、当該国において広く知られたことは必要であるが、必ずしも複数の国において広く知られたことを要しない。また、当該国で広く知られていれば、日本国内において広く知られていることを要しない。

23.4 創作非容易性の判断の基礎となる資料

以下に該当するものは、いずれも創作非容易性の判断の基礎となる資料とすることができる。

- (1) 公然知られた形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合（→23.4.1）
- (2) 広く知られた形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合（→23.4.2）

(3) 公然知られた意匠又は広く知られた意匠

(→23.4.3)

23.4.1 公然知られた形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合

以下に該当するものは、いずれも公然知られた形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合に該当する。

(1) 日本国内又は外国において公然知られた形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合

(2) 日本国内又は外国において頒布された刊行物に記載された形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合

ただし、刊行物は頒布されただけでなく、公然知られた状態にあるものでなければならない。

また、刊行物に記載される場合には、一般に、形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合がそれ自体単独で公然知られたものとなることはほとんどなく、刊行物に記載された公然知られた意匠に係る物品と一体不可分な状態で表されているものが大多数である。このような場合においても、当該物品の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合が、それ自体として具体的な態様を識別できるものであれば、創作非容易性の判断の基礎となる資料とすることができる。

なお、上記の場合、刊行物に記載された公然知られた意匠に係る物品と意匠登録出願された意匠に係る物品との類否は問わない。

23.4.2 広く知られた形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合

日本国内又は外国において広く知られた形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合であって、それ自体単独で広く知られた形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合はもちろん、広く知られた意匠に表された形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合についても、広く知られた形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合として創作非容易性の判断の基礎となる資料とすることができる。

23.4.3 公然知られた意匠又は広く知られた意匠

公然知られた意匠又は広く知られた意匠も、創作非容易性の判断の基礎となる資料とすることができる。

23.5 容易に創作することができる意匠と認められるものの例

23.5.1 置換の意匠

置換とは、意匠の構成要素の一部を他の意匠に置き換えることをいう。

公然知られた意匠（広く知られた意匠に基づく場合も同様とする。以下同じ。）の特定の構成要素を当業者にとってありふれた手法により他の公然知られた意匠に置き換えて構成したにすぎない意匠。

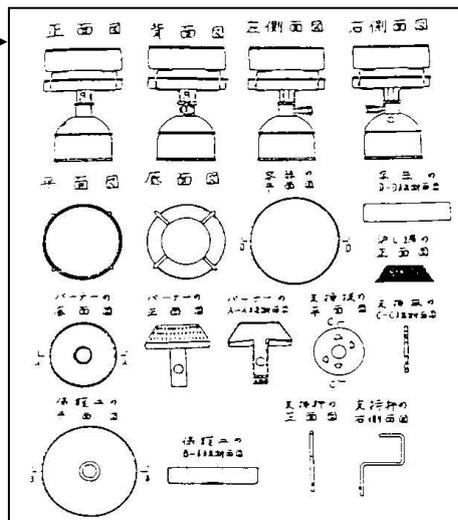
このような意匠は、公然知られた形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合に基づいて当業者であれば容易に創作することのできた意匠と認められる。

【事例1】

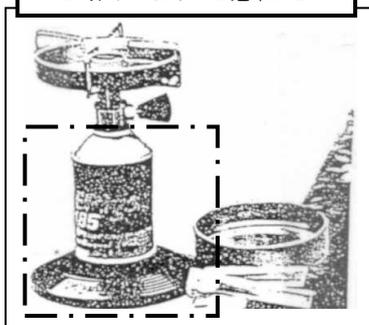
その意匠の属する分野において、ポンペを変更することは、燃料使用時間に応じて一つの機種で数種のポンペを用意していることが一般に行われている点を考慮すれば、当業者にとってありふれた手法である。

出願の意匠

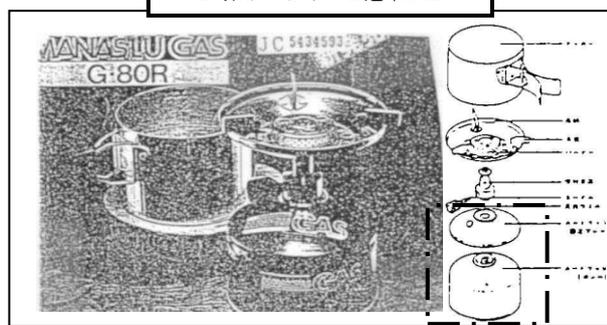
「ガストーブ兼用こんろ」



公然知られた意匠 1



公然知られた意匠 2



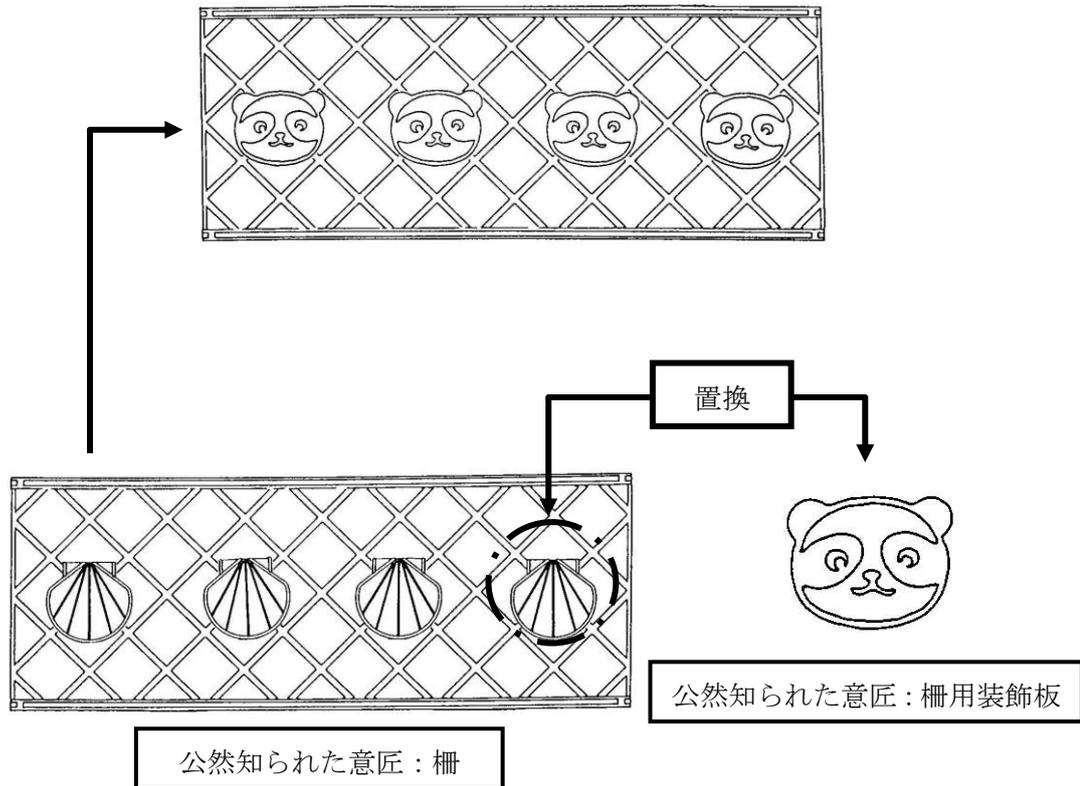
置換

【事例2】

その意匠の属する分野において、公然知られた意匠の装飾板部分を単に他の装飾板に置き換えて構成することは当業者にとってありふれた手法である。

出願の意匠

「道路用柵」

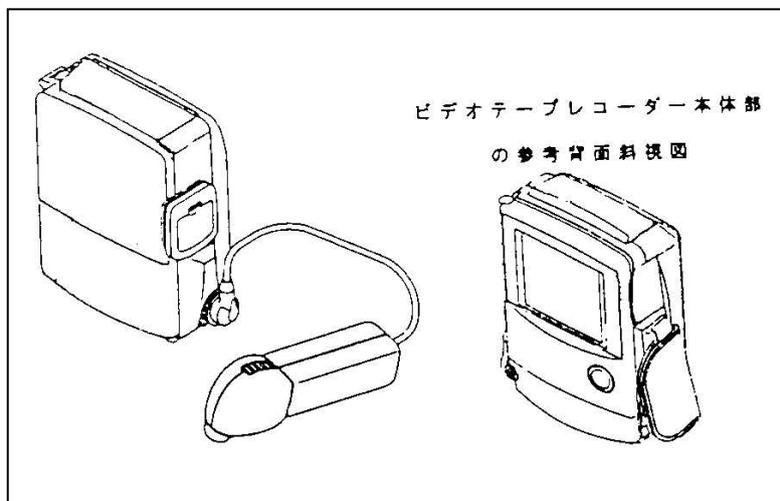


【事例3】

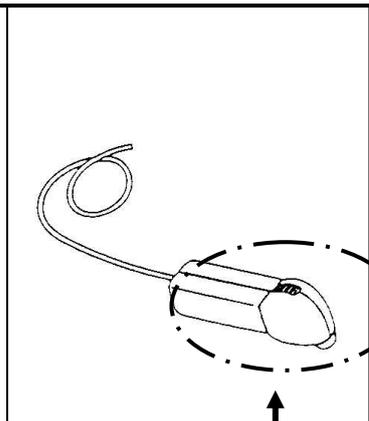
その意匠の属する分野において、分離可能な部品（テレビカメラ）の形状等を他の部品（テレビカメラ）の形状等に置き換えることは当業者にとってありふれた手法である。

出願の意匠

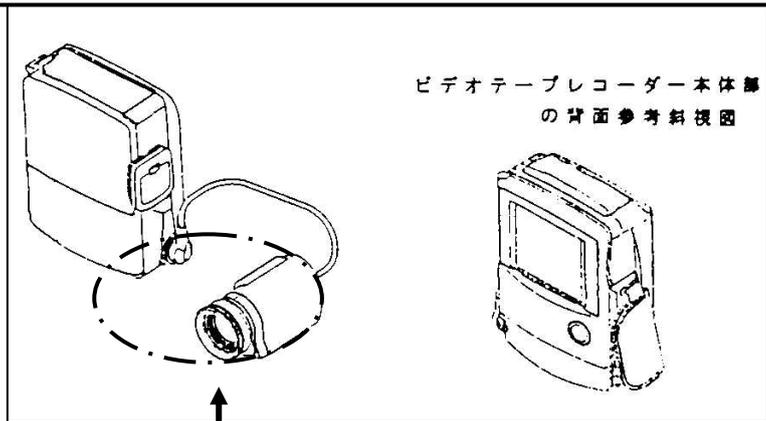
「ビデオテープレコーダー付ビデオカメラ」



公知知られた意匠：テレビカメラ



公知知られた意匠：ビデオテープレコーダー付ビデオカメラ



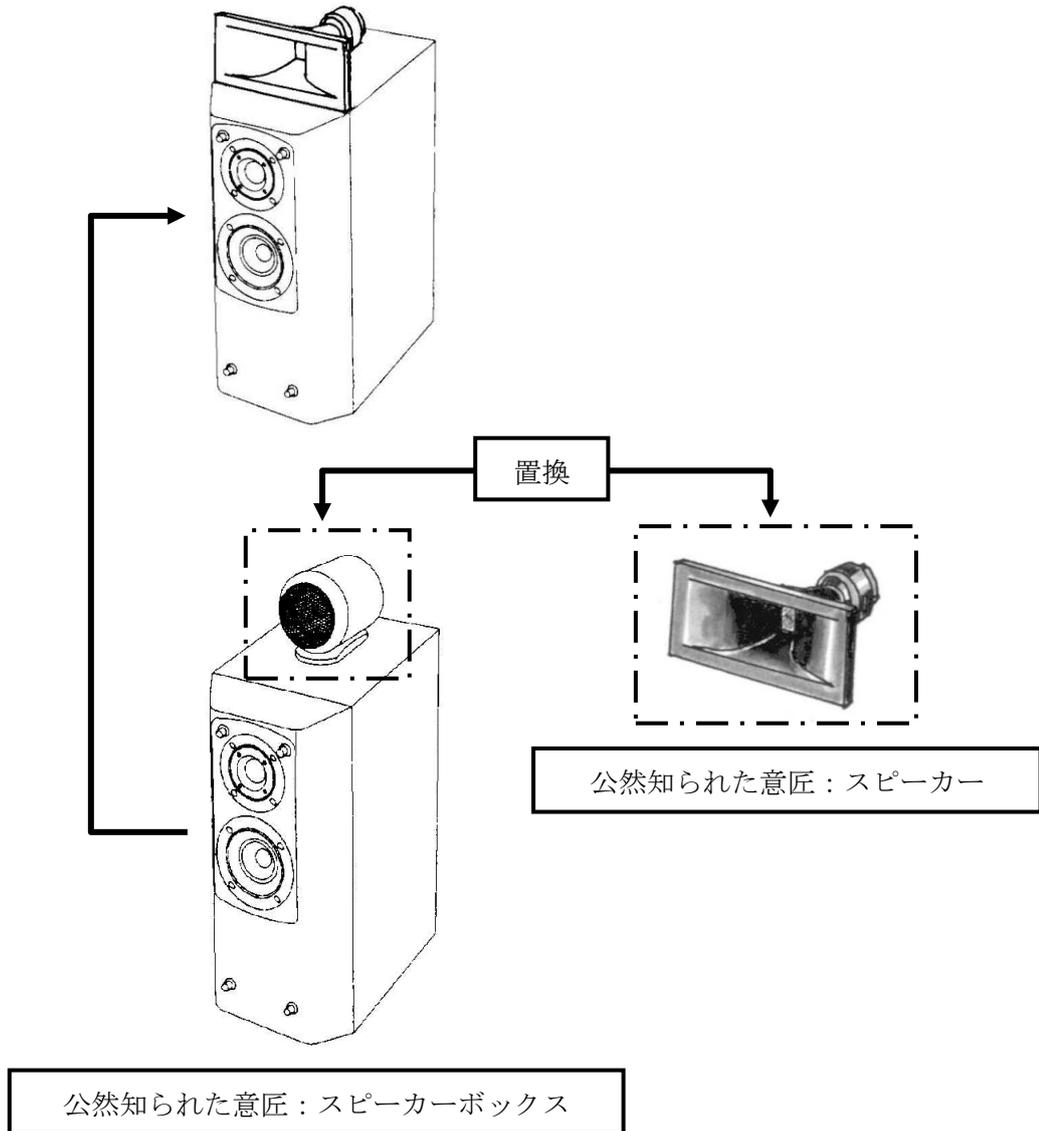
置換

【事例4】

その意匠の属する分野において、音域毎に各種のスピーカーを積み重ねて、一体のスピーカーボックスとすることは、当業者にとってありふれた手法である。

出願の意匠

「スピーカーボックス」

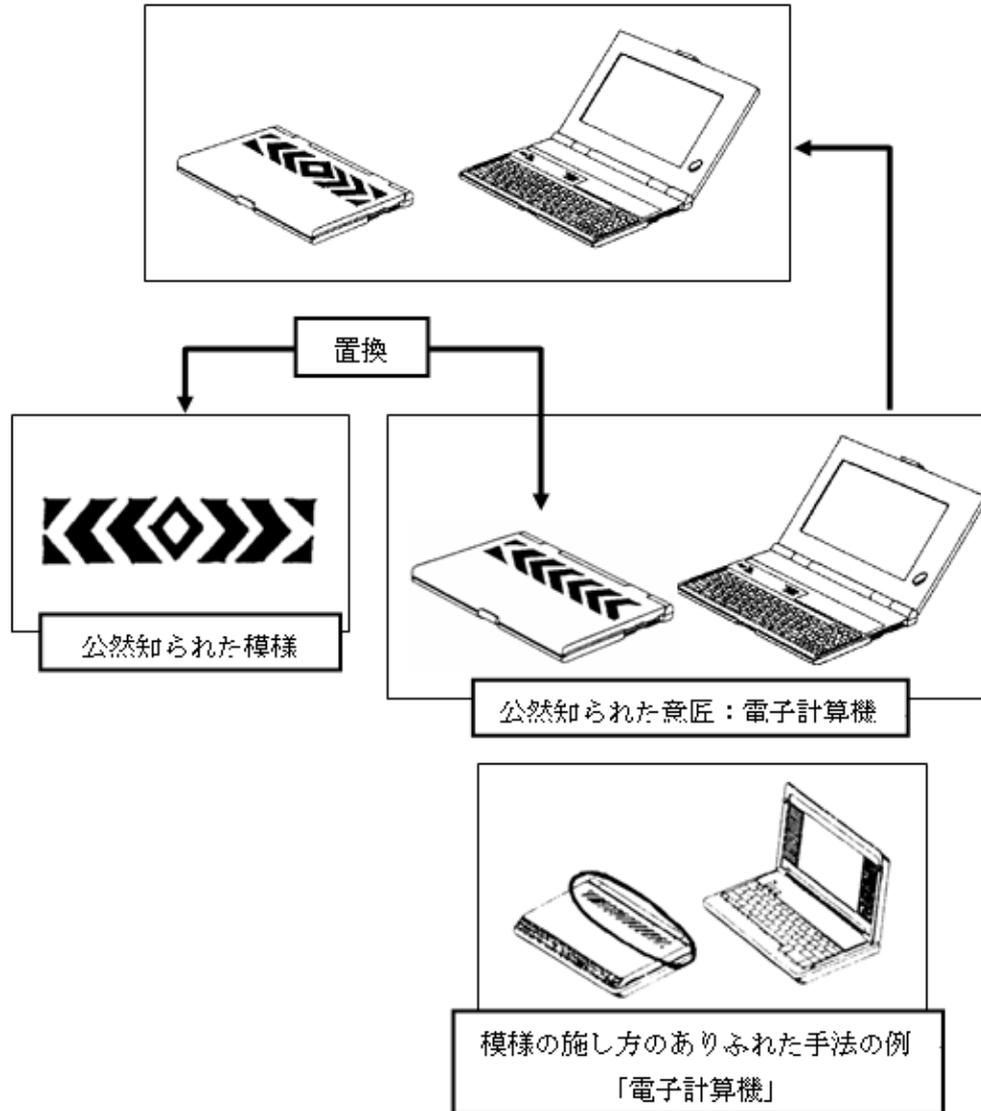


【事例5】

その意匠の属する分野において、電子計算機の蓋部上面に模様を付することは当業者にとってありふれた手法である。

出願の意匠

「電子計算機」



23.5.2 寄せ集めの意匠

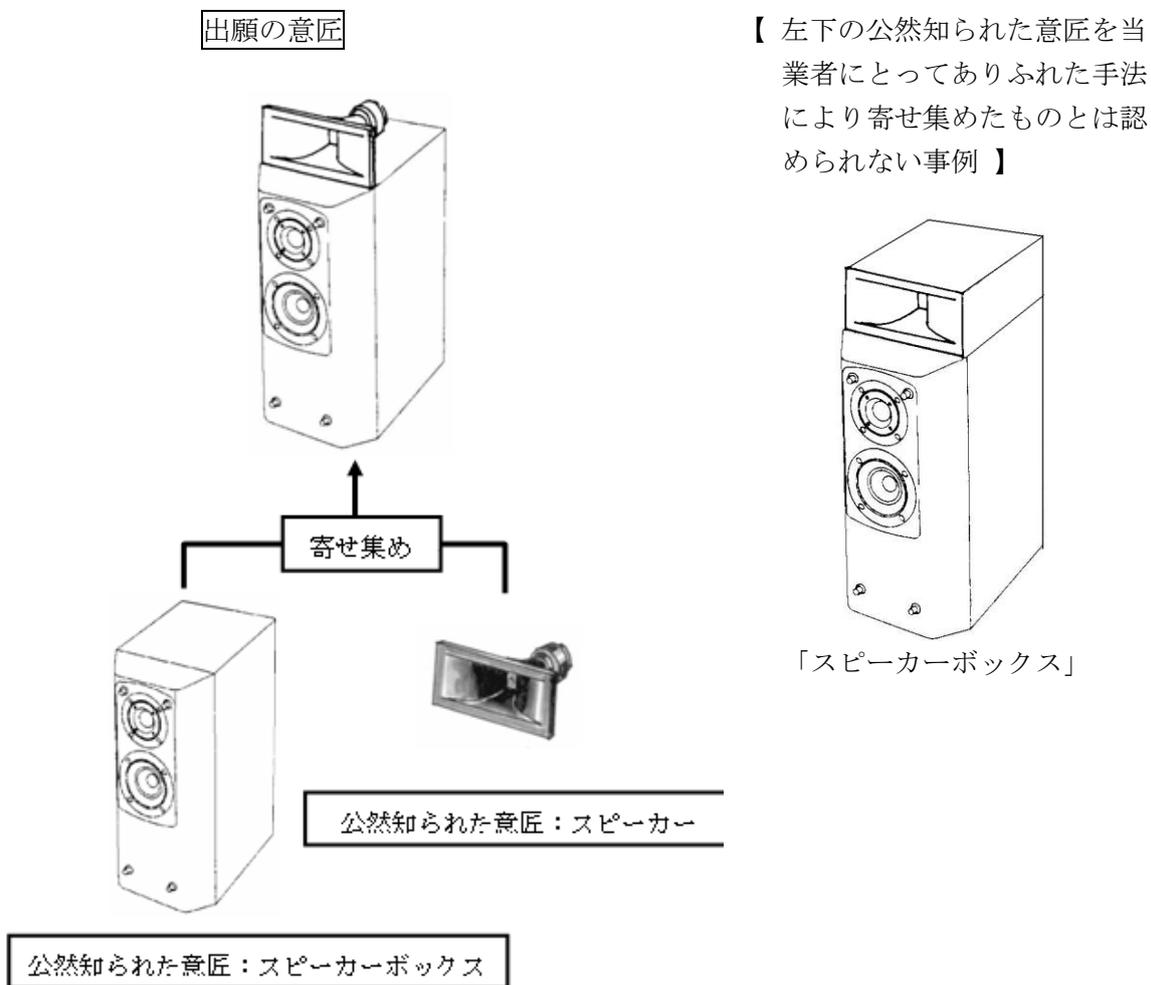
寄せ集めとは、複数の意匠を組み合わせで一の意匠を構成することをいう。

複数の公然知られた意匠を当業者にとってありふれた手法により寄せ集めたにすぎない意匠。

このような意匠は、公然知られた形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合に基づいて当業者であれば容易に創作することのできた意匠と認められる。

【事例1】

その意匠の属する分野において、音域毎に各種のスピーカーを積み重ねて、一体のスピーカーボックスとすることは、当業者にとってありふれた手法である。

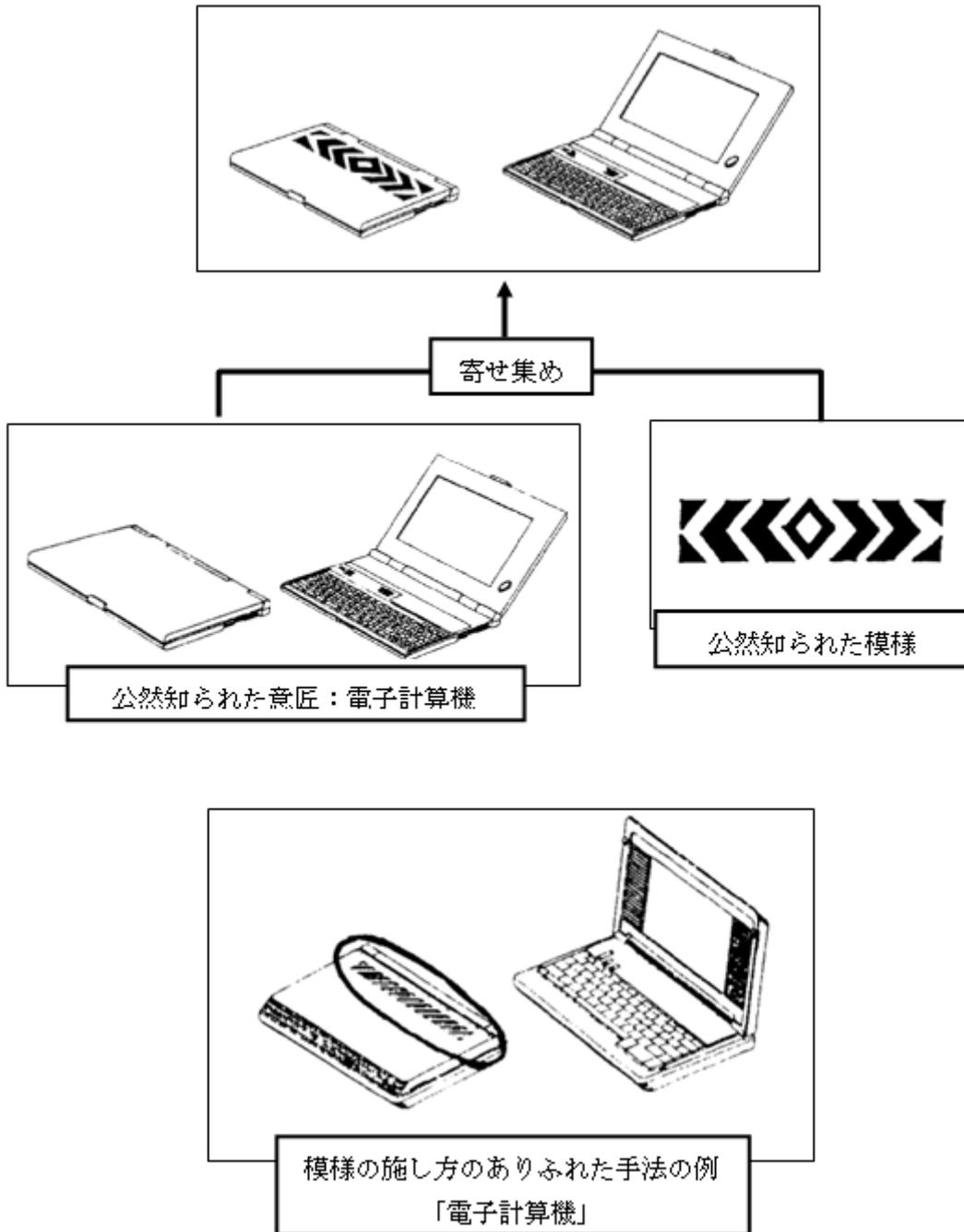


【事例2】

その意匠の属する分野において、電子計算機の蓋部上面に模様を付することは当業者にとってありふれた手法である。

出願の意匠

「電子計算機」

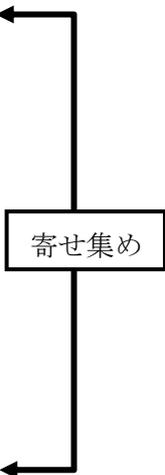
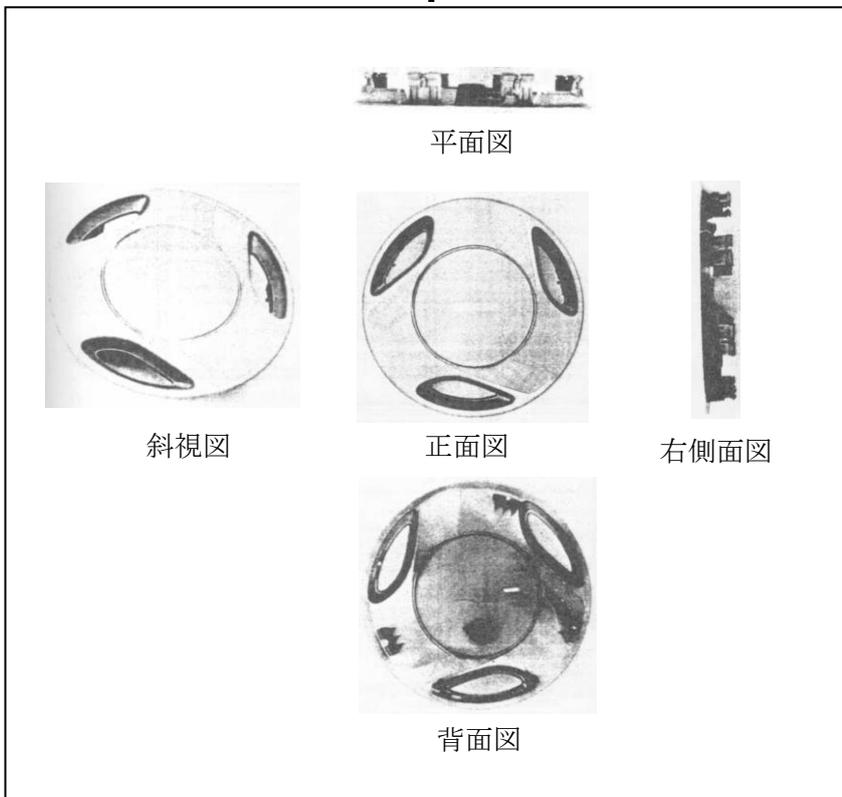
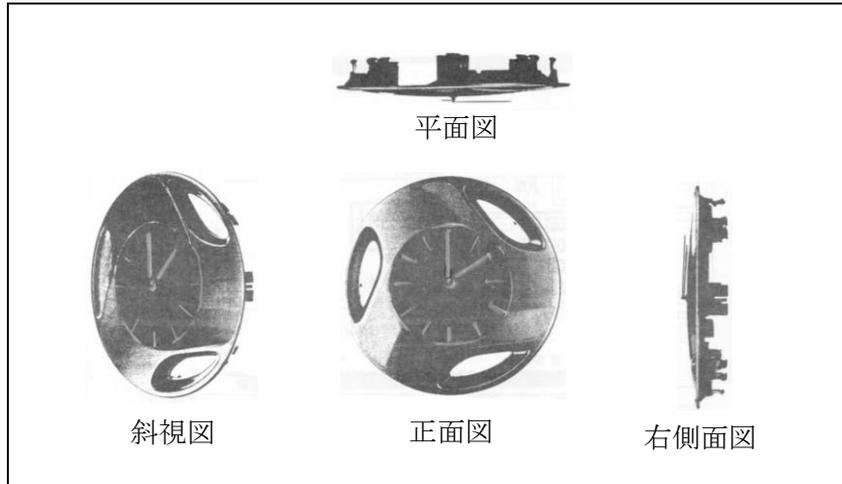


【事例3】

その意匠の属する分野において、様々な具体物等をベースとしてその一部に時計をはめ込むこと、及び略円板状ベース部分の中心に時計をはめ込むことは当業者にとってありふれた手法である。

出願の意匠

「時計」



中央にはめ込まれた時計は、広く知られた意匠である。

23.5.3 配置の変更による意匠

公然知られた意匠の構成要素の配置を当業者にとってありふれた手法により変更したにすぎない意匠。

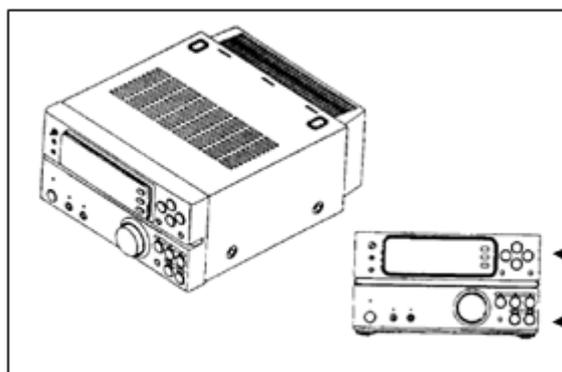
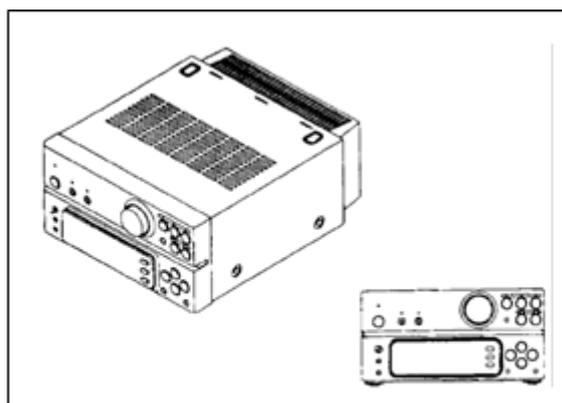
このような意匠は、公然知られた形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合に基づいて当業者であれば容易に創作することのできた意匠と認められる。

【事例】

その意匠の属する分野において、公然知られた意匠の通常使用状態においてイコライザー用表示部と増幅器用操作部の配置を変更することは当業者にとってありふれた手法である。

出願の意匠

「イコライザー付増幅器」



公然知られた意匠：イコライザー付増幅器

23.5.4 構成比率の変更又は連続する単位の数の増減による意匠

公然知られた意匠の全部又は一部の構成比率又は公然知られた意匠の繰り返し連続する構成要素の単位の数を当業者にとってありふれた手法により変更したにすぎない意匠。

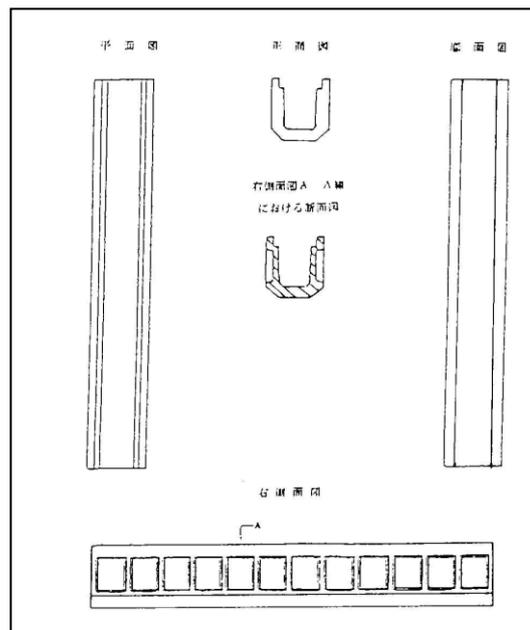
このような意匠は、公然知られた形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合に基づいて当業者であれば容易に創作することのできた意匠と認められる。

【事例1】

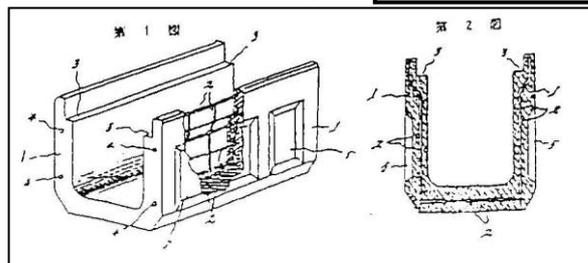
同じ断面形状を持つ押し出し成形材や繰り返し連続する側面形状を有する側溝ブロック等の分野において、公然知られた意匠の繰り返し連続する構成要素の単位の数を適宜増減させることは当業者にとってありふれた手法である。

出願の意匠

「側溝用ブロック」



繰り返し連続する構成要素の単位数を増加



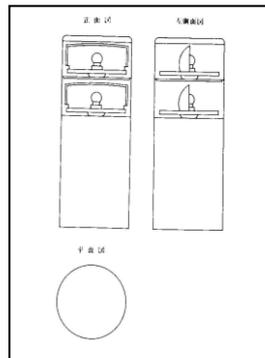
公然知られた意匠：コンクリート製排水側溝

【事例2】

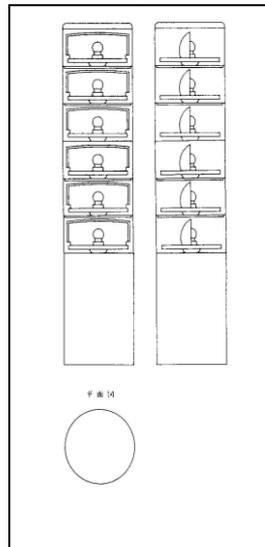
その意匠の属する分野において、警告灯単位体の積み重ねの数を適宜増減させることは当業者にとってありふれた手法である。

出願の意匠

「回転警告灯」の警告灯単位体の積み重ねの数は二段である。



繰り返し連続する構成要素の単位数を減少



公然知られた意匠：回転警告灯

警告灯単位体の積み重ねの数は六段である。

23.5.5 公然知られた形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合をほとんどそのまま表したにすぎない意匠

公然知られた形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合（広く知られた形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合に基づく場合も同様とする。以下同じ。）をほとんどそのまま物品の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合に表したという当業者にとってありふれた手法により創作された意匠。

このような意匠は、公然知られた形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合に基づいて当業者であれば容易に創作することのできた意匠と認められる。

23.5.5.1 公然知られた形状や模様に基づく意匠

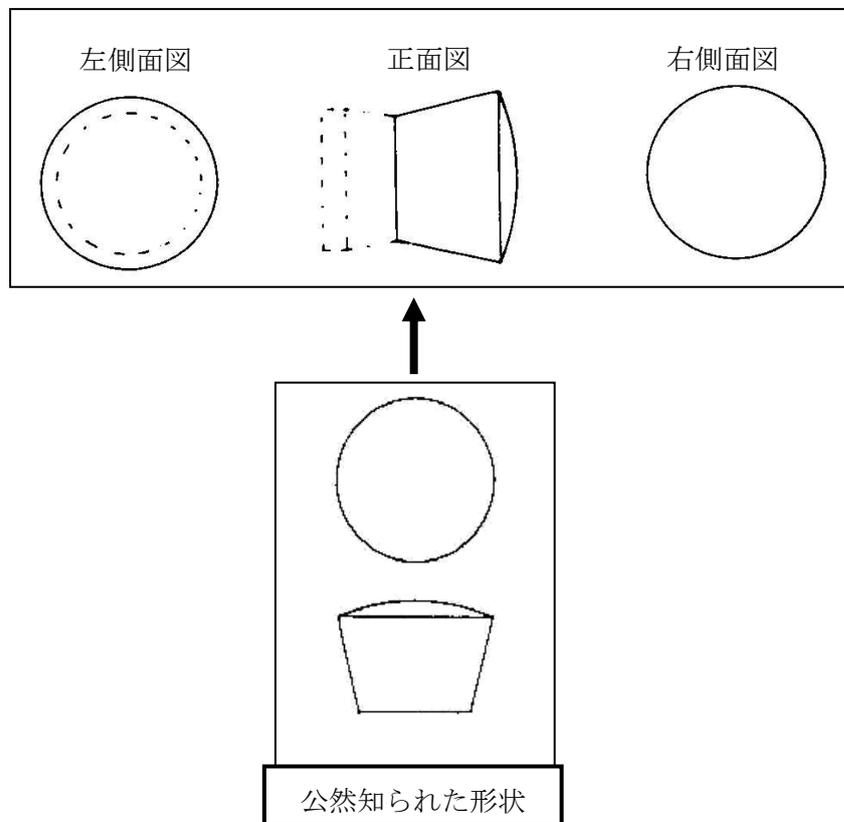
公然知られた形状や模様をほとんどそのまま物品に表したにすぎない意匠。

【事例】

その意匠の属する分野において、その先端を様々な幾何的形状とすることは通常行われている手法である。

出願の意匠

「レーザー照射機用先端部」（部分意匠）



23.5.5.2 自然物並びに公然知られた著作物及び建造物等に基づく意匠

自然物（動物、植物又は鉱物）並びに公然知られた著作物及び建造物などの全部又は一部の形状、模様等をほとんどそのまま物品に表したにすぎない意匠。

【事例】

その意匠の属する分野において、文鎮等の形状を植物等の形状に模倣することは通常行われている手法である。

出願の意匠

「ペーパーウェイト」



【容易に創作できたものとはいえない事例】

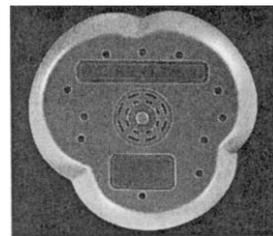
以下の「培養土用容器」の意匠は、ピーマンの形状をほとんどそのまま表したものとはいえず、当業者であっても容易に創作することのできたものとはいえない。

出願の意匠

「培養土用容器」



斜視図



底面図

23.5.6 商慣行上の転用による意匠

非類似の物品の間に当業者にとって転用の商慣行というありふれた手法がある場合において、転用された意匠。

このような意匠は、当該転用の基礎となった公然知られた形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合に基づいて当業者であれば容易に創作することのできた意匠と認められる。

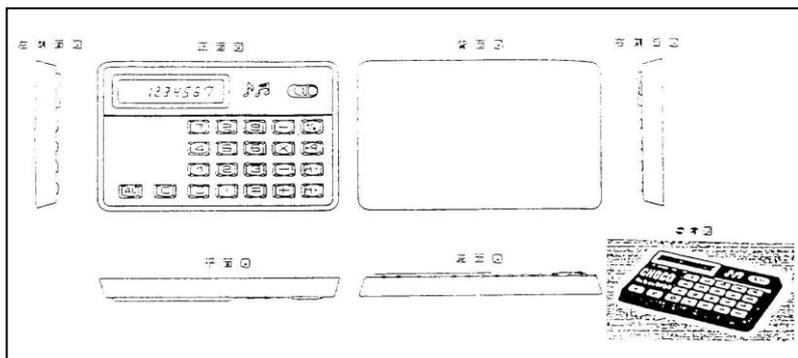
転用とは、ある物品の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合をそれとは非類似の物品の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合として表すことだけでなく、公然知られた形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合に基づいて意匠を創作する過程において、技術的又は経済的要因からやむなく行われる形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合の変更であって、当業者であれば誰でも加えるであろう程度にすぎない変形や、そうした変形がその意匠の属する分野において常態化している変形を加えたものをも含む。

【事例1】

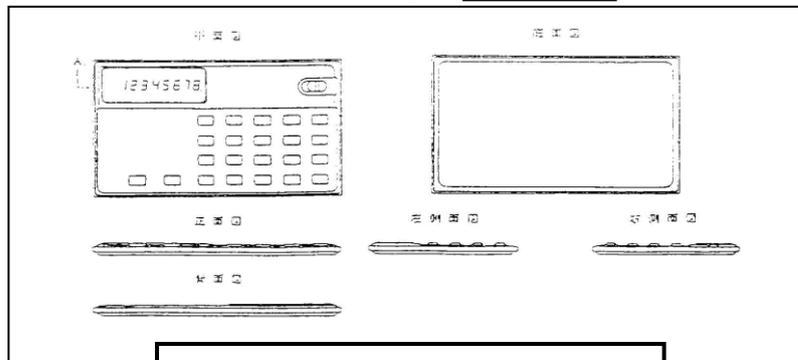
その意匠の属する分野において、製造食品の形状を器物又は動植物等の形状に模することは当業者にとって商慣行上行われている。

出願の意匠

「チョコレート」



転用



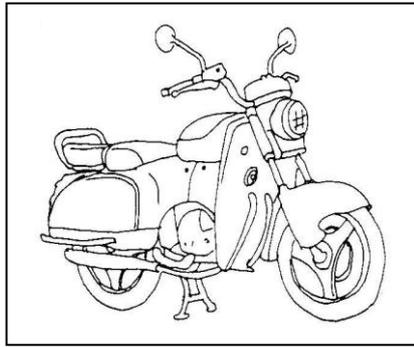
公然知られた意匠：卓上電子計算機

【事例2】

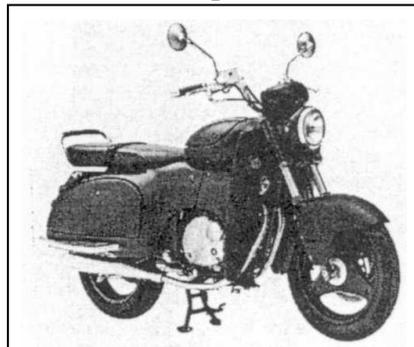
その意匠の属する分野において、おもちゃの形状を乗物の形状に模することは当業者にとって商慣行上行われている。

出願の意匠

「オートバイおもちゃ」



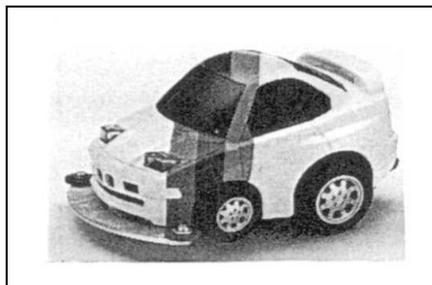
↑
転 用



公然知られた意匠：自動二輪車

【容易に創作できたものとはいえない事例】

以下の「自動車おもちゃ」の意匠は、当業者にとって商慣行上通常なされる程度の変形を超えているため、当業者であっても容易に創作することのできたものとはいえない。



23.6 創作非容易性の判断の基礎となる資料の提示

公然知られた形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合、又は公然知られた意匠を創作非容易性の判断の基礎となる資料とする場合、例えば、頒布された刊行物に記載された公然知られた意匠を創作非容易性の判断の基礎となる資料とする場合には、当該公然知られた意匠が記載された刊行物の書誌事項及び当該公然知られた意匠の掲載ページ等を拒絶理由通知書に記載して意匠登録出願人に当該公然知られた意匠を提示することが必要である。

一方、広く知られた形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合、又は広く知られた意匠を創作非容易性の判断の基礎となる資料とする場合については、証拠の提示を要さない。

23.7 当業者にとってありふれた手法であることの提示

創作容易な意匠というためには、当業者にとってありふれた手法によって創作されたという事実を要する。

したがって、意匠法第3条第2項の規定により拒絶の理由を通知する場合は、原則、当業者にとってありふれた手法であることを示す具体的な事実を出願人に提示することが必要である。

ただし、その手法が当業者にとってありふれたものであることが、審査官にとって顕著な事実と認められる場合、例えば、玩具業界において、本物の自動車をそっくりそのまま自動車おもちゃに転用するという手法等の場合には、必ずしもその提示を要さない。

23.8 意匠法第3条第1項各号との適用関係

意匠法第3条第2項は、「(前項各号に掲げるものを除く。)」と規定していることから、意匠法第3条第2項の規定は、意匠登録出願に係る意匠が、ある公然知られた意匠に対して意匠法第3条第1項各号に規定する意匠に該当しない場合に限り適用する。

第7部 個別の意匠登録出願

第1章 部分意匠

71 関連条文

意匠法

第二条 この法律で「意匠」とは、物品（物品の部分を含む。第八条を除き、以下同じ。）の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合であつて、視覚を通じて美感を起こさせるものをいう。

2 前項において、物品の部分の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合には、物品の操作（当該物品がその機能を発揮できる状態にするために行われるものに限る。）の用に供される画像であつて、当該物品又はこれと一体として用いられる物品に表示されるものが含まれるものとする。

（第3項及び第4項略）

意匠法施行規則

様式第2〔備考〕

39 （第1部「願書・図面」第1章「意匠登録出願」11「関連条文」参照）

様式第6〔備考〕

8 （第2部「意匠登録の要件」第1章「工業上利用することができる意匠」21「関連条文」参照）

9 （第2部「意匠登録の要件」第1章「工業上利用することができる意匠」21「関連条文」参照）

10 （第2部「意匠登録の要件」第1章「工業上利用することができる意匠」21「関連条文」参照）

11 物品の部分について意匠登録を受けようとする場合であつて、8から10まで及び14に規定される画像図（意匠法第2条第2項に規定する物品と一体として用いられる物品に表示される画像を表す図をいう。以下同じ。）において、意匠登録を受けようとする部分とその他の部分のいずれをも含むときは、意匠登録を受けようとする部分を実線で描き、その他の部分を破線で描く等により意匠登録を受けようとする部分を特定する。図面の記載のみでは意匠登録を受けようとする部分を特定することができない場合は、当該部分を特定する方法を願書の「【意匠の説明】」の欄に記載する。

様式第7〔備考〕

4 その他は、様式第6の備考2、3、6、8から12まで、14及び18から24までと同様とする。

様式第8〔備考〕

3 物品の部分について意匠登録を受けようとする場合は、意匠に係る物品のうち、意匠登録を受けようとする部分以外の部分を黒色で塗りつぶす等により意匠登録を受けようとする部分を特定し、かつ、意匠登録を受けようとする部分を特定する方法を願書の「【意匠の説明】」の欄に記載する。

71.1 部分意匠とは

部分意匠は、意匠法第2条第1項の規定により、物品の部分の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合であると定義される。具体的には、以下のとおりとなる。

- (1) 部分意匠の意匠に係る物品は、意匠法の対象とする物品と認められなければならない。(第2部「意匠登録の要件」第1章「工業上利用することができる意匠」21.1.1.1「物品と認められるものであること」参照)
- (2) 当該物品全体の形態の中で一定の範囲を占める部分である。
- (3) 当該物品において、他の意匠と対比する際に対比の対象となり得る部分である。

71.2 部分意匠の意匠登録出願における願書・図面

71.2.1 部分意匠の意匠登録出願における願書の記載事項

(1) 「意匠に係る物品」の欄の記載

部分意匠の意匠登録出願をする場合は、願書の「意匠に係る物品」の欄には、意匠法第7条の規定により別表第一の下欄に掲げる物品の区分又はそれと同程度の区分による物品の区分が記載されていなければならない。(第5部「一意匠一出願」参照)

例えば、カメラの意匠の創作において、「意匠登録を受けようとする部分」が当該グリップ部分であっても、権利の客体となる意匠に係る物品が当該グリップ部分を含む「カメラ」であることから、願書の「意匠に係る物品」の欄には、「カメラ」と記載されていなければならない。

(2) 「意匠の説明」の欄の記載

意匠法施行規則様式第6備考11は、図面において「意匠登録を受けようとする部分」と「その他の部分」のいずれも含む場合には、「意匠登録を受けようとする部分」は実線で描き、「その他の部分」を破線で描く等により意匠登録を受けようとする部分を特定し、かつ図面の記載のみでは意匠登録を受けようとする部分を特定することができない場合は、当該部分を特定する方法を願書の「意匠の説明」の欄に記載する旨規定している。

したがって、一組の図面において、「意匠登録を受けようとする部分」をどのようにして特定したか、その方法が願書の「意匠の説明」の欄に記載されていなければならない。

ただし、図面の記載のみで「意匠登録を受けようとする部分」と「その他の部分」を特定できる場合は、意匠登録を受けようとする部分を特定する方法が記載されていなくてもよい。

なお、願書の「意匠の説明」の欄の記載のみで意匠登録を受けようとする部分を特定することは認められない。

(3) 「意匠に係る物品の説明」の欄の記載

意匠法施行規則様式第2備考39の規定は、部分意匠の意匠登録出願にも適用される。

したがって、部分意匠の意匠に係る物品が、経済産業省令で定める物品の区分のいずれにも属さず、その物品の使用の目的、使用の状態等について、当業者の一般的な知識に基づき容易に理解できない場合には、その物品の使用の目的、使用の状態等物品の理解を助けることができるような説明が、願書の「意匠に係る物品の説明」の欄に記載されていなければならない。

71.2.2 部分意匠の意匠登録出願における図面等の記載

部分意匠の意匠登録出願をする場合は、意匠法施行規則様式第6備考11の規定により図面等を作成する。また、願書に添付された図面において、意匠に係る物品全体の形態が示されていない場合は、部分意匠として取り扱う。

(1) 図面

図面の中に「意匠登録を受けようとする部分」と「その他の部分」をいずれも含む場合は、「意匠登録を受けようとする部分」は実線で描き、「その他の部分」を破線で描く等により意匠登録を受けようとする部分を特定する。

(2) 図の省略

以下の場合には、図の省略が認められる。

- ① 意匠法施行規則様式第6備考8に規定される、同一又は対称である図の省略
- ② 意匠法施行規則様式第6備考9の規定により認められた図の省略
- ③ 意匠法施行規則様式第6備考10に規定される表面図と裏面図が同一若しくは対称の場合又は裏面が無模様の場合の裏面図の省略
- ④ 意匠法第2条第2項に規定する物品と一体として用いられる物品に表示される画像についてのみ意匠登録を受けようとする部分意匠の出願の場合における、画像図以外の意匠に係る物品を表す一組の図面又は一部の図の省略
- ⑤ 意匠登録を受けようとする部分の位置、大きさ、範囲が特定できる場合であって、意匠登録を受けようとする部分以外の部分のみが表れる図の省略

(3) 「意匠登録を受けようとする部分」の特定

図面において、「意匠登録を受けようとする部分」に加え「その他の部分」を表す場合は、「意匠登録を受けようとする部分」を実線で描き、「その他の部分」を破線で描く等により「意匠登録を受けようとする部分」を特定しなければならない。

したがって、「意匠登録を受けようとする部分」を、図示なく説明の記載のみで特定することや、使用状態を示す参考図等のみで特定することは認められない。

ただし、断面図を加えないと作図上「意匠登録を受けようとする部分」を特定することができないものもあることから、その場合には、一組の図面に断面図を加えて当該部分を特定することができるものとする。

なお、その場合には、当該断面図が、「意匠登録を受けようとする部分」を特定するための図ではなく、その意匠を十分表現することができないときに加える通常の断面図と認められ、結果として「意匠登録を受けようとする部分」が特定しないと判断される場合もあることから、意匠登録出願人には、意匠登録出願の際に願書の「意匠の説明」の欄に、例えば、「断面図を含めて『意匠登録を受けようとする部分』を特定している。」旨記載することを奨励している。

(4) 部分意匠の開示の程度

部分意匠の意匠登録出願については、「意匠登録を受けようとする部分」の形態、「意匠登録を受けようとする部分」が物品全体の中で占める位置、大きさ、範囲及び「意匠登録を受けようとする部分」と「その他の部分」の境界が明確でなければならず、また、願書の「意匠に係る物品」の欄に記載された物品の区分に属する物品並びに意匠登録を受けようとする部分の機能及び用途を認識するのに必要な最低限の構成要素が少なくとも明確に表されていないなければならない。(下記 71.4.1.2 「意匠が具体的なものであること」 (2) 「意匠が具体的なものと認められない場合の例」 ⑤参照)

71.3 部分意匠の意匠登録出願に係る意匠の認定

部分意匠の意匠登録出願に係る意匠の認定は、以下の点に関して、願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断して行う。

なお、願書又は願書に添付した図面等に該当しない書類、例えば、特徴記載書、優先権証明書、意匠法第4条第2項の規定の適用を受けるための証明書等は、部分意匠の意匠登録出願に係る意匠の認定の際には、その基礎となる資料とはしない。(第1部「願書・図面」第2章「意匠登録出願に係る意匠の認定」参照)

(1) 部分意匠の意匠に係る物品

当該部分意匠の意匠に係る物品の使用の目的、使用の状態等に基づき用途及び機能を認定する。

(2) 「意匠登録を受けようとする部分」の用途及び機能

「意匠登録を受けようとする部分」の用途及び機能は、前記認定した部分意匠の意匠に係る物品が有する用途及び機能に基づいて認定する。

(3) 「意匠登録を受けようとする部分」の位置、大きさ、範囲

位置とは、部分意匠の意匠に係る物品全体の形態に対する当該「意匠登録を受けようとする部分」の相対的な位置関係をいう。

大きさとは、主として「意匠登録を受けようとする部分」の絶対的な一の大きさ(寸法)を認定するものではなく、当該意匠の属する分野における常識的な大きさの範囲を認定するものである。(第1部「願書・図面」第1章「意匠登録出願」11.1「意匠法第6条の規定」参照)

また、範囲とは、主として部分意匠の意匠に係る物品全体の形態に対する当該「意匠登録を受けようとする部分」の相対的な大きさ(面積比)をいう。

(4) 「意匠登録を受けようとする部分」の形態

① 「意匠登録を受けようとする部分」の認定

「意匠登録を受けようとする部分」を認定する際には、意匠登録出願人が図面において開示した範囲を原則とし、図面において「意匠登録を受けようとする部分」と「その他の部分」のいずれも含む場合には、願書の「意匠の説明」の欄に記載した特定方法により行う。

また、願書の「意匠の説明」の欄に、例えば、「断面図を含めて『意匠登録を受けようとする部分』を特定している。」旨記載されているときには、断面図をも含めて「意匠登録を受けようとする部分」を認定する。

② 「意匠登録を受けようとする部分」の形態の認定

「意匠登録を受けようとする部分」の形態は、全体意匠と同様に、断面図、斜視図等その他必要な図及び使用の状態を示した図等その他の参考図を含む図面に基づいて認定する。

71.4 部分意匠に関する意匠登録の要件

部分意匠として意匠登録出願されたもの(注)が意匠登録を受けるためには、全体意匠の意匠登録出願と同様に、以下のすべての要件を満たさなければならない。

(注) 部分意匠として意匠登録出願されたものとは、意匠法第2条第1項において定義されている意匠に該当するか否かの判断が審査官によって未だされていないものを指す。

(1) 工業上利用することができる意匠であること (→71.4.1)

(2) 新規性を有すること (→71.4.2)

- (3) 創作非容易性を有すること (→71.4.3)
- (4) 先願意匠の一部と同一又は類似の後願意匠でないこと (→71.4.4)

71.4.1 工業上利用することができる意匠

部分意匠として意匠登録出願されたものが、意匠法第3条第1項柱書に規定する工業上利用することができる意匠に該当するためには、以下のすべての要件を満たさなければならない。

したがって、以下のいずれかの要件を満たしていないものは、意匠法第3条第1項柱書に規定する工業上利用することができる意匠に該当しないため、意匠登録を受けることができない。

- (1) 意匠を構成するものであること (→71.4.1.1)
- (2) 意匠が具体的なものであること (→71.4.1.2)
- (3) 工業上利用することができるものであること (→71.4.1.3)

71.4.1.1 意匠を構成するものであること

部分意匠として意匠登録出願されたものが、意匠法第2条第1項において定義されている意匠を構成するためには、以下のすべての要件を満たしていなければならない。

- (1) 物品と認められるものであること (→71.4.1.1.1)
- (2) 物品自体の形態であること (→71.4.1.1.2)
- (3) 視覚に訴えるものであること (→71.4.1.1.3)
- (4) 視覚を通じて美感を起こさせるものであること (→71.4.1.1.4)
- (5) 一定の範囲を占める部分であること (→71.4.1.1.5)
- (6) 他の意匠と対比する際に対比の対象となり得る部分であること (→71.4.1.1.6)

71.4.1.1.1 物品と認められるものであること

部分意匠の意匠に係る物品が、意匠法の対象とする物品と認められなければならない。

(1) 物品と認められるものの例

- ①部分意匠の意匠に係る物品が意匠法の対象とする物品と認められる「靴下」であって、「意匠登録を受けようとする部分」が意匠法の対象とする物品とは認められない「靴下のかかと部分」であるもの
- ②部分意匠の意匠に係る物品が意匠法の対象とする物品と認められる「包装用容器」であって、「意匠登録を受けようとする部分」が意匠法の対象とする物品と認められる「包装用容器の蓋」の部分であるもの

(2) 物品と認められないものの例

- ① 「意匠登録を受けようとする部分」として模様のみを図面に表し、部分意匠の意匠に係る物品を「繊維製品に表す模様」としたものの

71.4.1.1.2 物品自体の形態であること

部分意匠の意匠に係る物品全体の形態が、物品自体の形態でなければならない。

(1) 物品自体の形態と認められないものの例

- ① 販売展示効果を目的としてハンカチを結んでできた花の形状の一部を「意匠登録を受けようとする部分」としたものの

71.4.1.1.3 視覚に訴えるものであること

「意匠登録を受けようとする部分」の全体の形態が、視覚に訴えるものでなければならない。

(1) 視覚に訴えるものと認められないものの例

- ① 「意匠登録を受けようとする部分」の全体の形態が、部分意匠の意匠に係る物品の通常取引状態において、外部から視認できないもの
- ② 「意匠登録を受けようとする部分」の全体の形態が微細であるために、肉眼によってはその形態を認識することができないもの

71.4.1.1.4 視覚を通じて美感を起こさせるものであること

「意匠登録を受けようとする部分」が、視覚を通じて美感を起こさせるものでなければならない。

71.4.1.1.5 一定の範囲を占める部分であること

「意匠登録を受けようとする部分」は、部分意匠の意匠に係る物品全体の形態の中で一定の範囲を占める部分、すなわち、当該意匠の外観の中に含まれる一つの閉じられた領域でなければならない。

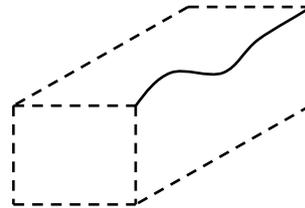
また、意匠登録を受けようとする部分とその他の部分の境界が明確でなければならない。

(1) 一定の範囲を占める部分に該当すると認められないものの例

- ① 「意匠登録を受けようとする部分」が稜線のみのも

稜線は面積を持たないものであるため、一定の範囲を占める部分に該当しない。

【事例】「建築用コンクリートブロック」



②部分意匠の意匠に係る物品全体の形態のシルエットのみを表したものを表したもの
当該意匠の外観の中に含まれる一つの閉じられた領域とは認められないため、一定の範囲を占める部分に該当しない。

【事例】

乗用自動車の側面を投影したシルエットのみを表したもの

71.4.1.1.6 他の意匠と対比する際に対比の対象となり得る部分であること

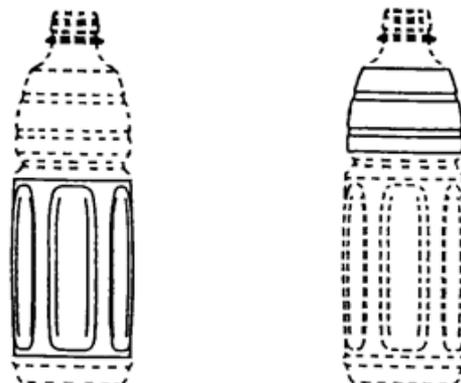
「意匠登録を受けようとする部分」が、当該物品全体の形態の中で一定の範囲を占める部分であっても、他の意匠と対比する際に対比の対象となり得る意匠の創作の単位が表されていないなければならない。

(1) 他の意匠と対比する際に対比の対象となり得る部分に該当すると認められるものの例

以下の事例は、いずれも「意匠登録を受けようとする部分」が包装用容器という物品全体の形態の中で一定の範囲を占める部分であって、他の意匠と対比する際に対比の対象となり得る意匠の創作の単位が表されている。

【事例1】「包装用容器」

【事例2】「包装用容器」



(2)「意匠登録を受けようとする部分」に意匠の創作の単位が一つも含まれていないものの例

以下の事例は、「意匠登録を受けようとする部分」が、包装用容器という物品全体の形態の中で一定の範囲を占める部分であっても、他の意匠と対比する際に対比の対象となり得る意匠の創作の単位が表されていない。

【事例】「包装用容器」



71.4.1.2 意匠が具体的なものであること

第一に、その意匠の属する分野における通常知識に基づいて、出願当初の願書の記載及び願書に添付された図面等から部分意匠の意匠登録出願であることが直接的に導き出されなくてはならない。

次に、部分意匠の意匠登録出願に係る意匠が具体的なものと認められるためには、全体意匠と同様に、その意匠の属する分野における通常知識に基づいて、出願当初の願書の記載及び願書に添付した図面等から具体的な一の意匠の内容、すなわち、以下の①から⑤についての具体的な内容が、直接的に導き出されなければならない。

①部分意匠の意匠に係る物品

②「意匠登録を受けようとする部分」の用途及び機能

③「意匠登録を受けようとする部分」の位置、大きさ、範囲

ただし、「その他の部分」全体が示されていない場合であっても、物品の性質に照らし、意匠登録を受けようとする部分の位置、大きさ、範囲を導き出すことができる場合は、具体的な意匠と認められる。

④「意匠登録を受けようとする部分」の形態

⑤「意匠登録を受けようとする部分」と「その他の部分」の境界

また、「意匠登録を受けようとする部分」を含む図面に願書の「意匠に係る物品」の欄に記載された物品の区分に属する物品を認識するのに必要な最低限の構成要素が少なくとも具体的に表されていない。

なお、願書の記載又は願書に添付した図面等の記載の正確性については、全体意匠に関する取扱いが適用されるため、第2部「意匠登録の要件」第1章「工業上利用することができる意匠」21.1.2「意匠が具体的なものであること」を参照されたい。

(1) 意匠が具体的なものと認められる場合の例

願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断すれば、具体的な一の意匠の内容を直接的に導き出せるときは、意匠が具体的なものと認められる。

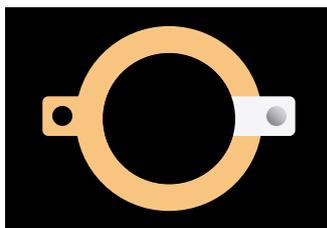
①願書の「意匠の説明」の欄の記載及び願書に添付した図面等の具体的な表現によって、当該意匠登録出願が部分意匠に関するものであることが明らかな場合

【事例】 「フランジ」

【平面図】



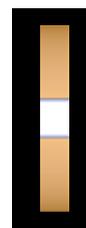
【正面図】



【意匠の説明】

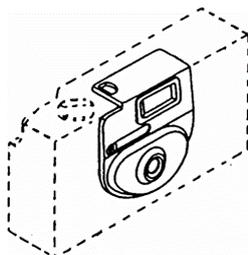
橙色に着色された部分以外の部分が、意匠登録を受けようとする部分である。

【右側面図】



②出願当初の願書に意匠登録を受けようとする部分を特定する方法についての「意匠の説明」の欄の記載がなくても、願書に添付した図面等の具体的な表現によって、部分意匠の意匠登録出願に関するものであること及び「意匠登録を受けようとする部分」が明らかな場合

【事例】 「デジタルカメラ」



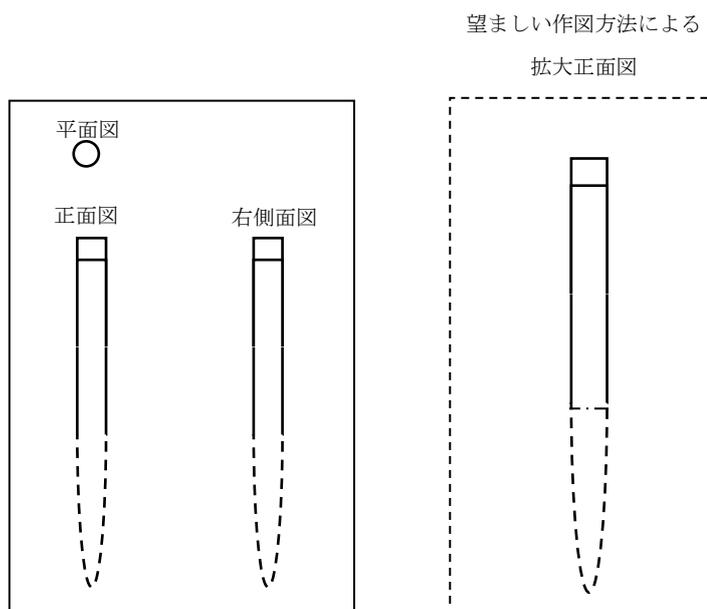
願書に添付した図面の各図が実線と破線により明確に描き分けられており、意匠登録を受けようとする部分を特定する方法についての意匠の説明がなくても、実線部分について意匠登録を受けようとする部分意匠の意匠登録出願であると当然に導き出すことができる。

- ③境界線の表示がないことが作図上の誤記と認められ、願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断すれば、「意匠登録を受けようとする部分」の境界を当然に導き出すことができる場合

「意匠登録を受けようとする部分」は、部分意匠の意匠に係る物品全体の形態の中で一定の範囲を占める部分、すなわち、当該意匠の外観の中に含まれる一つの閉じられた領域でなければならない。(上記 71.4.1.1.5 「一定の範囲を占める部分であること」参照)

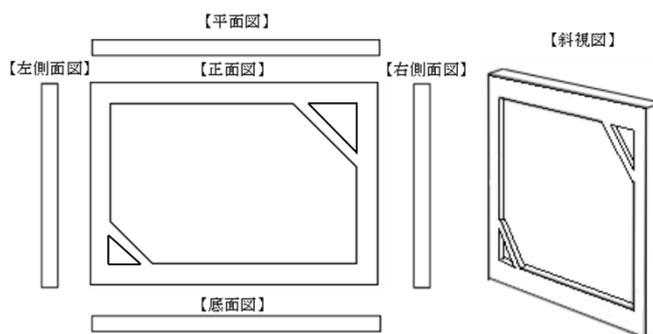
ただし、例えば、下記の「柵用支柱」のように線材、棒状のようなものであって、各図の記載や当該物品の特質等から総合的に判断した場合に、「意匠登録を受けようとする部分」の外形を表す実線の端部を直線で連結した位置を境界とみなすことに問題がないと認められるときは、「意匠登録を受けようとする部分」が一定の範囲を占めているものとして取り扱う。

【事例】 「柵用支柱」



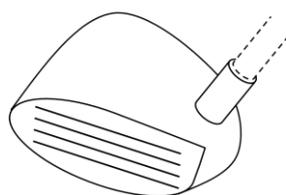
- ④願書に添付された図面等に、意匠登録を受けようとする物品の一部のみが表されており、他の図と同一又は対称であることを理由に省略する旨の記載のない場合であって、「意匠登録を受けようとする部分」の用途及び機能、意匠登録を受けようとする部分の形態、物品全体に占める位置、大きさ、範囲並びに「意匠登録を受けようとする部分」と「その他の部分」の境界が明確な場合

【事例】「額縁」



- ⑤「その他の部分」全体が一部しか示されていない場合であっても、物品の性質に照らし、意匠登録を受けようとする部分の位置、大きさ、範囲を導き出すことができる場合

【事例】「ゴルフクラブ」



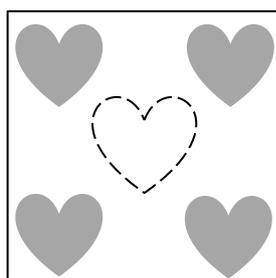
※説明の都合上、その他の図は省略した。

(2) 意匠が具体的なものと認められない場合の例

願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断しても、具体的な一の意匠の内容を直接的に導き出せないときは、意匠が具体的なものとは認められない。

- ①出願当初の願書の「意匠の説明」の欄に「意匠登録を受けようとする部分」を特定する方法についての記載がなく、願書及び願書に添付した図面の記載を総合的に判断しても、部分意匠の意匠登録出願であるか、全体意匠の意匠登録出願であるか明らかでない、又は図面において描き分けられたいずれの部分も「意匠登録を受けようとする部分」であるか明らかでない場合

【事例1】「ハンカチ」



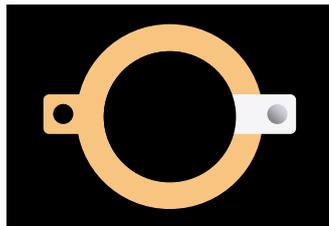
「意匠登録を受けようとする部分」を特定する方法に関する「意匠の説明」の欄の記載がなく、実線と破線等によって描き分けられた部分意匠の意匠登録出願であるのか、中央にステッチを施した全体意匠の意匠登録出願であるか、明らかでない。

【事例2】「フランジ」

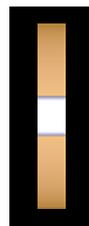
【平面図】



【正面図】



【右側面図】

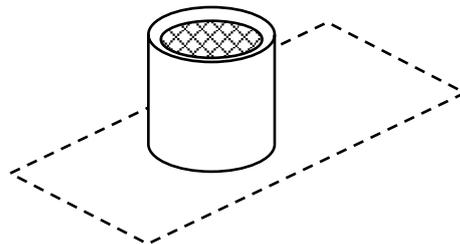


「意匠の説明」の欄に「意匠登録を受けようとする部分」を特定する方法に関する記載がなければ、「意匠登録を受けようとする部分」が、橙色、白色等、いずれの色彩の部分であるのか、明らかでない。

- ②部分意匠の意匠に係る物品又は「意匠登録を受けようとする部分」の具体的な用途及び機能が明らかでない場合
- ③「意匠登録を受けようとする部分」の全体の形態が表されていない場合
- ④「意匠登録を受けようとする部分」の位置、大きさ、範囲を特定できない場合

(i) 「その他の部分」が開示されておらず、物品の性質に照らしても、意匠登録を受けようとする部分の位置、大きさ、範囲を導き出すことができない場合

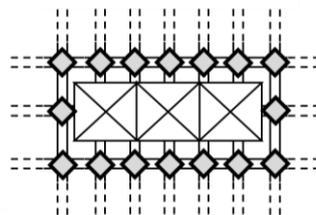
【事例1】「加湿器」



※この例では、蒸気吹き出し口近傍部のみが表されているが、当該部分の位置、大きさ、範囲を特定することができない

※説明の都合上、その他の図は省略した。

【事例2】「ガーデンフェンス」

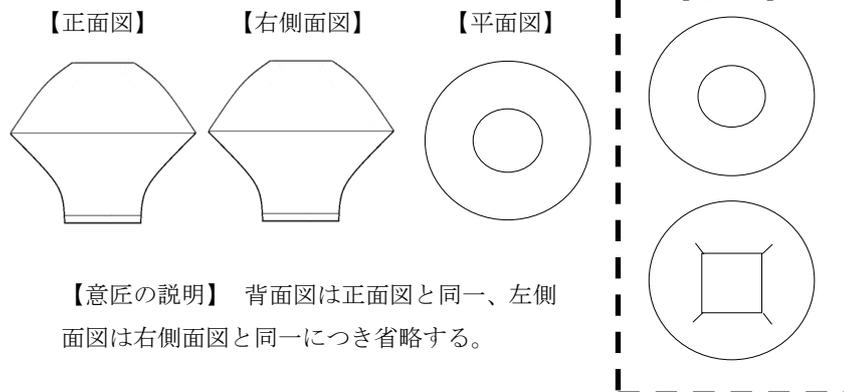


※この例では、当該部分の位置、大きさ、範囲を特定することができない

※説明の都合上、その他の図は省略した。

- (ii) 破線等で表された「その他の部分」の形態が、各図不一致により具体的でなく、その結果「意匠登録を受けようとする部分」の当該物品全体の形態の中での位置、大きさ、範囲が具体的とならない場合
- ⑤「意匠登録を受けようとする部分」の形態が明らかでない場合
 - (i) 「意匠登録を受けようとする部分」の形態が、各図不一致の場合
 - (ii) 「意匠登録を受けようとする部分」が一つの閉じられた領域でない場合
 - (iii) 「意匠登録を受けようとする部分」を参考図のみで特定している場合
 - (iv) 願書の「意匠の説明」の欄の文章でのみ「意匠登録を受けようとする部分」を特定し、図面において「意匠登録を受けようとする部分」と「その他の部分」との必要な描き分けを行っていない場合
 - (v) 意匠登録を受けようとする部分について複数の形態が考えられ一の形態を導き出すことができない場合

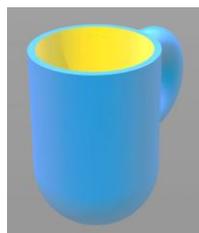
【事例1】「花瓶」



【意匠の説明】 背面図は正面図と同一、左側面図は右側面図と同一につき省略する。

※ この例では、右枠内のように、様々な態様が想定されるため、具体的な意匠を導き出せない。

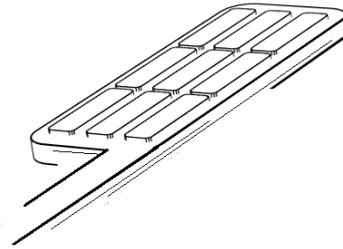
【事例2】「コーヒーカップ」



※ この例では、上記の一図のみでは取っ手部の形態や、カップ本体の下端部付近の形態が、開示された部分に限って見ても不明確であり、具体的な意匠を導き出せない。

⑥「意匠登録を受けようとする部分」と「その他の部分」の境界が不明確な場合

【事例】「ブレーキペダル」



71.4.1.3 工業上利用することができるものであること

部分意匠の意匠に係る物品が、工業上利用することができるものでなくてはならない。

なお、「意匠登録を受けようとする部分」については、工業上利用することができるか否かを判断しない。

71.4.2 新規性

意匠法第3条第1項各号の規定の適用については、当該部分意匠が公知の意匠のいずれかの意匠に該当するか否か、又は公知の意匠に類似する意匠に該当するか否かを判断することにより行う。

71.4.2.1 意匠法第3条第1項第1号及び第2号

部分意匠が、公知の意匠に該当するか否かの判断を行い得るためには、公知の意匠の中に、原則的に、部分意匠の意匠登録出願の「意匠登録を受けようとする部分」の全体の形態が開示されていなければならない。

その他の判断基準については、全体意匠についての判断基準が適用されるため、第2部「意匠登録の要件」第2章「新規性」22.1.1「意匠法第3条第1項第1号」及び22.1.2「意匠法第3条第1項第2号」を参照されたい。

71.4.2.2 意匠法第3条第1項第3号

71.4.2.2.1 公知の意匠と部分意匠との類否判断

意匠は、物品と形態が一体不可分のものであるから、部分意匠の意匠に係る物品と公知の意匠の意匠に係る物品とが同一又は類似でなければ意匠の類似は生じない。

例えば、カメラの意匠の創作において当該グリップ部分が部分意匠として意匠登録出願された場合、権利の客体となる意匠に係る物品は、当該グリップ部分を含む「カメラ」であることから、新規性の判断の基礎となる資料は、「カメラ」及びそれに類似する物品に係る意匠となる。

この要件のもと、部分意匠と公知の意匠とが以下のすべてに該当する場合、両意匠は類似する。

- ①部分意匠の意匠に係る物品と公知の意匠の意匠に係る物品とが同一又は類似であること
- ②部分意匠の意匠登録出願の「意匠登録を受けようとする部分」と公知の意匠における「意匠登録を受けようとする部分」に相当する箇所との用途及び機能が同一又は類似であること
- ③部分意匠の意匠登録出願の「意匠登録を受けようとする部分」と公知の意匠における「意匠登録を受けようとする部分」に相当する箇所との形態が同一又は類似であること
- ④部分意匠の意匠登録出願の「意匠登録を受けようとする部分」の当該物品全体の形態の中での位置、大きさ、範囲と公知の意匠における「意匠登録を受けようとする部分」に相当する箇所の当該物品全体の形態の中での位置、大きさ、範囲とが同一又は当該意匠の属する分野においてありふれた範囲内のものであること

なお、上記①から④について、すべて同一の場合、両意匠は同一となる。

(1) 意匠に係る物品の共通点及び差異点の認定

部分意匠の意匠に係る物品と公知の意匠の意匠に係る物品のそれぞれの用途及び機能について共通点及び差異点を認定する。

(2) 当該部分における用途及び機能の共通点及び差異点の認定

「意匠登録を受けようとする部分」と公知の意匠における「意匠登録を受けようとする部分」に相当する箇所のそれぞれの用途及び機能について共通点及び差異点を

認定する。

(3) 当該部分の形態の共通点及び差異点の認定

「意匠登録を受けようとする部分」と公知の意匠における「意匠登録を受けようとする部分」に相当する箇所のそれぞれの全体の形態及び各部の形態について共通点及び差異点を認定する。

ただし、「その他の部分」の形態については直接共通点及び差異点を認定しない。

(4) 当該部分の位置、大きさ、範囲の共通点及び差異点の認定

「意匠登録を受けようとする部分」の当該物品全体の形態の中での位置、大きさ、範囲と、公知の意匠における「意匠登録を受けようとする部分」に相当する箇所の当該物品全体の形態の中での位置、大きさ、範囲について共通点及び差異点を認定する。

(5) 公知の意匠と部分意匠との類否判断

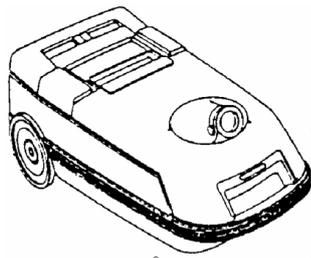
公知の意匠と部分意匠との類否判断は、両意匠が生ずる美感の類否についての判断をいう。具体的には、上記の(1)から(4)についての共通点及び差異点を意匠全体として総合的に観察して、それらが両意匠の類否の判断に与える影響を評価することにより行う。なお、それらの共通点及び差異点が意匠の類否判断に与える影響は、個別の意匠ごとに変化するものであるが、一般的には、

- ①見えやすい部分は、相対的に影響が大きい。
- ②ありふれた形態の部分は、相対的に影響が小さい。
- ③大きさの違いは、当該意匠の属する分野において常識的な範囲内のものであれば、ほとんど影響を与えない。
- ④材質の違いは、外観上の特徴として表れなければ、ほとんど影響を与えない。
- ⑤色彩のみの違いは、形状又は模様の変異に比してほとんど影響を与えない。
- ⑥位置、大きさ、範囲は、当該意匠の属する分野においてありふれた範囲内のものであれば、ほとんど影響を与えない。

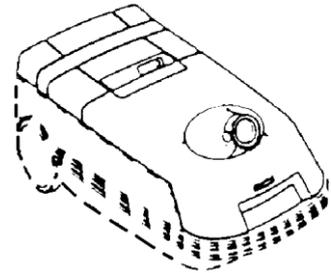
なお、「その他の部分」の形態のみについては対比の対象とはしない。

71.4.2.2.2 意匠法第3条第1項第3号の規定に該当する部分意匠の意匠登録出願の例

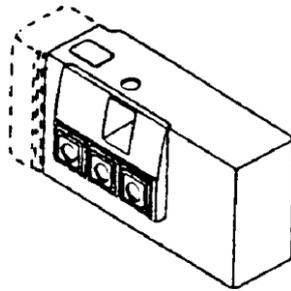
【事例1】 公知の意匠
「電気掃除機本体」



部分意匠の意匠登録出願
「電気掃除機本体」



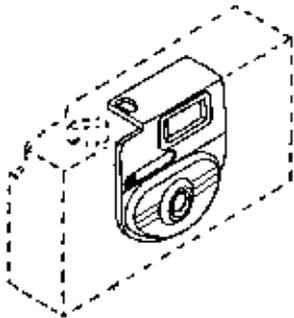
【事例2】 公知の意匠
「カメラ」
(意匠公報掲載の部分意匠)



部分意匠の意匠登録出願
「カメラ」



【事例3】 公知の意匠
「カメラ」
(意匠公報掲載の部分意匠)

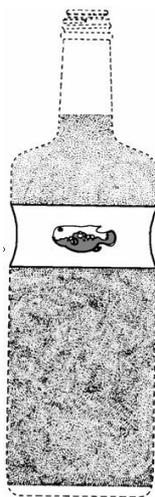


部分意匠の意匠登録出願
「ファインダー付カメラ用レンズ」

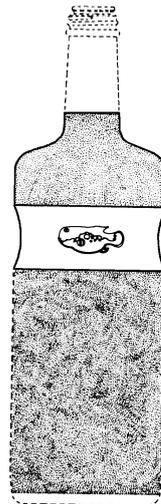


(注) 「ファインダー付カメラ用レンズ」という物品の区分は、事例の説明のためのものであって、別表第一に掲げられた物品の区分と同程度と認められる具体的な物品の区分の事例を示したものではない点に注意されたい。

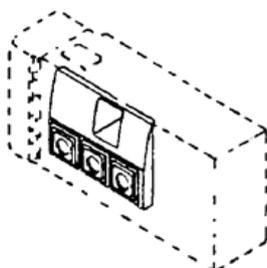
【事例4】 公知の意匠
「包装用びん」
(意匠公報掲載の部分意匠)



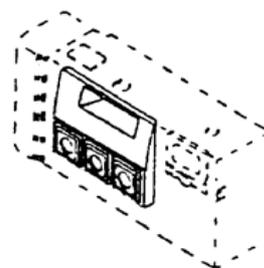
部分意匠の意匠登録出願
「包装用びん」



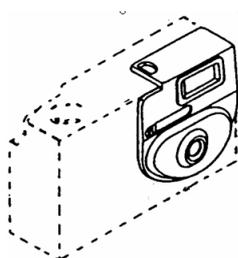
【事例5】 公知の意匠
「カメラ」
(意匠公報掲載の部分意匠)



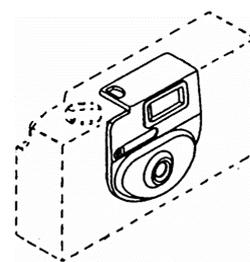
部分意匠の意匠登録出願
「カメラ」



【事例6】 公知の意匠
「デジタルカメラ」
(意匠公報掲載の部分意匠)



部分意匠の意匠登録出願
「デジタルカメラ」



71.4.3 創作非容易性

意匠法第3条第2項の規定の適用についての判断は、「意匠登録を受けようとする部分」の全体の形態が、当該意匠登録出願前に公然知られた形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合に基づいて当業者であれば容易に創作することができたものであるか否かを判断すると共に、当該部分の用途及び機能を考慮し、「意匠登録を受けようとする部分」を当該物品全体の形態の中において、その位置、その大きさ、その範囲とすることが、当業者にとってありふれた手法であるか否かを判断することにより行う。

なお、その他の判断基準については、全体意匠についての判断基準が適用されるため、第2部「意匠登録の要件」第3章「創作非容易性」を参照されたい。

71.4.4 先願意匠の一部と同一又は類似の後願意匠

意匠法第3条の2の規定は、先願の意匠の一部とほとんどそのままのものが後願の部分意匠の「意匠登録を受けようとする部分」として意匠登録出願されたときのように、後願の部分意匠が何ら新しい意匠の創作とは認められ

ない場合にも適用される。

なお、その他の判断基準については、全体意匠についての判断基準が適用されるため、第2部「意匠登録の要件」第4章「先願意匠の一部と同一又は類似の後願意匠の保護除外」を参照されたい。

71.4.4.1 先願に係る意匠として開示された意匠の一部と後願の部分意匠との類否判断

意匠法第3条の2の規定の適用にあたっては、先願に係る意匠として開示された意匠の中に、原則的に、意匠法第3条の2の規定の対象となる後願の部分意匠の「意匠登録を受けようとする部分」の全体の形態が開示されていること(先願に係る意匠として開示された意匠の中に、意匠法第3条の2の規定の対象となる後願の部分意匠の「意匠登録を受けようとする部分」の全体の形態が開示されていない場合であっても、対比可能な程度に十分表されている場合を含む。第2部「意匠登録の要件」第2章「新規性」22.1.2.6「刊行物に記載された意匠について」参照)が必要である。

先願に係る意匠として開示された意匠と、後願の部分意匠とが、①先願に係る意匠として開示された意匠が全体意匠であるか部分意匠であるか、②先願に係る意匠として開示された意匠の意匠に係る物品と後願の部分意匠の意匠に係る物品が同一、類似又は非類似のいずれであるかを問わず、先願に係る意匠として開示された意匠の中の後願の部分意匠の「意匠登録を受けようとする部分」に相当する一部と、後願の部分意匠の「意匠登録を受けようとする部分」との用途及び機能が同一又は類似であって、それぞれの形態が同一又は類似である場合、先願に係る意匠として開示された意匠の中の後願の部分意匠の「意匠登録を受けようとする部分」に相当する一部と後願の部分意匠とは類似する。

71.4.4.2 意匠法第3条の2の規定に該当する部分意匠の意匠登録出願の例

意匠法第3条の2の規定に該当する部分意匠の意匠登録出願の事例については、上記71.4.2.2.2「意匠法第3条第1項第3号の規定に該当する部分意匠の意匠登録出願の例」事例1から事例6において、公知の意匠を先願に係る意匠として開示された意匠に読み替えて参照されたい。

71.5 部分意匠の意匠登録出願に関する新規性の喪失の例外

部分意匠の意匠登録出願についても、意匠法第4条第1項又は第2項の規定の適用を受けることができる。

なお、意匠法第4条第1項又は第2項の規定の適用を受けるための要件等その他の判断基準については、全体意匠の判断基準が適用されるため、第3部「新規性の喪失の例外」を参照されたい。

71.6 部分意匠の意匠登録出願に関する意匠法第5条の規定

意匠法第5条第1号及び第2号の規定の適用については、「意匠登録を受けようとする部分」と「その他の部分」を含む、部分意匠の意匠に係る物品全体の形態を判断の対象とする。ただし、意匠法第5条第3号の規定の適用については、「意匠登録を受けようとする部分」の形状のみを判断の対象とする。

なお、その他の判断基準については、全体意匠の判断基準が適用されるため、第4部「意匠登録を受けることができない意匠」を参照されたい。

71.7 部分意匠の意匠登録出願に関する一意匠一出願

部分意匠の意匠登録出願についても、意匠法第7条に規定する要件を満たさなければならない。

なお、その他の判断基準については、全体意匠の判断基準が適用されるため、第5部「一意匠一出願」を参照されたい。

71.7.1 意匠法第7条に規定する要件を満たさないものの例

71.7.1.1 物品の区分によらない願書の「意匠に係る物品」の欄の記載の例

部分意匠の意匠登録出願において、願書の「意匠に係る物品」の欄に、物品の区分の後に「の部分」、「の部分意匠」等の語を付したもの（例えば、「靴下のかかと部分」、「靴下のかかとの部分意匠」）の記載があるときは、別表第一に記載された物品の区分又はそれと同程度の区分による物品の区分とは認められない。

71.7.1.2 意匠ごとに出願されていないものの例

一つの部分意匠の意匠に係る物品の中に、物理的に分離した二以上の「意匠登録を受けようとする部分」が含まれているものは、意匠ごとにした意匠登録出願と認められない。

71.7.1.2.1 物理的に分離した二以上の「意匠登録を受けようとする部分」が含まれているものであっても一意匠と取り扱うものの類型

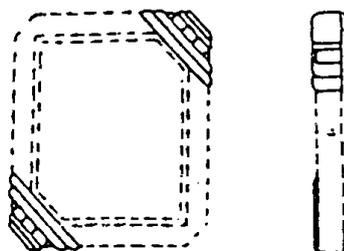
以下のいずれかに該当する場合は、物理的に分離した二以上の「意匠登録を受けようとする部分」が含まれているものであっても、一意匠と取り扱う。

(1) 形態的な一体性が認められる場合

物理的に分離した二以上の「意匠登録を受けようとする部分」であっても、対称となる形態、一組となる

形態等、関連性をもって創作されるものは、形態的な一体性が認められる。

【事例1】「腕時計用側」



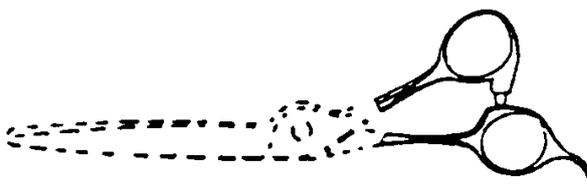
【事例2】「Tシャツ」



(2) 機能的な一体性が認められる場合

物理的に分離した二以上の「意匠登録を受けようとする部分」であっても、全体として一つの機能を果たすことから一体的に創作される関係にあるものは、機能的な一体性が認められる。

【事例1】「理髪用はさみ」



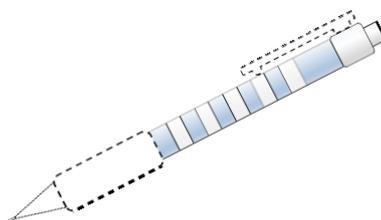
【事例2】「携帯電話」



(3) ある用途及び機能を果たすための部分や、形態的なまとまりを有する部分を「その他の部分」としたものである場合

一意匠として意匠登録を受けることができるものの例

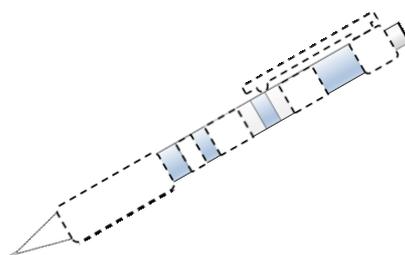
【事例】「シャープペンシル」



ただし、意匠登録を受けようとする部分が物理的に多数分離し、他の意匠と対比する際に対比の対象となり得る一の意匠としてのまとまりがないものについては、一意匠として取り扱わない。

一意匠として意匠登録を受けることができないものの例

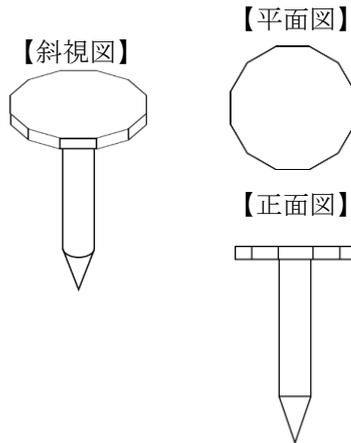
【事例】「シャープペンシル」



(4) 開示がなされていない部分によって隔てられ、意匠登録を受けようとする部分が図面上物理的に分離した状態で表れたものである場合

一意匠として意匠登録を受けることができるものの例

【事例】 「くぎ」



意匠に係る物品の説明：なし
 意匠の説明：背面図、右側面図、及び左側面図は正面図と同一につき、省略する。

【底面図】

この箇所が図面上開示されていない

底面図の提出が無く、赤色斜線部は開示がなされていないため、「意匠登録を受けようとする部分以外の部分」である。その結果、くぎの頭部と胴部とは、物理的に分離した二以上の「意匠登録を受けようとする部分」として図面上表れるが、このような場合は、一意匠と判断する。

71.8 組物の意匠に係る部分意匠

意匠法第8条の組物の意匠に係る部分意匠は、意匠登録を受けることができない。(第7部「個別の意匠登録出願」第2章「組物の意匠」72.1.2「組物の意匠に係る部分意匠」参照)

71.9 部分意匠の意匠登録出願に関する意匠法第9条及び第10条の規定

意匠法第9条及び第10条の規定は、部分意匠の意匠登録出願同士及び全体意匠と部分意匠の意匠登録出願の間でもその適用について判断する。

なお、その他の判断基準については、第6部「先願」及び第7部「個別の意匠登録出願」第3章「関連意匠」を参照されたい。

71.9.1 部分意匠と部分意匠との類否判断

部分意匠同士が以下のすべてに該当する場合、両意匠は類似する。

- ①部分意匠の意匠に係る物品の用途及び機能が、同一又は類似であること
- ②「意匠登録を受けようとする部分」の用途及び機能が、同一又は類似で

あること

③「意匠登録を受けようとする部分」の形態が、同一又は類似であること

④「意匠登録を受けようとする部分」の当該物品全体の形態の中での位置、大きさ、範囲が、同一又は当該意匠の属する分野においてありふれた範囲内のものであること

なお、上記①から④について、すべて同一の場合、両意匠は同一となる。

(1) 意匠に係る物品の共通点及び差異点の認定

部分意匠の意匠に係る物品のそれぞれの用途及び機能について、共通点及び差異点を認定する。

(2) 当該部分における用途及び機能の共通点及び差異点の認定

「意匠登録を受けようとする部分」のそれぞれの用途及び機能について、共通点及び差異点を認定する。

(3) 当該部分の形態の共通点及び差異点の認定

「意匠登録を受けようとする部分」のそれぞれの全体の形態及び各部の形態について共通点及び差異点を認定する。

(4) 当該部分の位置、大きさ、範囲の共通点及び差異点の認定

「意匠登録を受けようとする部分」の当該物品全体の形態の中でのそれぞれの位置、大きさ、範囲について共通点及び差異点を認定する。

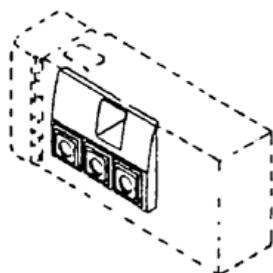
(5) 部分意匠と部分意匠との類否判断

部分意匠と部分意匠との類否判断については、上記 71.4.2.2.1「公知の意匠と部分意匠との類否判断」(5)「公知の意匠と部分意匠との類否判断」に準じて行う。

71.9.1.1 意匠法第9条第1項において類似するものと認められる部分意匠の意匠登録出願の例

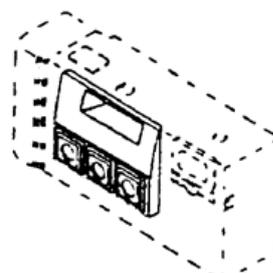
【事例1】先願に係る部分意匠の
意匠登録出願

「カメラ」

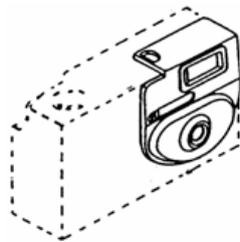


部分意匠の意匠登録出願

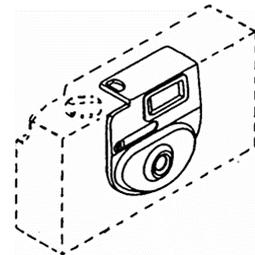
「カメラ」



【事例2】先願に係る部分意匠の
意匠登録出願
「デジタルカメラ」



部分意匠の意匠登録出願
「デジタルカメラ」



なお、上記事例の右側の部分意匠の意匠登録出願が、左側の先願に係る部分意匠の意匠登録出願の出願日後から、その意匠登録出願に係る意匠公報（登録意匠公報、同日競願に係る協議不成立又は不能の場合の拒絶確定出願を公示する公報）の発行日（同日を含む。）までに出願されたものである場合には、意匠法第3条の2の規定にも該当することから、審査実務上は、意匠法第3条の2の規定を適用する。

71.9.1.2 意匠法第9条第2項又は第10条において類似するものと認められる部分意匠の意匠登録出願の例

当該事例については、上記71.9.1.1「意匠法第9条第1項において類似するものと認められる部分意匠の意匠登録出願の例」事例1及び事例2において、左側の先願に係る部分意匠の意匠登録出願を同日に出願された部分意匠の意匠登録出願に読み替えて参照されたい。

71.9.2 全体意匠と部分意匠との類否判断

意匠は、物品と形態が一体不可分のものであるから、全体意匠の意匠に係る物品と部分意匠の意匠に係る物品とが同一又は類似でなければ意匠の類似は生じない。

例えば、カメラの部分意匠の意匠登録出願は、権利の客体となる意匠に係る物品は「カメラ」であることから、先願の判断の基礎となる資料は、「カメラ」及びそれに類似する物品に係る先願となる。

全体意匠と部分意匠が以下のすべてに該当する場合、両意匠は類似する。

- ① 全体意匠に係る物品と部分意匠の意匠に係る物品が同一又は類似であること
- ② 全体意匠の用途及び機能が部分意匠の「意匠登録を受けようとする部分」の用途及び機能と同一又は類似であること

- ③ 全体意匠の意匠登録出願の形態と部分意匠の「意匠登録を受けようとする部分」の形態が同一又は類似であること
- ④ 全体意匠の物品全体に対し、部分意匠の意匠登録出願の「意匠登録を受けようとする部分」の当該物品全体の形態の中での位置、大きさ、範囲が、当該意匠の属する分野においてありふれた範囲内の相違であること

なお、上記①ないし④についてすべて同一である場合、両意匠は実質的に同一となる。

(1) 意匠に係る物品の共通点及び差異点の認定

全体意匠の意匠に係る物品と部分意匠の意匠に係る物品のそれぞれの用途及び機能について共通点及び差異点を認定する。

(2) 用途及び機能の共通点及び差異点の認定

全体意匠の意匠登録出願の意匠に係る物品の用途及び機能と、部分意匠の意匠登録出願の「意匠登録を受けようとする部分」の用途及び機能の共通点及び差異点を認定する。

(3) 形態の共通点及び差異点の認定

全体意匠と部分意匠の「意匠登録を受けようとする部分」について、それぞれの形態について共通点及び差異点を認定する。

(4) 位置、大きさ、範囲の共通点及び差異点の認定

全体意匠と部分意匠の「意匠登録受けようとする部分」の当該物品全体の形態の中での位置、大きさ、範囲について共通点及び差異点を認定する。

(5) 全体意匠と部分意匠の類否判断

全体意匠と部分意匠の類否判断は、両意匠が生ずる美感の類否についての判断をいう。具体的には、上記の(1)から(4)についての共通点及び差異点を意匠全体として総合的に観察して、それらが両意匠の類否の判断に与える影響を評価することにより行う。なお、それらの共通点及び差異点が意匠の類否判断に与える影響は、個別の意匠ごとに変化するものであるが、一般的には、

- ① 見えやすい部分は、相対的に影響が大きい。
- ② ありふれた形態の部分は、相対的に影響が小さい。
- ③ 大きさの違いは、当該意匠の属する分野において常識的な範囲内のものであれば、ほとんど影響を与えない。
- ④ 材質の違いは、外観上の特徴として表れなければ、ほとんど影響を与えない。

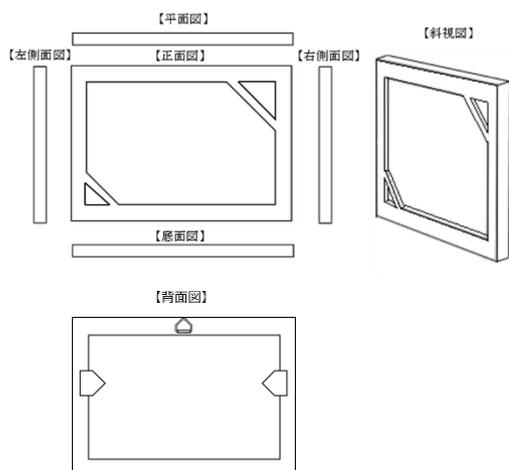
- ⑤ 色彩のみの違いは、形状又は模様の変異に比してほとんど影響を与えない。
- ⑥ 位置、大きさ、範囲は、当該意匠の属する分野においてありふれた範囲内のものであれば、ほとんど影響を与えない。

なお、「その他の部分」の形態のみについては対比の対象とはしない。

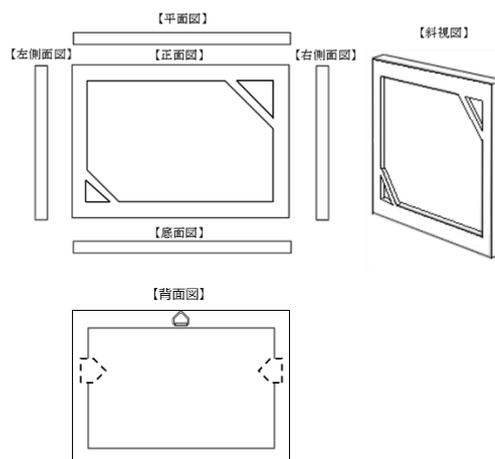
71.9.2.1 意匠法第9条第1項において類似するものと認められる全体意匠と部分意匠の意匠登録出願の例

【事例】額縁

先願に係る全体意匠の意匠登録出願



部分意匠の意匠登録出願



なお、上記事例の右側の部分意匠の意匠登録出願が、左側の先願に係る全体意匠の意匠登録出願の出願日後から、その意匠登録出願に係る意匠公報（登録意匠公報、同日競願に係る協議不成立又は不能の場合の拒絶確定出願を公示する公報）の発行日（同日を含む。）までに出願されたものである場合には、意匠法第3条の2の規定にも該当することから、審査実務上は、意匠法第3条の2の規定を適用する。

71.10 部分意匠の意匠登録出願に関する要旨の変更

71.10.1 部分意匠の意匠の要旨

部分意匠の意匠の要旨とは、その意匠の属する分野における通常の知識に基づいて願書の記載及び願書に添付した図面等に表された部分意匠を認定するための各要素（①部分意匠の意匠に係る物品、②「意匠登録を受けようとする部分」の用途及び機能、③「意匠登録を受けようとする部分」の位置、大きさ、範囲、④「意匠登録を受けようとする部分」の形態）から直接的に導き出される具体的な意匠の内容をいう。

71.10.2 要旨を変更するものとなる補正の種類

願書の記載又は願書に添付した図面等にした補正が、以下のいずれかに該当する場合は、出願当初の願書の記載又は願書に添付した図面等の要旨を変更するものである。

なお、その他の判断基準については、全体意匠についての判断基準が適用されるため、第8部「願書・図面等の記載の補正」第2章「補正の却下」を参照されたい。

- (1) その意匠の属する分野における通常の知識に基づいて当然に導き出すことができる同一の範囲を超えて変更するものと認められる場合
- (2) 出願当初不明であった意匠の要旨を明確なものとするものと認められる場合

71.10.3 願書の記載についてした補正の具体的な取扱い

- (1) 部分意匠の意匠登録出願について、「意匠登録を受けようとする部分」を特定する方法に関する記載を補充する補正

出願当初の願書の「意匠の説明」の欄に「意匠登録を受けようとする部分」を特定する方法に関する記載がなく、願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断しても、「意匠登録を受けようとする部分」が不明であって、具体的な意匠を当然に導き出すことができないときに、「意匠登録を受けようとする部分」を特定する方法に関する記載を願書の「意匠の説明」の欄に補充する補正は、要旨を変更するものである。

出願当初の願書の「意匠の説明」の欄に「意匠登録を受けようとする部分」を特定する方法に関する記載がない場合であっても、願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断して、部分意匠の意匠登録出願であることが明確であって、「意匠登録を受けようとする部分」を当然に導き出すことができるときに、「意匠登録を受けようとする部分」を特定する方法に関する記載を願書の「意匠の説明」の欄に補充する補正は、要旨を変更するものではない。

- (2) 部分意匠の意匠登録出願について、「意匠登録を受けようとする部分」を特定する方法に関する記載を削除する補正

願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断しても、図面のみでは意匠登録を受けようとする部分の形態や位置、大きさ、範囲、その他の部分との境界を当然に導き出すことができないときに、「意匠登録を受けようとする部分」を特定する方法に関する記載を願書の「意匠の説明」の欄から削除して、当該意匠登録出願が部分意匠であるか、全体意匠の部分意匠であるかを不明確とする補正、又は当該意匠登録出願の「意匠登録を受けようとする部分」を不明確とする補正は、意匠の要旨を変更するものである。

71.10.4 願書に添付した図面等についてした補正の具体的な取扱い

- (1) 物理的に分離した二以上の「意匠登録を受けようとする部分」を包含する意匠登録出願を一の部分意匠にする補正

物理的に分離した二以上の「意匠登録を受けようとする部分」を包含して、一意匠と取り扱うことのできない部分意匠の意匠登録出願を分割する際に、分割した新たな部分意匠の意匠登録出願における「意匠登録を受けようとする部分」に相当する、もとの部分意匠の意匠登録出願の願書に添付した図面等に表されていた当該「意匠登録を受けようとする部分」を「その他の部分」に訂正する補正は、要旨を変更するものではない。

この場合、分割を伴わずに、願書に添付した図面等に表されている一の「意匠登録を受けようとする部分」以外のすべての「意匠登録を受けようとする部分」を「その他の部分」に訂正する補正も、要旨を変更するものではない。

- (2) 「意匠登録を受けようとする部分」の形態等を変更する補正

「意匠登録を受けようとする部分」の形態を、その意匠の属する分野における通常の知識に基づいて当然に導き出すことができる同一の範囲を超えて変更する補正あるいは当該部分の形態自体は変更されていないが、「意匠登録を受けようとする部分」の当該物品全体の形態の中での位置、大きさ、範囲を同一の範囲を超えて変更する補正は、要旨を変更するものである。

また、出願当初の願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断しても、「意匠登録を受けようとする部分」の形態あるいは「意匠登録を受けようとする部分」の当該物品全体の形態の中での位置、大きさ、範囲が不明であるときに、それらを明確なものとする補正は、要旨を変更するものである。

(3) 「その他の部分」の形態を変更する補正

「その他の部分」の一部を実線に訂正することによって「意匠登録を受けようとする部分」の形態を、その意匠の属する分野における通常の知識に基づいて当然に導き出すことができる同一の範囲を超えて変更するものとなる補正あるいは「その他の部分」の輪郭形状を変更することによって、「意匠登録を受けようとする部分」の当該物品全体の形態の中で位置、大きさ、範囲を、その意匠の属する分野における通常の知識に基づいて当然に導き出すことができる同一の範囲を超えて変更するものとなる補正は、要旨を変更するものである。

出願当初の願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断して、当該意匠登録出願が部分意匠の意匠登録出願であることを当然に導き出すことができるときに、「その他の部分」を全て実線に訂正する補正は、要旨を変更するものである。

71.11 部分意匠の意匠登録出願に関する分割

71.11.1 意匠ごとに出願されていない部分意匠の分割

一つの部分意匠の意匠に係る物品の中に、形態的あるいは機能的な一体性が認められない物理的に分離した二以上の「意匠登録を受けようとする部分」が包含されているものは、意匠ごとにした意匠登録出願とは認められず、意匠法第7条に規定する要件を満たさないものとして取り扱う。(上記71.7.1.2「意匠ごとに出願されていないものの例」参照)

この場合、二以上の部分意匠を含む部分意匠の意匠登録出願として、意匠法第10条の2の規定に基づく分割を認め、新たな部分意匠の意匠登録出願は、もとの部分意匠の意匠登録出願の時にしたものとみなす。

ただし、新たな意匠登録出願を全体意匠の意匠登録出願とした場合(例えば、もとの部分意匠の意匠登録出願の中の一つの「意匠登録を受けようとする部分」を部品の意匠として新たな意匠登録出願をした場合)には、意匠法第10条の2の規定に基づく適法な分割とは認めず、新たな意匠登録出願は、分割のあった時にしたものとして取り扱う。

71.11.2 意匠ごとに出願された意匠登録出願の一部を一又は二以上の部分意匠の意匠登録出願とする分割

一意匠と認められる全体意匠あるいは一意匠と取り扱われる部分意匠の意匠登録出願を一又は二以上の新たな部分意匠の意匠登録出願に分割した場合は、意匠法第10条の2の規定に基づく適法な分割とは認めず、新たな意匠登録出願は、分割のあった時にしたものとして取り扱う。

なお、その他の判断基準については、全体意匠についての判断基準が適用されるため、第9部「特殊な意匠登録出願」第1章「意匠登録出願の分割」を参照されたい。

71.12 特許出願又は実用新案登録出願から部分意匠の意匠登録出願への出願の変更

特許出願又は実用新案登録出願の最初の明細書及び図面に、変更による新たな意匠登録出願の部分意匠が明確に認識し得るような具体的な記載があり、出願の変更の前と後の内容が同一と認められる場合に、変更による新たな部分意匠の意匠登録出願は、もとの特許出願又は実用新案登録出願の時にしたものとみなす。

なお、その他の判断基準については、全体意匠についての判断基準が適用されるため、第9部「特殊な意匠登録出願」第2章「出願の変更」を参照されたい。

71.13 パリ条約による優先権等の主張を伴う部分意匠の意匠登録出願

パリ条約による優先権等の主張の効果は、我が国への意匠登録出願に係る部分意匠と、それに対応するパリ条約による優先権等の主張の基礎となる第一国の出願に係る部分意匠とが同一の場合に認められる。

したがって、以下に該当する場合は、パリ条約による優先権等の主張の効果は認められない。

- (1) 第一国出願が物品全体の形態について意匠登録を受けようとする意匠として開示された出願であって、我が国への意匠登録出願がその全体意匠として開示されたものの一部について意匠登録を受けようとするものである場合
- (2) 第一国出願が部分意匠に係る出願であって、我が国の意匠登録出願における部分意匠として「意匠登録を受けようとする部分」が、第一国出願に無い内容が付加されたものである場合又は第一国出願の内容の一部が含まれないものである場合
- (3) 第一国出願が部分意匠に係る複数の出願であって、我が国への意匠登録出願がそれらを組み合わせた部分意匠の意匠登録出願である場合
- (4) 第一国出願が部分意匠に係る出願であって、我が国への意匠登録出願が一般に破線で表される「その他の部分」を実線に変更した全体意匠の意匠登録出願である場合
- (5) 第一国出願の出願において開示されていない範囲について、我が国への意匠登録出願の際に「意匠登録を受けようとする部分」として追加した意匠登録出願である場合

なお、その他の判断基準については、全体意匠についての判断基準が適用されるため、第10部「パリ条約による優先権等の主張の手続」を参照されたい。

第3章 関連意匠

73 関連条文

意匠法

第十条 意匠登録出願人は、自己の意匠登録出願に係る意匠又は自己の登録意匠のうちから選択した一の意匠（以下「本意匠」という。）に類似する意匠（以下「関連意匠」という。）については、当該関連意匠の意匠登録出願の日（第十五条において準用する特許法第四十三条第一項又は第四十三条の三第一項若しくは第二項の規定による優先権の主張を伴う意匠登録出願にあつては、最初の出願若しくは千九百年十二月十四日にブラッセルで、千九百十一年六月二日にワシントンで、千九百二十五年十一月六日にヘーグで、千九百三十四年六月二日にロンドンで、千九百五十八年十月三十一日にリスボンで及び千九百六十七年七月十四日にストックホルムで改正された工業所有権の保護に関する千八百八十三年三月二十日のパリ条約第四条C(4)の規定により最初の出願とみなされた出願又は同条A(2)の規定により最初の出願と認められた出願の日。以下この項において同じ。）がその本意匠の意匠登録出願の日以後であつて、第二十条第三項の規定によりその本意匠の意匠登録出願が掲載された意匠公報（同条第四項の規定により同条第三項第四号に掲げる事項が掲載されたものを除く。）の発行の日前である場合に限り、第九条第一項又は第二項の規定にかかわらず、意匠登録を受けることができる。

- 2 本意匠の意匠権について専用実施権が設定されているときは、その本意匠に係る関連意匠については、前項の規定にかかわらず、意匠登録を受けることができない。
- 3 第一項の規定により意匠登録を受ける関連意匠にのみ類似する意匠については、意匠登録を受けることができない。
- 4 本意匠に係る二以上の関連意匠の意匠登録出願があつたときは、これらの関連意匠については、第九条第一項又は第二項の規定は、適用しない。

第二十一条 意匠権（関連意匠の意匠権を除く。）の存続期間は、設定の登録の日から二十年をもって終了する。

- 2 関連意匠の意匠権の存続期間は、その本意匠の意匠権の設定の登録の日から二十年をもって終了する。

第二十二条 本意匠及びその関連意匠の意匠権は、分離して移転することができない。

- 2 本意匠の意匠権が第四十四条第四項の規定により消滅したとき、無効にすべき旨の審決が確定したとき、又は放棄されたときは、当該本意匠に係る関連意匠の意匠権は、分離して移転することができない。

第二十七条 意匠権者は、その意匠権について専用実施権を設定することができる。ただし、本意匠又は関連意匠の意匠権についての専用実施権は、本意匠及びすべての関連意匠の意匠権について、同一の者に対して同時に設定する場合に限り、設定することができる。

- 2 専用実施権者は、設定行為で定めた範囲内において、業としてその登録意匠又はこれに類似する意匠の実施をする権利を専有する。
- 3 本意匠の意匠権が第四十四条第四項の規定により消滅したとき、無効にすべき旨の審決が確定

したとき、又は放棄されたときは、当該本意匠に係る関連意匠の意匠権についての専用実施権は、すべての関連意匠の意匠権について同一の者に対して同時に設定する場合に限り、設定することができる。

- 4 特許法第七十七条第三項から第五項まで（移転等）、第九十七条第二項（放棄）並びに第九十八条第一項第二号及び第二項（登録の効果）の規定は、専用実施権に準用する。

73.1 関連意匠とは

意匠法第9条では、重複した権利を排除する趣旨から一の創作について二以上の権利を認めるべきではないとしているが、デザインの開発においては、ひとつのデザインコンセプトから多くのバリエーションの意匠が創作されるという創作実態がある。

これらバリエーションの意匠については、本意匠に係る意匠公報（秘密にすることを請求した意匠に係る意匠公報であって、願書の記載及び願書に添付した図面等の内容が掲載されたものを除く。）の発行の日前までに同一出願人から出願された場合に限り、同等の価値を有するものとして、例外的に関連意匠としてこれを保護し、各々の意匠について権利行使することが可能となっている。

73.1.1 関連意匠として意匠登録を受けられる意匠

意匠登録出願に係る意匠が、意匠法第10条第1項の規定により、関連意匠として意匠登録を受けられるためには、以下のすべての要件を満たさなければならない。

- (1) 本意匠と同一の意匠登録出願人による意匠登録出願であること
(→73.1.1.1)
- (2) 本意匠に類似する意匠に係る意匠登録出願であること (→73.1.1.2)
- (3) 本意匠の意匠登録出願の日以後であって、本意匠に係る意匠公報（秘密にすることを請求した意匠に係る意匠公報であって、願書の記載及び願書に添付した図面等の内容が掲載されたものを除く。）の発行の日前に出願された意匠登録出願であること
(→73.1.1.3)

73.1.1.1 本意匠と同一の意匠登録出願人による意匠登録出願であること

意匠登録出願は、本意匠に類似する自己の意匠について関連意匠として意匠登録を受けられるものであることから、関連意匠の意匠登録出願人は、本意匠の意匠登録出願人と同一でなければならない。なお、審査における判断は査定時であるが、設定登録時においても同一であることを要する。また、本意匠について意匠権の設定の登録がされている場合は、関連意匠の意匠登録出願人は、本意匠の意匠権者と同一の者でなければならない。

73.1.1.2 本意匠に類似する意匠に係る意匠登録出願であること

関連意匠として意匠登録を受けることができる意匠登録出願は、本意匠に類似するものでなければならない。したがって、当該意匠と本意匠とが同一である場合は、関連意匠として意匠登録を受けることができない。(全体意匠と全体意匠との類否判断については第6部「先願」61.1.4「全体意匠と全体意匠との類否判断」、部分意匠と部分意匠との類否判断については第7部「個別の意匠登録出願」第1部「部分意匠」71.9.1「部分意匠と部分意匠との類否判断」、全体意匠と部分意匠との類否判断については同71.9.2「全体意匠と部分意匠との類否判断」を参照。)

73.1.1.3 本意匠の意匠登録出願の日以後であって、本意匠に係る意匠公報

(秘密にすることを請求した意匠に係る意匠公報であって、願書の記載及び願書に添付した図面等の内容が掲載されたものを除く。)の発行の日前に出願された意匠登録出願であること

関連意匠の意匠登録出願の出願日が、本意匠の意匠登録出願の出願日以後であって、本意匠に係る意匠公報(秘密にすることを請求した意匠に係る意匠公報であって、願書の記載及び願書に添付した図面等の内容が掲載されたものを除く。※)の発行の日前である場合は、意匠法第9条第1項及び第2項の規定にかかわらず、関連意匠について意匠登録を受けることができる。この意匠公報には、秘密にすることを請求した意匠に係る意匠公報のうち、願書の記載及び願書に添付した図面等の内容の掲載されていない意匠公報(秘密意匠に係る1回目の意匠公報)が含まれるため、本意匠が秘密にすることを請求した意匠であっても、通常の意味と同じく1回目の意匠公報の発行の日前までの関連意匠の意匠登録出願であることが要件となる。

※ この意匠公報には、国際意匠登録出願の場合における国際公表の国際意匠公報は含まれないが、当該国際公表された国際意匠公報に掲載された意匠は、意匠法第3条第1項第2号に規定する意匠(日本国内又は外国において、頒布された刊行物に記載された意匠又は電気通信回線を通じて公衆に利用可能となつた意匠)に該当することに注意を要する。

73.1.1.3.1 意匠登録出願の分割、出願の変更及び補正後の意匠についての 新出願の意匠法第10条第1項の規定の判断の基準日

意匠法第10条の2第1項の規定による意匠登録出願の分割、意匠法第13条第1項又は第2項の規定による特許出願又は実用新案登録出願から意匠登録出願への変更あるいは意匠法第17条の3の規定による補正の却下の決定があつた補正後の意匠

についての新たな意匠登録出願において、手続が適法に行われた場合、これらの意匠登録出願はもとの出願の時あるいは手続補正書を提出した時にしたものとみなされる。

ただし、意匠法第10条第1項の規定は、意匠登録出願の日単位で判断することから、分割による新たな意匠登録出願、変更による新たな意匠登録出願及び補正の却下の決定があった補正後の意匠についての新たな意匠登録出願について、関連意匠の出願日が本意匠の出願日以後であって、本意匠に係る意匠公報の発行の日前に出願された意匠登録出願であると認められるか否かは、遡及が認められたもとの出願の出願日あるいは手続補正書の提出日を判断の基準日とする。

73.1.1.3.2 パリ条約による優先権等の主張を伴う意匠登録出願の意匠法第10条第1項の規定の判断の基準日

パリ条約による優先権等の主張を伴う意匠登録出願について、関連意匠の出願日が本意匠の出願日以後であって、本意匠に係る意匠公報の発行の日前に出願された意匠登録出願であると認められるか否かは、我が国への出願日ではなく第一国の出願日によって判断する。

したがって、優先権等を主張する出願であって、意匠法第10条第1項の規定により関連意匠の意匠登録を受けようとする出願については、その主張が適正であるとき、第一国の出願日を判断の基準日とし、関連意匠の出願日が本意匠の出願日以後であって、本意匠に係る意匠公報の発行の日前に出願された意匠登録出願であるか否かの判断を行う。

73.1.1.3.3 国際意匠登録出願の意匠法第10条第1項の規定の判断の基準日

国際意匠登録出願について、関連意匠の出願日が本意匠の出願日以後であって、本意匠に係る意匠公報の発行の日前に出願された意匠登録出願であると認められるか否かは、意匠法第60条の6第1項の規定により意匠登録出願がされたとみなされる国際登録の日を判断の基準日とする（ただし、パリ条約による優先権等の主張が適正になされている場合を除く。）。

73.1.2 本意匠の意匠権について専用実施権が設定されている場合の取扱い

専用実施権が設定されている意匠権に係る意匠を本意匠とする関連意匠については、意匠法第10条第2項の規定により、意匠登録を受けることができない。

本意匠及びその関連意匠の意匠権についての専用実施権は、意匠法第27条第1項の規定により、全ての意匠について同一の者に対して同時に設定しなければならない。

73.1.3 関連意匠にのみ類似する意匠の取扱い

意匠登録を受ける自己の関連意匠にのみ類似する意匠については、意匠法第10条第3項の規定により、意匠登録を受けることができない。

関連意匠にのみ類似する意匠とは、意匠登録を受ける自己の関連意匠に類似する意匠であって、その関連意匠に係る本意匠に類似しないものをいう。

73.1.4 本意匠に係る二以上の関連意匠同士が類似する場合の取扱い

関連意匠の意匠権同士は、本意匠と共に存続期間や移転及び専用実施権の設定について制限を受け、重複部分に関する調整を受けるものであることから、意匠法第10条第4項の規定により、一の本意匠に係る関連意匠同士が類似することをもって、意匠法第9条第1項及び第2項の規定は適用しない。

本意匠が消滅した場合に存続する関連意匠同士についても同様とする。

本意匠が意匠権の放棄、登録料の不納付、無効審決の確定で消滅した場合及び本意匠の意匠登録出願の日が意匠法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第五十五号。以下「改正法」という。）の施行の日前で改正法附則第二条第一項の規定によりその例によるものとされた改正前の意匠法（昭和三十四年法律第二百二十五号。以下「旧意匠法」という。）第二十一条第一項の規定により存続期間が終了した場合に、関連意匠の意匠権は存続するが、このときに存続することとなる類似する関連意匠同士についても、それぞれの意匠が同等の創作的価値を有していること、及び権利関係の安定性の確保を考慮して、本意匠を中心として設けられた制限関係を有したまま存続することとし、関連意匠同士が類似することをもって意匠法第9条第1項及び第2項の規定には該当しないものとする。

〔経過措置〕

意匠法の一部を改正する法律（平成十八年法律第五十五号）

附則

（意匠法の改正に伴う経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の意匠法（以下「新意匠法」という。）第二条第二項、第三条の二、第十条、第十四条、第十七条、第二十一条、第四十二条及び第四十八条の規定は、この法律の施行後にする意匠登録出願について適用し、この法律の施行前にした意匠登録出願については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第十四条 附則第二条から第十一条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

意匠法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置を定める政令（平成十八年十月二十七日政令第三百四十一号）

（関連意匠の意匠権に関する経過措置）

第一条 意匠法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）第一条の規定による改正後の意匠法（昭和三十四年法律第百二十五号。以下「新意匠法」という。）第十条第一項に規定する関連意匠に係る本意匠（同項に規定する本意匠をいう。以下同じ。）の意匠登録出願の日が改正法の施行の前日である場合には、当該関連意匠の意匠権の移転に対する意匠法第二十二条第二項の規定の適用については、同項中「又は放棄されたとき」とあるのは、「放棄されたとき、又は意匠法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第五十五号）附則第二条第一項の規定によりその例によるものとされた改正前の第二十一条第一項の規定により存続期間が終了したとき」とする。

第二条 新意匠法第十条第一項に規定する関連意匠に係る本意匠の意匠登録出願の日が改正法の施行の前日である場合には、当該関連意匠の意匠権についての専用実施権に対する意匠法第二十七条第三項の規定の適用については、同項中「又は放棄されたとき」とあるのは、「放棄されたとき、又は意匠法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第五十五号）附則第二条第一項の規定によりその例によるものとされた改正前の第二十一条第一項の規定により存続期間が終了したとき」とする。

○改正法施行前の意匠登録出願に係る意匠を本意匠とする、改正法施行後の関連意匠の意匠登録出願に対する改正法の適用

改正法施行前の意匠登録出願に係る意匠を本意匠とする、改正法施行後に出願された関連意匠の意匠登録出願に対しては、改正法附則第2条の規定に基づき改正法第10条第1項が適用され、関連意匠の意匠登録を受けることができる。この場合における関連意匠の権利の存続期間は、同法第21条第2項の規定に基づき、本意匠の登録の日から20年となる。ただし、当該本意匠の意匠権の存続期間は、旧意匠法第21条第1項の規定に基づき、本意匠の登録の日から15年となり、本意匠が意匠権の放棄、登録料の不納付、無効審決の確定を理由とするのではなく、存続期間の終了を理由として消滅するものとなる。この場合についても、意匠法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置を定める政令第1条又は第2条の規定に基づき、意匠権の移転、専用実施権の設定は制限される。

○意匠登録出願の分割、出願の変更及び補正後の意匠についての新出願に係る出願に対する改正法の適用

意匠登録出願の分割、出願の変更及び補正後の意匠についての新出願に係る出願に対しては、意匠法第 10 条の 2 第 2 項（同法第 13 条第 5 項で準用する場合を含む。）又は同法第 17 条の 3 第 1 項の規定に基づき、遡及が認められたもとの出願の出願日あるいは手続補正書の提出日が改正法施行後である場合に、改正法が適用される。

○パリ条約による優先権等の主張を伴う意匠登録出願に対する改正法の適用
パリ条約による優先権等の主張を伴う意匠登録出願に対しては、パリ条約第 4 条 B の規定に基づき、日本国への出願日が改正法施行後である場合に、改正法が適用される。

第4章 画像を含む意匠

74 関連条文

意匠法

第二条 この法律で「意匠」とは、物品（物品の部分を含む。第八条を除き、以下同じ。）の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合であつて、視覚を通じて美感を起こさせるものをいう。

- 2 前項において、物品の部分の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合には、物品の操作（当該物品がその機能を発揮できる状態にするために行われるものに限る。）の用に供される画像であつて、当該物品又はこれと一体として用いられる物品に表示されるものが含まれるものとする。（第3項及び第4項略）

意匠法施行規則

様式第2 [備考]

- 39 （第1部「願書・図面」第1章「意匠登録出願」11「関連条文」参照）
- 40 意匠法第2条第2項の規定により物品の操作（当該物品がその機能を発揮できる状態にするために行われるものに限る。）の用に供される画像を含む意匠について意匠登録出願をするときは、**【意匠に係る物品の説明】**の欄にその画像に係る当該物品の機能及び操作の説明を記載する。

様式第6 [備考]

- 8 （第2部「意匠登録の要件」第1章「工業上利用することができる意匠」21「関連条文」参照）
- 9 （第2部「意匠登録の要件」第1章「工業上利用することができる意匠」21「関連条文」参照）
- 10 （第2部「意匠登録の要件」第1章「工業上利用することができる意匠」21「関連条文」参照）
- 11 物品の部分について意匠登録を受けようとする場合であつて、8から10まで及び14に規定される画像図（意匠法第2条第2項に規定する物品と一体として用いられる物品に表示される画像を表す図をいう。以下同じ。）において、意匠登録を受けようとする部分とその他の部分のいずれをも含むときは、意匠登録を受けようとする部分を実線で描き、その他の部分を破線で描く等により意匠登録を受けようとする部分を特定する。図面の記載のみでは意匠登録を受けようとする部分を特定することができない場合は、当該部分を特定する方法を願書の**【意匠の説明】**の欄に記載する。
- 14 （第2部「意匠登録の要件」第1章「工業上利用することができる意匠」21「関連条文」参照）
- 22 各図の上部には、その種類に応じ**【正面図】**、「**【背面図】**」、「**【左側面図】**」、「**【右側面図】**」、「**【平面図】**」、「**【底面図】**」、「**【表面図】**」、「**【裏面図】**」、「**【展開図】**」、「**【○○断面図】**」、「**【○○切断部端面図】**」、「**【○○拡大図】**」、「**【斜視図】**」、「**【正面、平面及び右側面を表す図】**」、「**【画像図】**」等の表示をする。これらの図が参考図である場合は、その旨も表示する。これらの場合において、複数の図の表示が同一とならないようにする。

様式第7 [備考]

- 4 その他は、様式第6の備考2、3、6、8から12まで、14及び18から24までと同様とする。

74.1 意匠を構成する画像

意匠登録出願の意匠に含まれる画像が、意匠法の保護対象となる意匠を構成するためには、以下の（１）又は（２）のいずれかに該当しなければならない。

- （１） 物品の表示部に表示される画像が、意匠法第２条第１項に規定する物品の部分の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合と認められるものであること
- （２） 意匠に含まれる画像が、意匠法第２条第２項において規定する画像を構成するものであること

また、上記（１）又は（２）の条件に該当するためには、物品の表示部に表示される画像が、その物品に記録された画像であることを要する。

（具体的な要件については、74.4.1.1.1「画像が意匠を構成するものであること」参照）

74.1.1 電子計算機の画像

電子計算機が本来的に有する機能は情報処理機能のみであるため、意匠に係る物品を「電子計算機」とする意匠の場合、任意のソフトウェア等により表示される画像は、意匠法第２条第１項に規定する物品の部分の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合、及び、意匠法第２条第２項において規定する画像（物品の部分の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合）のいずれにも該当しない。

一方、電子計算機は、ソフトウェアと一体化することにより、具体的な機能を有する新たな物品（付加機能を有する電子計算機）を構成することができる。この場合、当該物品に記録された画像は、意匠法第２条第１項に規定する物品の部分の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合、又は、意匠法第２条第２項に規定する画像に該当し得るものとして取り扱う。

（具体的な取扱いについては、74.4.1.1.1.3「電子計算機に関する画像」参照）

74.2 画像を含む意匠の意匠登録出願における願書・図面

74.2.1 画像を含む意匠の意匠登録出願における願書の記載事項

（１）「意匠に係る物品」の欄の記載

画像を含む意匠について意匠登録出願する場合には、その創作のベースとなる物品が意匠法の対象とする物品と認められなければならない。（「○○用画像」や「○○用インターフェイス」は意匠に係る物品に該当しない。）

願書の「意匠に係る物品」の欄には、意匠法第７条の規定により別表第一の下欄に掲げる物品の区分又はそれと同程度の区分による物品の区分が記載されていなければならない。

例えば、ビデオディスクプレイヤーの意匠の創作において、意匠登録を受けようとする部分である画像が当該物品と同時に使用されるテレビ受像機に表示される

ものであっても、権利の客体となる意匠に係る物品は当該画像を含むビデオディスクプレイヤーであることから、願書の「意匠に係る物品」の欄には、「ビデオディスクプレイヤー」と記載されていなければならない（本章 74.7.1.1「物品の区分によらない願書の『意匠に係る物品』の欄の記載の例」参照）。

① 付加機能を有する電子計算機の場合の「意匠に係る物品」の欄の記載

付加機能を有する電子計算機の画像を含む意匠について意匠登録出願する場合には、願書の「意匠に係る物品」の欄に、「〇〇機能付き電子計算機」と記載されていなければならない。この場合の「〇〇機能」は、その画像に係る機能であって、電子計算機への付加により実現される物品の機能であり、経済産業省令で定める物品の区分又はそれと同程度の区分により表される物品の機能と同等の一の機能とする。

② 付加機能を有する電子計算機の場合の「意匠に係る物品」の欄の記載として適切なものの例

- (a) 付加機能により「経路誘導機」と同等の機能を有するものである場合、
「経路誘導機能付き電子計算機」
- (b) 付加機能により「電話機」と同等の機能を有するものである場合、
「通話機能付き電子計算機」
- (c) 付加機能により「デジタルカメラ」と同等の機能を有するものである場合、
「カメラ機能付き電子計算機」
- (d) 付加機能により「歩数計」と同等の機能を有するものである場合、
「歩数計機能付き電子計算機」
- (e) 付加機能により「マルチメディアプレーヤー」と同等の機能を有するものである場合、「マルチメディア再生機能付き電子計算機」
- (f) 付加機能により「工作機械用数値制御器」と同等の機能を有するものである場合、「工作機械用数値制御機能付き電子計算機」
- (g) 物品の区分と同程度の付加機能（上記(a)～(f)参照）を同時に複数有する電子計算機において、それらの中から実行に移すものを選択、決定するためのメニュー画像について意匠登録出願する場合、「ホームメニュー機能付き電子計算機」

(2) 「意匠の説明」の欄の記載

変化する画像について、図面の記載のみでは変化の順序又は変化の態様が明らかでないときは、これらについての説明を記載する。

画像を含む意匠を部分意匠として意匠登録出願する場合は、意匠法施行規則様式第6備考11の規定に基づき、意匠登録を受けようとする部分を特定する方法を願書の「意匠の説明」の欄に記載しなければならない。

(3) 「意匠に係る物品の説明」の欄の記載

- ① 意匠法施行規則様式第2備考39の規定は、画像を含む意匠の意匠登録出願にも適用される。

したがって、画像を含む意匠の意匠に係る物品が、経済産業省令で定める物品の区分のいずれにも属さない場合には、その物品の使用の目的、使用の状態等物品の理解を助けることができるような説明が、願書の「意匠に係る物品の説明」の欄に記載されていなければならない。

- ② 画像が意匠法第2条第1項の規定する物品の部分の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合と認められるものである場合、図面の記載のみでは当該画像が物品のどのような機能を果たすために必要な表示を行う画像であるか又は画像の用途、機能が明らかでないときは、これらについての説明を記載する。

意匠法第2条第2項に規定する画像の場合、当該画像が、その物品のどのような機能を発揮できる状態にするために行われる操作に係るものか、また、操作方法について説明を記載する。(意匠法施行規則様式第2備考40)

- ③ 意匠法第2条第2項に規定する、その物品と一体として用いられる物品に表示される画像について意匠登録出願をする場合は、「意匠に係る物品の説明」の欄に、「画像図に表す画像は、当該物品と一体として用いられる表示機器に表示されるものである。」のように、一体として用いられる物品が表示機器である旨の説明を記載する。(「表示機器」は、出願の意匠に応じて、より具体的な物品名(例、テレビモニター、データ表示機、プロジェクタースクリーン、など)を記載して構わない。)

(4) 画像を含む意匠の意匠登録出願における図面等の記載

① 図面

画像を含む意匠の意匠に係る物品の形態について、全体意匠の場合は物品全体の形態、部分意匠の場合は少なくとも「意匠登録を受けようとする部分」の形態、「意匠登録を受けようとする部分」の物品全体における位置、大きさ、範囲及び「意匠登録を受けようとする部分」と「その他の部分」の境界が明らかなものでなければならない。

また、画像は織物地のような平面的なものとは認められず、画像を【表面図】及び【裏面図】をもって一組の図面とすることはできない。

② 他の表示機器に表示される画像の図

意匠法第2条第2項に規定する画像について、その物品と一体として用いられる表示機器に表示される画像を表す図は、【画像図】として記載する。

【画像図】の輪郭は、当該物品と一体として用いられる表示機器の表示部の外周縁とする。また、【画像図】として画像を表すことができるのは、意匠法第2条第2項に規定する画像であって、意匠に係る物品が画像を他の表示機器に表示して当該物品の操作を行うものである場合に限られる。

③ 図の省略

以下の(i)から(iv)のいずれかに該当する場合には、図の省略が認められる。

- (i) 意匠法施行規則様式第6備考8に規定される、同一又は対称である図の省略

- (ii) 意匠法施行規則様式第6備考9の規定により認められた図の省略
- (iii) 意匠法第2条第2項に規定する物品と一体として用いられる物品に表示される画像についてのみ意匠登録を受けようとする部分意匠の出願の場合における、画像図以外の意匠に係る物品を表す一部又は全ての図の省略
意匠に係る物品と一体として用いられる物品（表示機器）に表示される画像を含む意匠を部分意匠として意匠登録出願する場合、意匠に係る物品全体の形態についての一組の図面を省略することができる。すなわち、【画像図】のみによる意匠登録出願が認められる。
- (iv) 意匠登録を受けようとする部分の位置、大きさ、範囲が特定できる場合であつて、意匠登録を受けようとする部分以外の部分のみが現れる図の省略

④参考図

【意匠に係る物品の説明】の欄等、願書の記載だけでは意匠を十分に表現することができないときは、画像中の各部の用途及び機能や操作方法を説明する参考図を添付する。

その他、全体意匠に関しては第2部「意匠登録の要件」第1章「工業上利用することができる意匠」21.1.2「意匠が具体的なものであること」、部分意匠に関しては第7部「個別の意匠登録出願」第1章「部分意匠」71.2.2「部分意匠の意匠登録出願における図面等の記載」を参照されたい。

74.3 画像を含む意匠の意匠登録出願に係る意匠の認定

画像を含む意匠の意匠登録出願に係る意匠の認定は、以下の点に関して、願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断して行う。

したがって、願書又は願書に添付した図面等に該当しない書類、例えば、特徴記載書、優先権証明書、意匠法第4条第2項の規定の適用を受けるための証明書等は、画像を含む意匠の意匠登録出願に係る意匠の認定の際に、その基礎となる資料とはしない。（全体意匠については第1部「願書・図面」第2章「意匠登録出願に係る意匠の認定」参照、部分意匠については、第7部「個別の意匠登録出願」第1章「部分意匠」71.3「部分意匠の意匠登録出願に係る意匠の認定」参照）

(1) 意匠に係る物品

当該画像を含む意匠の意匠に係る物品の使用の目的、使用の状態等に基づき、当該意匠に係る物品が有する用途及び機能を認定する。

(2) 「画像」の用途及び機能

「画像」の用途及び機能は、前記認定した画像を含む意匠の意匠に係る物品が有する用途及び機能に基づいて認定する。

(3) 「画像を含む意匠」の形態

「画像を含む意匠」の形態は、一組の図面及び断面図、斜視図、画像図等その他必要な図に基づいて認定する。

74.4 画像を含む意匠の登録要件

画像を含む意匠として意匠登録出願されたものが意匠登録を受けるためには、以下のすべての要件を満たさなければならない。

- (1) 工業上利用することができる意匠であること
- (2) 新規性を有すること
- (3) 創作非容易性を有すること
- (4) 先願意匠の一部と同一又は類似の後願意匠ではないこと

74.4.1 工業上利用することができる意匠

画像を含む意匠として意匠登録出願されたものが、意匠法第3条第1項柱書に規定する工業上利用することができる意匠に該当するためには、以下のすべての要件を満たさなければならない。

- (1) 意匠を構成するものであること
- (2) 意匠が具体的なものであること
- (3) 工業上利用することができるものであること

74.4.1.1 意匠を構成するものであること

意匠を構成するための要件については、第2部「意匠登録の要件」第1章「工業上利用することができる意匠」、第7部「個別の意匠登録出願」第1章「部分意匠」を参照されたい。

74.4.1.1.1 画像が意匠を構成するものであること

意匠登録出願の意匠に含まれる画像が、意匠を構成するためには、以下の(1)又は(2)のいずれかに該当しなければならない。

- (1) 物品の表示部に表示される画像が、意匠法第2条第1項に規定する物品の部分の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合と認められるものであること
- (2) 意匠に含まれる画像が、意匠法第2条第2項において規定する画像を構成するものであること

74.4.1.1.1.1 物品の表示部に表示される画像が、意匠法第2条第1項に規定する物品の部分の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合と認められるものであること

物品の表示部に表示される画像が、意匠法第2条第1項に規定する物品の部分の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合と認められるためには、以下の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 画像を含む意匠の意匠に係る物品が、意匠法の対象とする物品と認められるものであること（第2部「意匠登録の要件」第1章「工業

上利用することができる意匠」21.1.1.1「物品と認められるものであること」参照)

- (2) 物品の表示部に表示される画像が、その物品の機能を果たすために必要な表示を行う画像であること
- (3) 物品の表示部に表示される画像が、その物品に記録された画像であること

74.4.1.1.1.1 物品の表示部に表示される画像が、その物品の機能を果たすために必要な表示を行う画像であること

物品の表示部に表示される画像が、意匠法第2条第1項に規定する意匠を構成するためには、当該画像が、その物品の機能を果たすために必要な表示を行う画像でなければならない。

物品の「機能」とは、当該物品（別表第一による物品の区分、又はそれと同程度の区分による物品の区分を指す）から一般的に想定できる機能を意味する。例えば「置時計」であれば、時刻を表示する機能が物品の「機能」である（【事例1】）。複数の機能を物品自体が備え持つ物品は、それぞれの機能が物品の「機能」であるといえ、例えばストップウォッチ機能付きの「腕時計本体」であれば、時刻表示機能、時間計測表示機能が物品の「機能」といえる（【事例2】）。

なお、意匠登録を受けようとする意匠の意匠に係る物品が一般的に想定できない機能を有している場合は、願書の「意匠に係る物品の説明」の欄の記載でどのような機能を有しているかを示すことで、その機能を果たすために必要な表示を行う画像についても保護を受けることができる（【事例3】）。

物品の機能については、例えばデジタルカメラの撮影機能のほかに、撮影時に水平状態を確認するための水準器表示等、機能と密接に関連した付随機能が存在するが、このような付随機能を果たすために必要な表示を行う画像についても、物品の機能を果たすために必要な表示を行う画像とする（【事例4】）。

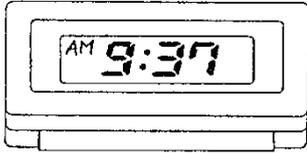
（注）複数の機能を有する物品の取扱い

当該画像が物品のどの機能を果たすために必要な画像であるのか、その物品からは直接導き出すことができないような複数の機能を有する物品については、その旨の説明を記載する必要がある。

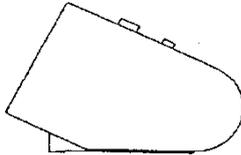
【事例1】

【意匠に係る物品】置き時計

【正面図】



【右側面図】



【事例2】

【意匠に係る物品】腕時計本体

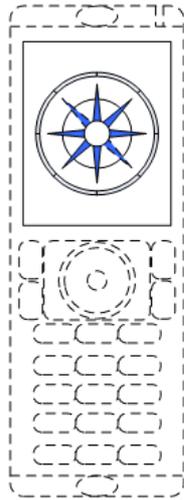
【正面図】



【事例3】

【意匠に係る物品】携帯電話機

【正面図】



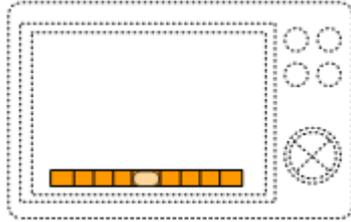
【意匠に係る物品の説明】

本物品は、方位計測機能を有する携帯電話機である。正面図中の表示部に表された図形は、計測した方位を表示するものであり、測定した方位に応じて磁針が回転する。

【事例4】

【意匠に係る物品】デジタルカメラ

【正面図】



撮影支援情報表示（水準器表示）

【意匠に係る物品の説明】

本物品は、カメラの傾きを感知する水準器機能を有するデジタルカメラである。正面図中の表示部に表された図形は、撮影時に水平状態を確認するための水準器表示である。

74.4.1.1.1.2 物品の表示部に表示される画像が、その物品に記録された画像であること

意匠法第2条第1項において規定する意匠は、「物品（中略）の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合」であることから、物品の表示部に表示される画像は、その物品に記録された画像である必要がある（当該物品が有する機能に係るアップデートの画像を含む）。したがって、テレビ番組の画像、インターネットの画像、他の物品からの信号による画像を表示したものなど物品の外部からの信号による画像を表示したものは、物品に接続又は挿入された記録媒体に記録された画像を表示したものは、意匠を構成する画像とは認められない。

74.4.1.1.1.2 意匠に含まれる画像が、意匠法第2条第2項において規定する画像を構成するものであること

意匠に含まれる画像が、意匠法第2条第2項において規定する画像を構成するためには、以下のすべての要件を満たしていなければならない。

- (1) 画像を含む意匠の意匠に係る物品が、意匠法の対象とする物品と認められるものであること（第2部「意匠登録の要件」第1章「工業上利用することができる意匠」21.1.1.1「物品と認められるものであること」参照）
- (2) 物品の機能を発揮できる状態にするための操作の用に供される画像であること
- (3) 当該物品又はこれと一体として用いられる物品に表示される画像であること
- (4) その物品に記録された画像であること

74.4.1.1.1.2.1 物品の機能を発揮できる状態にするための操作の用に供される画像であること

物品の「機能」とは、当該物品（別表第一による物品の区分、又はそれと同程度の区分による物品の区分を指す）から一般的に想定できる機能を意味する。例えば「電話機」であれば、通信回線を通じ、指定された接続先と音声通話を実現することが、物品の「機能」である。複数の機能を備え持つ物品は、それぞれの機能がその物品の「機能」であるといえ、例えば「カメラ付き携帯電話機」であれば、通話機能、画像撮影機能、撮影画像表示機能及び通話メール送受信機能等が物品の「機能」といえる。

なお、意匠登録を受けようとする意匠の意匠に係る物品が一般的に想定できない機能を有している場合は、願書の「意匠に係る物品の説明」の欄の記載でどのような機能を有しているかを示すことで、その機能を発揮できる状態にするための操作の用に供される画像についても保護を受けることができる。

機能を「発揮できる状態」とは、当該物品の機能を働かせることが可能となっている状態（例えば、切符販売機であれば切符の発券ができる状態、光ディスク記録再生機の「映像再生機能」であればコンテンツの視聴を開始できる状態、及び、現金自動預入支払機の「振込機能」であれば振込の処理が開始できる状態等）であり、実際に当該物品がその機能にしたがって働いている状態（例えば、携帯電話機については通話中やメールの送信中、磁気ディスクレコーダーについては再生中や録画中の状態等）を保護対象に含まないことを意味する。

「操作」とは、物品がその機能にしたがって働く状態にするための指示を与えることをいう。したがって、操作のための図形等が一つもなく、単に当該物品の作動状態を表示しているのみの画像は操作画像とは認められない。（ただし、当該画像が、当該物品の有する機能を果たすために必要な表示を行うものであって、当該物品に記録された画像の場合には、意匠法第2条第1項に該当する画像として保護対象となり得る

（74.4.1.1.1.1「物品の表示部に表示される画像が、意匠法第2条第1項に規定する物品の部分の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合と認められるものであること」参照。)

なお、ここでいう「操作」については、操作の用に供されるものであることが画像全体について認定できれば足りるものであり、画像に含まれる操作用図形それぞれについてまで詳細に認定することを要さない。

複数の段階を経て物品の機能を発揮できる状態にする画像については、そのいずれの段階も機能を発揮できる状態にするためのものと認められ

るものであるから、当該画像が操作の用に供されるものであれば、保護対象となり得る。

また、複数の機能を備え持つ物品においては、そのうちの一の機能について機能を発揮した状態で用いられる操作画像であっても、それが新たな別の機能を発揮できる状態にするための操作のための図形等を含む画像である場合は、当該物品の機能を発揮できる状態にするための操作の用に供される画像と認められ、保護対象となり得る。

(注) 複数の機能を有する物品の取扱い

当該画像が物品のどの機能を発揮できる状態にするための操作の用に供されるものなのか、直接導き出すことができないような複数の機能を有する物品については、その旨の説明を記載する必要がある。

74.4.1.1.2.2 当該物品又はこれと一体として用いられる物品に表示される画像であること

意匠法第2条第2項に規定する画像と認められるためには、意匠登録出願の意匠に係る物品（当該物品）の表示部に表示される画像か、当該物品と一体として用いられる物品に表示される画像であることを要する。

当該物品と一体として用いられる物品に表示される画像とは、当該物品の使用上の便宜の観点から、当該物品ではなく、当該物品の使用の際に同時に用いられる表示機器に表示される画像を指す。

例えば、テレビモニターに表示される磁気ディスクレコーダーの操作画像や、データ表示機に表示される付加機能を有する電子計算機の操作画像などが、当該物品と一体として用いられる物品に表示される画像に該当する。一方、ネットワークコンピューティングにより他の電子計算機上で用いられる画像の場合、電子計算機は情報処理を本来的機能とする物品であり表示機器に表示される画像とはいえないため、このような画像は、当該物品と一体として用いられる物品に表示される画像には該当しない。

当該物品と一体として用いられる物品に表示される画像について意匠登録出願をする場合は、「意匠に係る物品の説明」の欄に、「画像図に表す画像は、本願の意匠に係る物品と一体として用いられる表示機器に表示されるものである。」のように、一体として用いられる物品が表示機器である旨の説明を記載する。（「表示機器」は、出願の意匠に応じて、より具体的な物品名（例、テレビモニター、データ表示機、プロジェクタースクリーン、など）を記載して構わない。）

【事例1】

当該物品に表示される画像
「携帯電話機」



(物品自体が有する表示部に表示される画像の例)

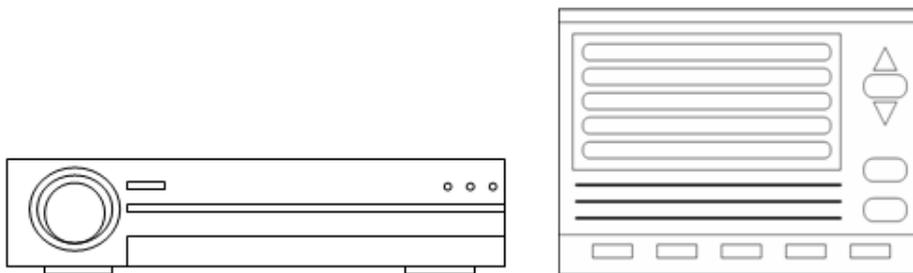
※表示部に表示された画像は通話機能等、意匠に係る物品の機能を発揮できる状態にするために行われる操作の用に供されることが前提となる。

【事例2】

当該物品と一体として用いられる物品に表示される画像

意匠法第2条第2項では「これと一体として用いられる物品に表示されるものが含まれるものとする」と規定され、当該物品の機能を発揮できる状態にするための操作の用に供される画像であって当該物品と一体として用いられる表示機器に表示される画像は保護対象となる。

「磁気ディスクレコーダー」



(当該物品と一体として用いられる物品(例、テレビモニター)に表示される画像の例)

※録画予約機能等、意匠に係る物品の機能を発揮できる状態にするために行われる操作の用に供される画像であることが前提となる。

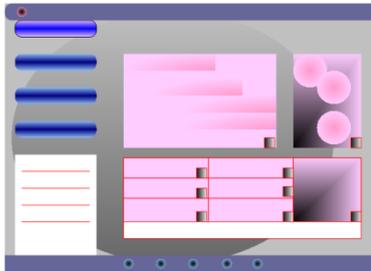
部分意匠については、上記に加えて第7部「個別の意匠登録出願」第1章「部分意匠」の定義を参照されたい。

74.4.1.1.1.2.3 その物品に記録された画像であること

意匠法第2条第1項に規定する意匠は、「物品（中略）の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合」であることから、物品の表示部に表示される画像は、その物品に記録された画像である必要がある（当該物品が有する機能に係るアップデートの画像を含む）。したがって、テレビ番組の画像、インターネットの画像、他の物品からの信号による画像を表示したものなど、物品の外部からの信号による画像を表示したもの、物品に接続又は挿入された記録媒体に記録された画像を表示したものは、意匠を構成する画像とは認められない。

【物品に記録された画像と認められない事例】

（ウェブサイトの画像）



74.4.1.1.1.3 電子計算機に関する画像

74.4.1.1.1.3.1 電子計算機の画像

電子計算機が本来的に有する機能は情報処理機能のみであるため、意匠に係る物品を「電子計算機」とする意匠の場合、任意のソフトウェア等により表示される画像は、情報処理を既に実行している画像であって、物品（電子計算機）の情報処理機能を果たすために必要な表示ではないことから、意匠法第2条第1項に規定する物品の部分の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合に該当しない。

また、ソフトウェアにより表示される画像は、物品（電子計算機）の情報処理機能を既に発揮している状態の画像に該当するため、意匠法第2条第2項に規定する画像にも該当しない。

ただし、電子計算機の情報処理機能に係る BIOS（入出力のための基本システム）の画像や、ハードウェアとしての電子計算機の機能調整に関する画像（例えば、画面一体型の電子計算機における画面照度調整の画像等）については、意匠法第2条第1項に規定する物品の部分の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合、又は、意匠法第2条第2項に規定する画像に該当する。

74.4.1.1.1.3.2 付加機能を有する電子計算機の画像

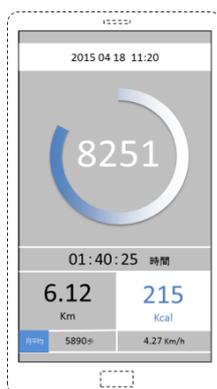
電子計算機は、それ単体では情報処理機能しか有さないものの、ソフトウェアと一体化することにより、具体的な機能を有する新たな物品を構成し得る。この電子計算機にソフトウェアをインストールすることにより、電子計算機が通常有する以外のハードウェアを要さずに成立する新たな物品を、付加機能を有する電子計算機と位置付ける。

付加機能を有する電子計算機については、情報処理機能のみならず、付加された具体的な機能を有する物品であることから、当該付加機能を果たすために必要な表示を行う画像である場合には、意匠法第2条第1項に規定する物品の部分の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合に該当する。

また、当該付加機能を発揮できる状態にするために行われる操作の用に供される画像である場合には、意匠法第2条第2項に規定する、物品の操作の用に供される画像に該当する。

【付加機能を有する電子計算機の意匠を構成すると判断する事例1】

「歩数計機能付き電子計算機」



歩数計測データを表示する画像

※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

【付加機能を有する電子計算機の意匠を構成すると判断する事例2】

「はがき作成機能付き電子計算機」

【画像図】



アドレス帳からデータを入力し、宛名入力機能を発揮させるための画像

※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

【付加機能を有する電子計算機の意匠を構成すると判断する事例3】

「マシニングセンタ制御機能付き電子計算機」

【正面図】



(切削加工内容の設定を行うための画像)

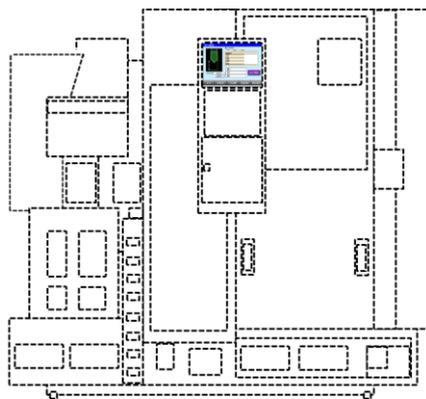
※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

【付加機能を有する電子計算機の意匠を構成しないと判断する事例】

「マシニングセンタ」は、切削加工を用途及び機能とする物品であって、当該切削加工の実現のために電子計算機以外のハードウェアを必須の構成要素とする物品であることから、下図に示す意匠のような場合、意匠に係る物品を「マシニングセンタ機能付き電子計算機」や「マシニングセンタ制御機能付き電子計算機」として意匠登録を受けることはできない。このような意匠の場合、意匠に係る物品は「マシニングセンタ」となる。

【正面図】

【意匠登録を受けようとする部分の部分拡大図】



(切削加工内容の設定を行うための画像)

※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

【意匠に係る物品】

- × 「マシニングセンタ機能付き電子計算機」
- × 「マシニングセンタ制御機能付き電子計算機」
- 「マシニングセンタ」

74.4.1.1.2 意匠を構成する画像に該当しないもの

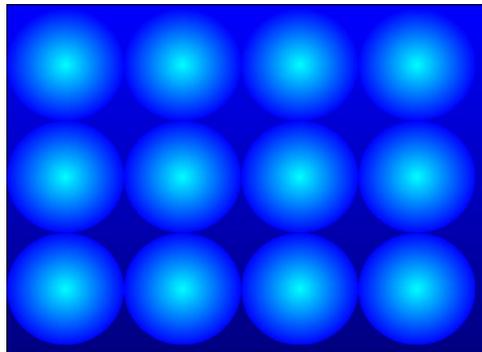
以下の画像は、意匠を構成する画像に該当せず、意匠法第3条第1項柱書の規定により意匠登録を受けることができない。

(1) 装飾表現のみを目的とした画像

装飾表現のみを目的とした画像は物品の機能を果たすために必要な表示を行う画像とは認められず、また、物品の機能を発揮するための操作の用に供される画像とは認められないため、意匠を構成しない。

【意匠を構成するものと認められない事例】

表示部の背景を装飾するための画像（いわゆる壁紙）

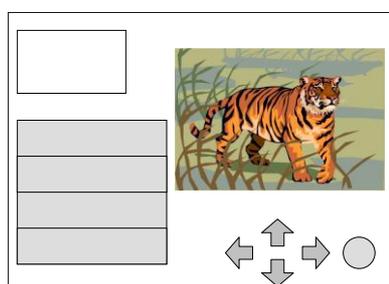


(2) 映画等（いわゆるコンテンツ）を表した画像

テレビ番組の画像、インターネットの画像など物品の外部からの信号による画像を表示したもの及び物品に接続又は挿入された記録媒体に記録された画像を表示したものは、物品に記録された画像ではないため、意匠法第2条第1項に規定する物品の部分の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合とは認められない。また、意匠法第2条第2項に規定する物品の機能を発揮するための操作に用いる画像とも認められない。

意匠に含まれる画像中に、映画の一場面やゲームの画像等の物品から独立したコンテンツ（又はコンテンツと疑われるもの）が表示されている場合、当該コンテンツについては意匠に係る物品から独立したものであるから、当該コンテンツ部分については意匠を構成しないものとして取り扱うものとし、物品から独立したコンテンツを含む意匠については、第3条第1項柱書の拒絶理由を通知する。この場合にコンテンツを削除し、説明のための参考図等でコンテンツ表示部であることを示す補正は意匠の要旨を変更しないものとする。

【意匠に含まれる画像中にコンテンツが表示されている例】



【意匠に係る物品】 動画再生機

【意匠の説明】 (略) 画像図は、動画再生中に本物品のメニューボタンを押下したときに表示される録画機能を発揮できる状態にするための操作画像を示す。右上に再生中の画像を表示しつつ、録画の設定をすることができる。(以下略)

【画像図】

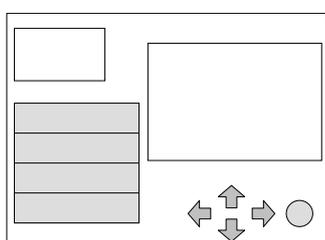
※その他の必要な図等は省略。

意匠に含まれる画像中に、物品から独立したコンテンツが表示されている意匠出願に対しては、審査官は第3条第1項柱書で拒絶理由を通知する。

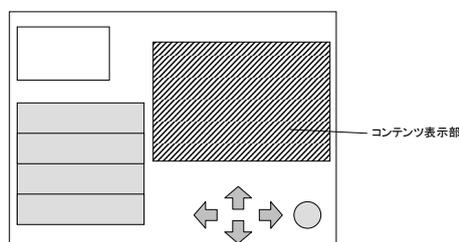
(参考) コンテンツ表示部を有する、画像を含む意匠の記載例

【意匠に係る物品】 動画再生機

【意匠の説明】 (略) 参考画像図中、斜線で示された部分は再生中の動画の表示部を示す。(以下略)



【画像図】



【参考画像図】 ※その他の必要な図等は省略。

(3) 汎用の表示器に表示された画像

汎用の表示器に、一体として用いられる他の物品からの信号による画像を表示したもの、物品に接続された記録媒体に記録された画像を表示したものなど、物品の外部からの信号による画像を表示したものは、表示器という物品に記録された画像ではないため、意匠法第2条第1項に規定する物品の部分の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合とは認められない。

意匠法第2条第2項では「これと一体として用いられる物品に表示されるものが含まれるものとする」と規定され、当該物品の機能を発揮できる状態にするための操作の用に供される画像であって当該物品と一体として用いられる表示機器に表示される画像は保護対象となるが、その場合、意匠に係る物品

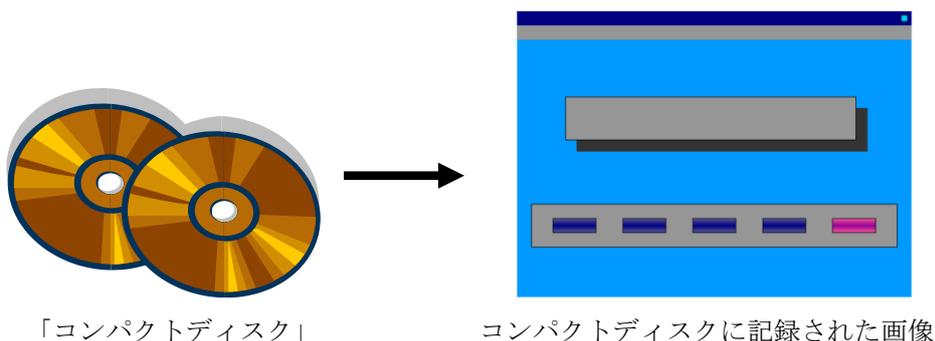
は表示器ではなく当該物品となる。したがって、汎用の表示器の表示部に表示された操作画像は、表示器の機能を発揮できる状態にするための操作の用に供される画像である場合を除き、意匠法第2条第2項に規定する物品の機能を発揮できる状態にするための操作の用に供される画像とは認められない。

(4) 記録媒体に記録された画像

記録媒体は表示部を持たないため、記録媒体に記録された画像は、意匠法第2条第1項に規定する物品の部分の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合とは認められない。また、記録媒体という物品（例えば、コンパクトディスク等）は、その物品に画像に係る情報を記録することが可能であるものの、記録媒体自体は操作機構を持たないから、意匠に係る物品を記録媒体とした画像は、意匠法第2条第2項に規定する物品の機能を発揮できる状態にするための操作の用に供される画像とは認められない。

【意匠を構成するものと認められない事例】

記録媒体に記録された画像



(5) ゲーム機に表示された画像

物品から独立して創作され、販売されるゲームソフトをインストールすることにより表示されるゲームの画像（ゲーム機にプリインストールされたものも含む）、ゲームを記録した記録媒体を挿入することにより表示されるゲームの画像は、いずれも物品から独立したコンテンツであることから、意匠法第2条第1項に規定する物品の部分の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合とは認められない。

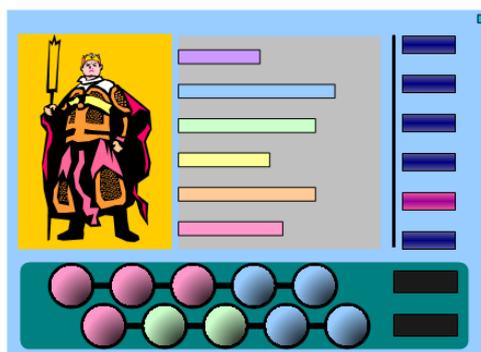
ただし、電池残量表示など、ゲームソフトによらないゲーム機本体の機能を果たすために必要な表示を行う画像であって、物品に記録されたものについては、意匠法第2条第1項に規定する物品の部分の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合と認められる。

また、ゲームの画像は物品から独立したコンテンツであることから、意匠法第2条第2項に規定する画像にも該当しない。

ただし、ゲーム機本体の設定用の画像等は、意匠法第2条第2項に規定する物品の機能を発揮するための操作に用いられる画像と認められる。

【意匠を構成するものと認められない事例】

ゲームの画像



74.4.1.2 意匠が具体的なものであること

第一に、その意匠の属する分野における通常知識に基づいて、出願当初の願書の記載及び願書に添付された図面等から意匠登録出願の方法及び対象が画像を含む意匠の意匠登録出願であることが直接的に導き出されなくてはならない。

次に、画像を含む意匠の意匠登録出願に係る意匠が具体的なものと認められるためには、その意匠の属する分野における通常知識に基づいて、出願当初の願書の記載及び願書に添付した図面等から具体的な一の意匠の内容、すなわち、以下の①から④についての具体的な内容が、直接的に導き出されなければならない。

- ① 画像を含む意匠の意匠に係る物品
- ② 「画像」の用途及び機能
- ③ 部分意匠として「画像」の意匠登録を受けようとする場合には、その位置、大きさ、範囲

ただし、当該物品と一体として用いられる物品に表示される「画像」を含む意匠を部分意匠として意匠登録出願する場合であって、画像を意匠登録を受けようとする部分にするときは、当該物品と一体として用いられる物品に対する意匠登録を受けようとする部分の位置、大きさ、範囲は評価しない。

- ④ 「画像を含む意匠」の形態

願書の記載又は願書に添付した図面等の記載の正確性について、全体意匠に関しては第2部「意匠登録の要件」第1章「工業上利用することができる意匠」21.1.2「意匠が具体的なものであること」、部分意匠に関しては第7部「個別の意匠登録出願」第1章「部分意匠」71.4.1.2「意匠が具体的なものであること」を参照されたい。

(1) 意匠が具体的なものと認められない場合の例

願書又は願書に添付した図面等に、以下のような記載不備を有しており、願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断しても、具体的な一の意匠の内容を直接的に導き出せないときは、意匠が具体的なものとは認められない。

- ① 意匠に係る物品又は「画像」の具体的な用途及び機能が明らかでない場合
- ② 「画像」全体の形態が表されていない場合
- ③ 意匠に係る物品全体の形態が表されていない場合
- ④ 「画像」を含む、意匠に係る物品の形態に、願書の「意匠に係る物品」の欄に記載された物品の区分に属する物品を認識するのに必要な最低限含まれていなければならない構成要素が明確に表されていない場合(部分意匠の場合)
- ⑤ 「画像」が物品の表示部に表示されるものか、当該物品と一体として用いられる物品の表示部に表示されるものか明らかでない場合
- ⑥ 「画像」が変化する場合に、変化の順序、変化の様子が明らかでない場合

74.4.1.3 工業上利用することができるものであること

画像を含む意匠の意匠に係る物品が、工業上利用することができるものでなくてはならない。

74.4.2 新規性

意匠法第3条第1項各号の規定の適用については、当該画像を含む意匠が公知の意匠のいずれかの意匠に該当するか否か、又は公知の意匠に類似する意匠に該当するか否かを判断することにより行う。

74.4.2.1 意匠法第3条第1項第1号及び第2号

画像を含む意匠が、公知の意匠に該当するか否かの判断を行い得るためには、公知の意匠の中に、原則として、意匠登録出願された画像を含む意匠の全体の形態が対比可能な程度に十分表されていれば新規性判断の基礎となる資料とすることができる。

なお、刊行物等の公知資料中に表された画像については、それが電子計算機にインストールされたソフトウェアの画像と認められる場合は、付加機能を有する電子計算機の画像の意匠として取扱う。

その他の判断基準については、全体意匠に関しては第2部「意匠登録の要件」第2章「新規性」22.1.1「意匠法第3条第1項第1号」及び22.1.2「意匠法第3条第1項第2号」を、部分意匠に関しては、第7部「個別の意匠登録出願」第1章「部分意匠」71.4「部分意匠に関する意匠登録の要件」71.4.2「新規性」71.4.2.1「意匠法第3条第1項第1号及び第2号」71.4.2.2「意匠法第3条第1項第3号」を参照されたい。

74.4.2.2 意匠法第3条第1項第3号

74.4.2.2.1 公知意匠と画像を含む意匠の類否判断

画像を含む意匠の場合、対比する両意匠が次の①～③の全てに該当する場合に両意匠は類似する。

- ① 対比する両意匠の意匠に係る物品が同一又は類似であること
- ② 対比する両意匠の画像の用途と機能が同一又は類似であること
- ③ 対比する両意匠の形態が同一又は類似であること

意匠は、物品と形態が一体不可分のものであるから、画像を含む意匠についても、意匠に係る物品と公知の意匠の意匠に係る物品とが同一又は類似でなければ意匠の類似は生じない。

また、画像は、物品の部分の形状、模様、若しくは色彩又はこれらの結合に含まれるものであり、画像を含む意匠が類似するためには、対比する両意匠の画像の用途及び機能が同一又は類似でなければならない。

その他、画像を含む意匠の類否判断は全体意匠、部分意匠の審査基準に準じて行われる。

なお、複数の画像からなる変化する画像と変化を伴わない画像との類否判断及び変化する画像同士の類否判断は、変化する画像の変化の前後の態様も含めて総合的に観察して行う。

74.4.2.2.1.1 対比する両意匠の意匠に係る物品に関する類否判断

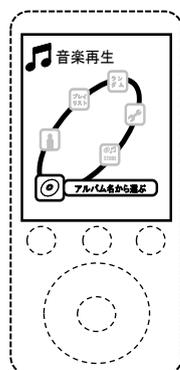
画像は、物品がその内部に電子的に有する機能を視覚的に具現化するものであり、当該物品の機能を実現させるためのものであるため、画像を含む意匠の場合には、意匠に係る物品の用途及び機能の類否に加え、そこに内包される当該画像の用途及び機能についても類否の判断を行う。

一般に、意匠に係る物品の用途及び機能に相違があるとしても、その相違が物品の形態上の特徴として現れないなど、意匠に係る物品の用途及び機能を総合的に判断した場合に考慮し得ないものである場合には、意匠に係る物品は類似すると判断する。一方、画像の用途及び機能が共通する場合であっても、比較の対象となる意匠の意匠に係る物品の用途及び機能を総合的に判断した場合に、当該画像の用途及び機能以外に明らかに異なる使用目的を含むなど、考慮すべき他の用途及び機能がある場合は、意匠に係る物品は類似しないと判断する。

例えば、付加機能を有する電子計算機の意匠の場合には、相互に付加機能が類似する場合に意匠に係る物品が類似し、また、付加機能を有する電子計算機以外の他の物品との関係においても、それ単体で当該他の物品と類似の用途及び機能を実現できるものである場合には、意匠に係る物品が類似すると判断する。一方、他の物品と同一又は類似の用途及び機能を実現するために、電子計算機が通常有する以外のハードウェアを必要とする場合には、両意匠の意匠に係る物品は非類似と判断する。

【物品が類似する例 1】

公然知られた意匠



「音楽再生機」
(選曲方法を選択するための画像)

出願の意匠



「音楽再生機能付き電子計算機」
(選曲方法を選択するための画像)

※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

【物品が類似する例 2】

公然知られた意匠



「携帯情報端末機」
(この物品は、音楽再生機能、スケジュール管理機能、カメラ機能を有しており、そのうち、音楽再生機能の選曲方法を選択するための画像)

出願の意匠

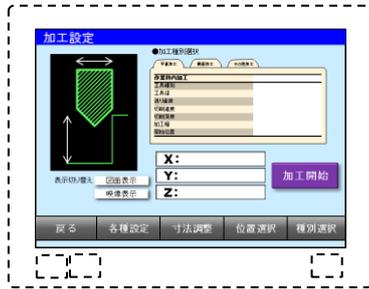


「音楽再生機能付き電子計算機」
(選曲方法を選択するための画像)

※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

【物品が類似する例3】

公然知られた意匠



「マシニングセンタ制御機」
(切削加工内容の設定を行うための画像)

出願の意匠



「マシニングセンタ制御機能付き
電子計算機」
(切削加工内容の設定を行うための画像)

※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

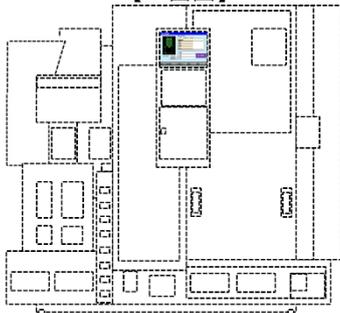
【物品が類似しない例】

公然知られた意匠

【意匠登録を受けようとする部分の部分拡大図】



【正面図】



「マシニングセンタ」
(切削加工内容の設定を行うための画像)

出願の意匠



「マシニングセンタ制御機能付き
電子計算機」
(切削加工内容の設定を行うための画像)

※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

対比する両意匠の画像の用途及び機能が共通する場合であっても、付加機能を有する電子計算機（例、マシニングセンタ制御機能付き電子計算機）が、他の物品（例、マシニングセンタ）と同一又は類似の用途及び機能を実現するために、電子計算機が通常有する以外のハードウェア（例、切削加工のための機構）を必要とする場合には、両意匠の意匠に係る物品は非類似と判断する。

※ なお、この出願の意匠の場合、創作非容易性の要件に基づく拒絶の対象となる。

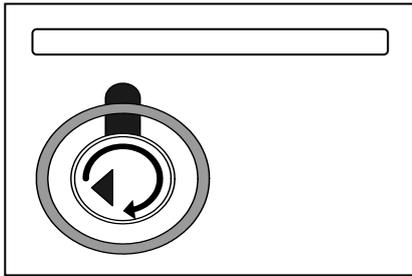
74.4.2.2.1.2 類似する意匠と認められるものの例

下記の事例については意匠が類似するものと認められる。

【事例1】

公然知られた意匠

【画像図】

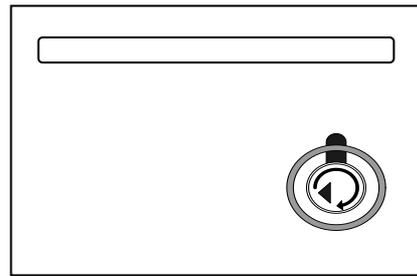


「デジタルビデオディスクレコーダー」

(映像編集機能を発揮できる状態にするための操作の用に供される画像)

出願の意匠

【画像図】



「デジタルビデオディスクレコーダー」

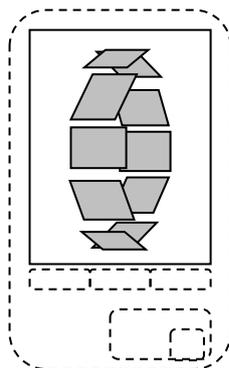
(映像編集機能を発揮できる状態にするための操作の用に供される画像)

※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

【事例2】

公然知られた意匠

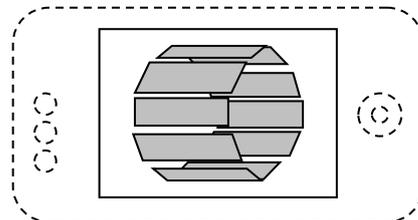
【正面図】



「携帯用ビデオプレイヤー」
(映像を選択するための画像)

出願の意匠

【正面図】



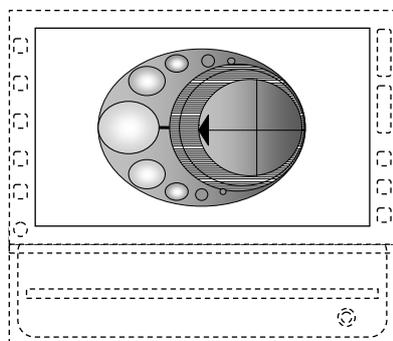
「携帯用ビデオプレイヤー」
(映像を選択するための画像)

※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

【事例3】

公然知られた意匠

【正面図】

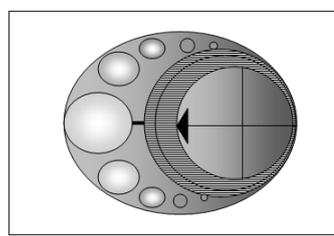


「車載用経路誘導機」
(物品自体の表示部に表示される
画像)

※意匠登録を受けようとする
部分の位置・大きさ・範囲
に特段の特徴が認められ
ない

出願の意匠

【画像図】



【正面図】



「車載用経路誘導機」
(当該物品と一体として用いられ
る物品に表示される画像)

※意匠登録を受けようとする部
分の位置・大きさ・範囲の評
価をしない

※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

当該物品の表示部に表示される画像に係る意匠と当該物品と一体として用いられる物品に表示される画像に係る意匠は類似することがある。

ただし、画像の形態が共通していても両者は全体に対する意匠登録を受けようとする部分の位置・範囲が異なり、類否判断に与える影響が大きいと考えられる場合は、両者は非類似と判断される。

【事例4】

公然知られた意匠

出願の意匠

【画像図】



「付箋作成機能付き電子計算機」
(付箋用紙の選択を行うための画像)

「付箋作成機能付き電子計算機」
(付箋用紙の選択を行うための画像)

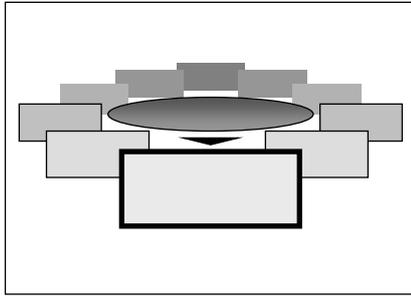
※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

刊行物等の公知資料中に表された画像については、それが電子計算機にインストールされたソフトウェアの画像と認められる場合は、付加機能を有する電子計算機の画像の意匠として取扱う。

【事例5】

公然知られた意匠

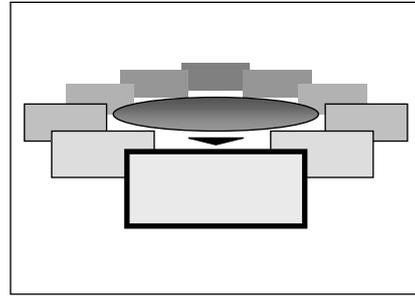
【画像図】



「デジタルビデオディスクレコーダー」
(各種設定の選択を行うための画像)

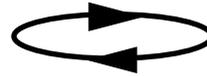
出願の意匠

【画像図】



「デジタルビデオディスクレコーダー」
(各種設定の選択を行うための画像)

※操作によって変化する画像



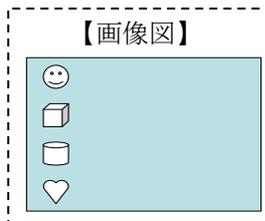
中央の長円形部の周囲を矩形のタイトル表示部
が時計回りに回転する変化をする画像

※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

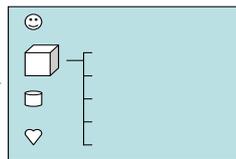
【事例6】

公然知られた意匠

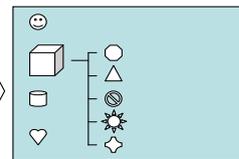
【画像図】



【変化した状態の画像図1】



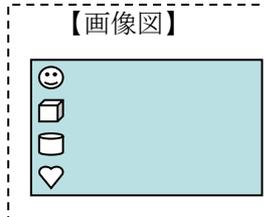
【変化した状態の画像図2】



※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

出願の意匠

【画像図】



※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

公然知られた意匠が複数の画像からなる変化する画像であった
場合、出願意匠との類否判断は、公然知られた意匠を構成する複数
の画像の中の一部の画像との間で行う。

74.4.3 創作非容易性

意匠法第3条第2項の規定の適用についての判断は、画像を含む意匠（意匠法第2条第1項及び第2項により認められるもの全て。）の構成態様において、それらの基礎となる構成要素や具体的態様が本願出願前に公然知られ、又は広く知られており、それらの構成要素を、ほとんどそのまま、又は当該分野においてよく見られる改変を加えた程度で、当該分野においてありふれた手法である単なる組合せ、若しくは、構成要素の全部又は一部の単なる置換えなどがされたにすぎないものであるか否かを判断することにより行う。

なお、その他の判断基準については、全体意匠に関しては第2部「意匠登録の要件」第3章「創作非容易性」、部分意匠に関しては第7部「個別の意匠登録出願」第1章「部分意匠」71.4.3「創作非容易性」を参照されたい。

74.4.3.1 その意匠の属する分野における通常の知識を有する者について

画像を含む意匠について、その意匠の属する分野における通常の知識を有する者とは、意匠登録出願の時に、本願意匠の意匠に係る物品を製造したり販売したりする業界の意匠に関する通常の知識に加え、本願意匠と意匠に係る物品の異同を問わない画像に係る意匠（画像部分の用途及び機能、並びに、その形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合）に関しても、通常の知識を有する者をいう。

74.4.3.2 当該分野においてよく見られる改変とありふれた手法の例

- (1) 画像を含む意匠の分野においてよく見られる改変の例
 - 形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合について、
 - (a) 矩形角部の隅丸化、立体を模した陰影の付加、構成要素間の隙間の設置、隙間の幅の変更、プルダウン化など、細部の造形の変更
 - (b) 区画ごとの単純な彩色、要求機能に基づく標準的な彩色など、色彩の単純な付加
 - (c) (a)及び(b)のよく見られる改変の単なる組合せ
- (2) 画像を含む意匠の分野においてありふれた手法の例
 - (a) 置換
 - (b) 寄せ集め
 - (c) 配置の変更
 - (d) 構成比率の変更又は連続する単位の数の増減
 - (e) 物品の枠を超えた構成要素の利用・転用
 - (f) フレーム分割態様の変更
 - (g) まとまりある区画要素の削除
 - (h) 既存の変化態様の付加
 - (i) (a)乃至(h)のありふれた手法の単なる組合せ

74.4.3.3 変化する画像について

変化する画像についての意匠法第3条第2項の規定の適用についての判断は、変化の前後を示す各画像が、当該意匠登録出願前に公然知られた形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合に基づいて当業者であれば容易に創作することができたものであるか否かを判断すると共に、変化の態様について当業者にとってありふれた手法に基づく変化であるか否かを判断することにより行う。すなわち、以下の①、②の場合には、出願の意匠は容易に創作できたものとは認められず、意匠法第3条第2項の規定には該当しない。

①変化の前後を示す各画像が当該意匠登録出願前に公然知られた形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合に基づいて当業者であれば容易に創作することができたものであるが、変化の態様は当業者にとってありふれた手法に基づく変化ではない場合

②変化の態様は当業者にとってありふれた手法に基づく変化であるが、変化の前後を示す各画像は当該意匠登録出願前に公然知られた形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合に基づいて当業者が容易に創作することができたものでない場合

74.4.3.4 当業者の立場からみた意匠の着想や独創性について

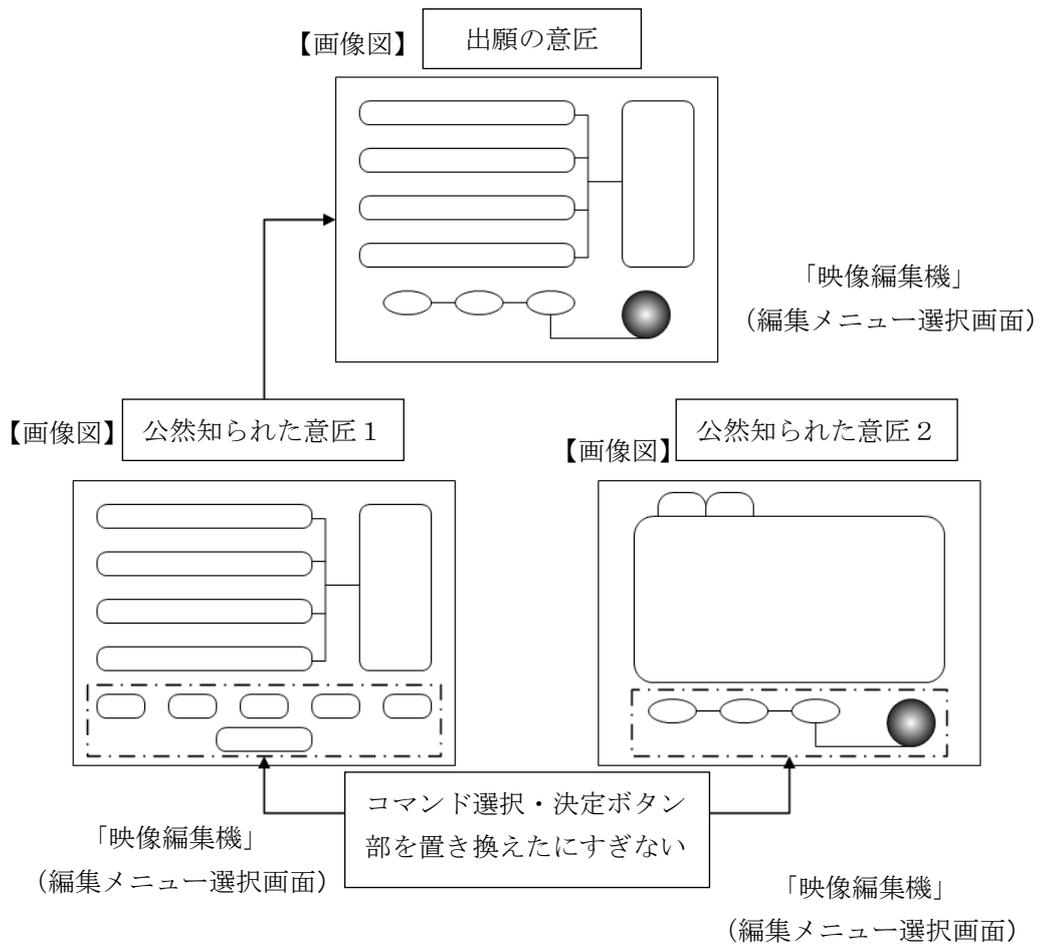
意匠法第3条第2項の規定の適用について判断を行うに際して、本願意匠の視覚的な特徴として現れるものであって、独自の創意工夫に基づく当業者の立場からみた意匠の着想や独創性が認められる場合には、その点についても考慮する。ただし、当該判断を行うにあたり、特徴記載書や意見書の記載を参酌する場合には、出願当初の願書及び図面の記載から導き出される範囲のものについてのみ考慮する。

74.4.3.5 容易に創作することができる意匠と認められるものの例

① 置換による意匠

【事例】

公然知られた画像の一部を、他の画像の一部によりほとんどそのまま置き換えて、一つの画像を構成したにすぎない意匠

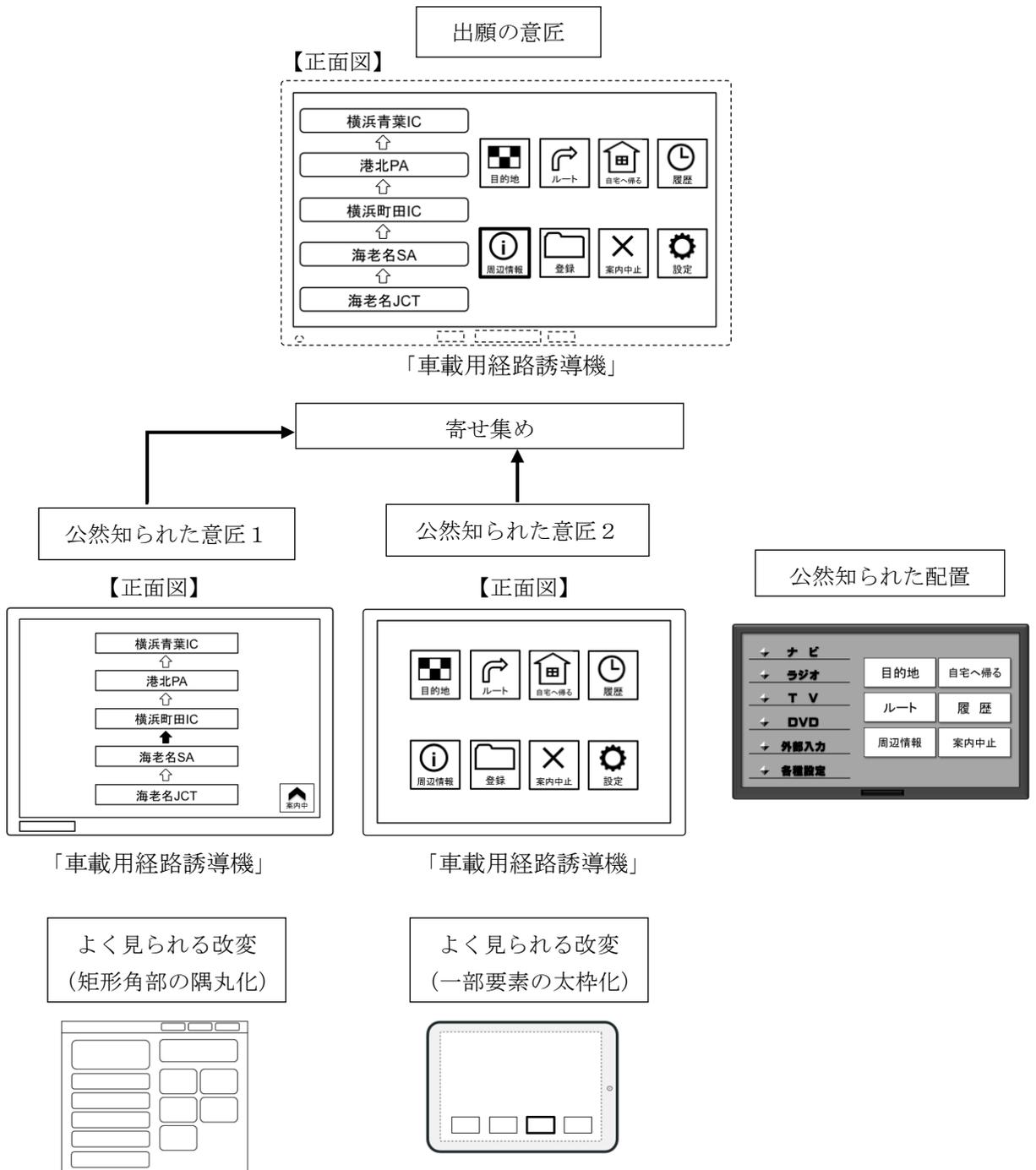


※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

② 寄せ集めによる意匠

【事例】

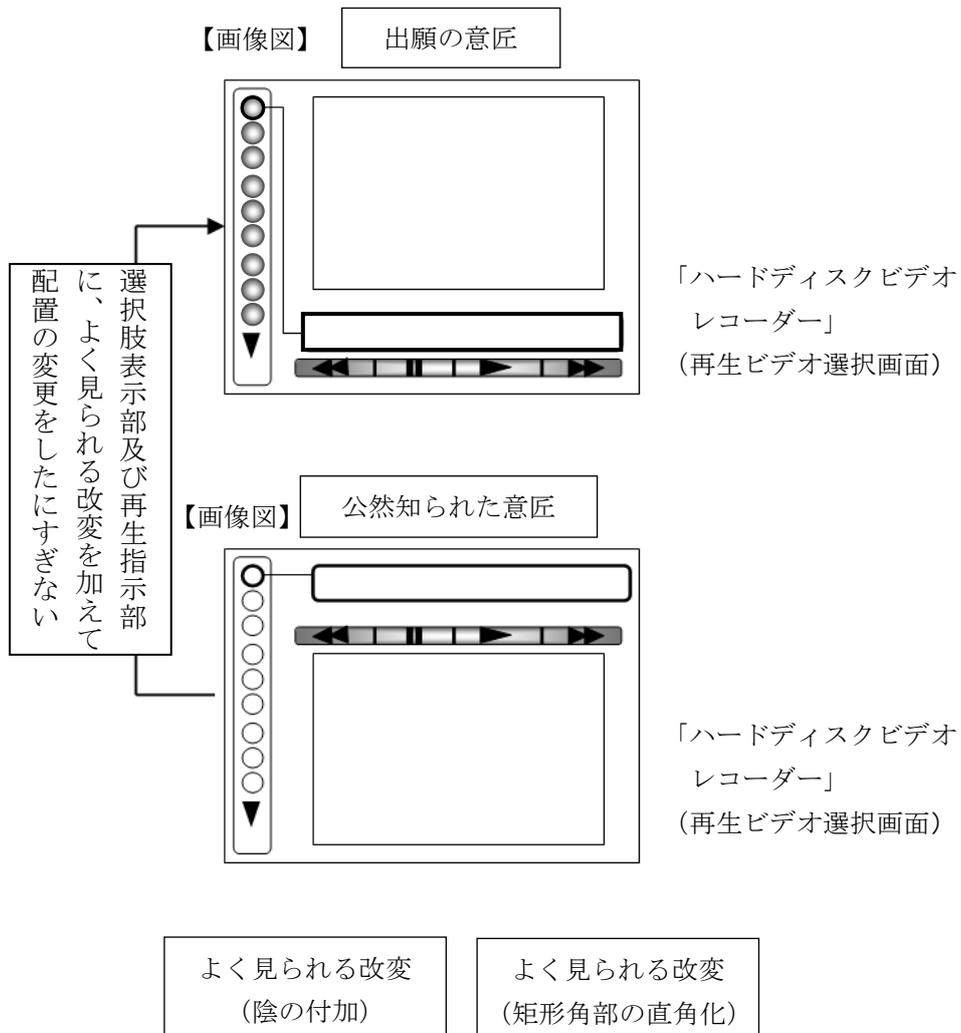
公然知られた画像を、よく見られる改変を加えて寄せ集めて、一つの画像を構成したにすぎない意匠



③ 配置の変更による意匠

【事例】

公然知られた画像の一部を、よく見られる改変を加えて、配置を変更して表したにすぎない意匠

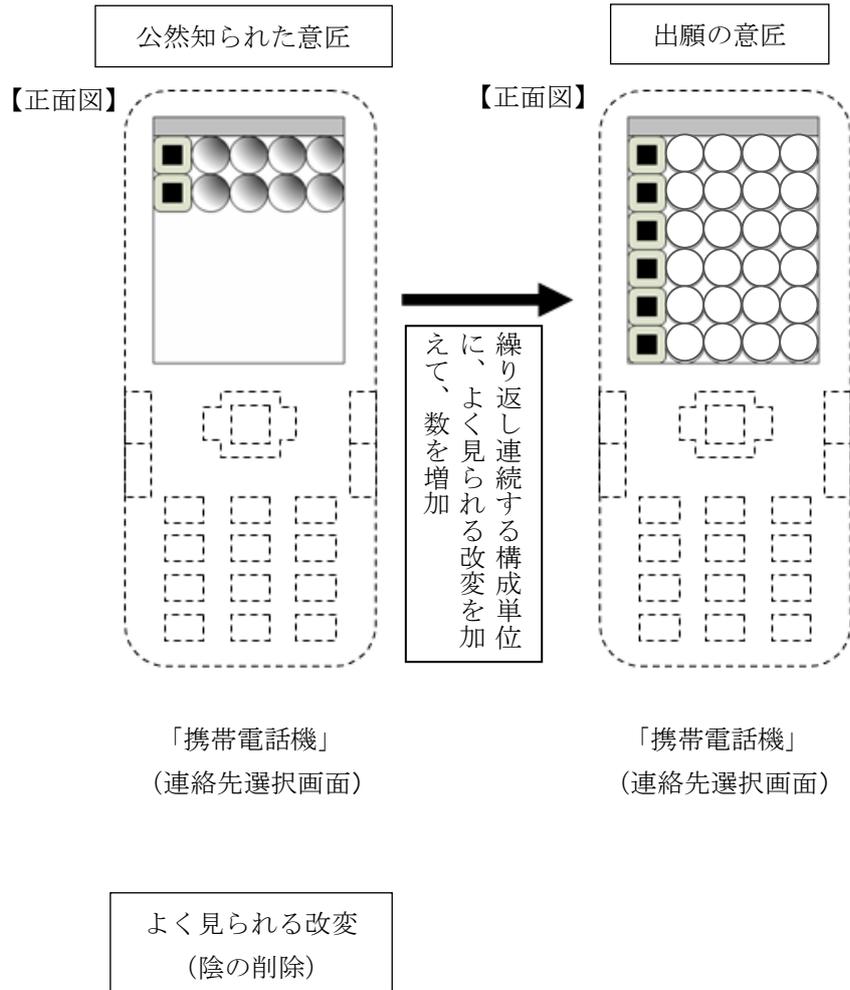


※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

④ 構成比率の変更又は連続する単位の数の増減による意匠

【事例】

公然知られた画像の繰り返し連続する構成単位に、よく見られる改変を加えて、数を増加させて表したにすぎない意匠

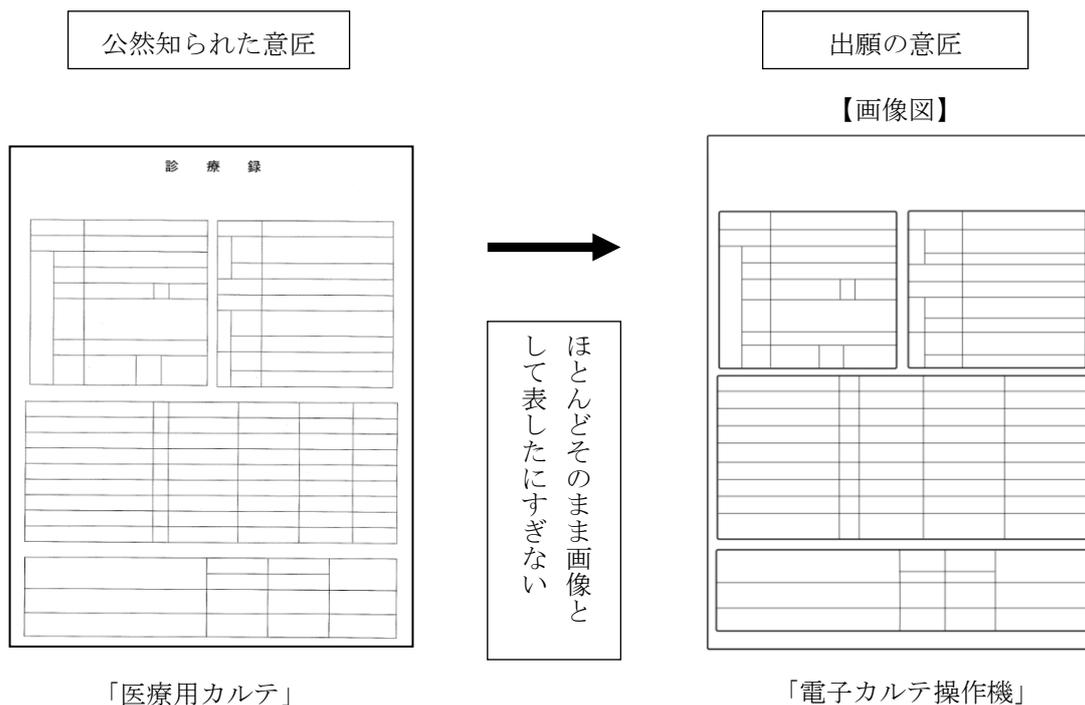


※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

⑤ 物品の枠を超えた構成要素の利用・転用による意匠

【事例1】

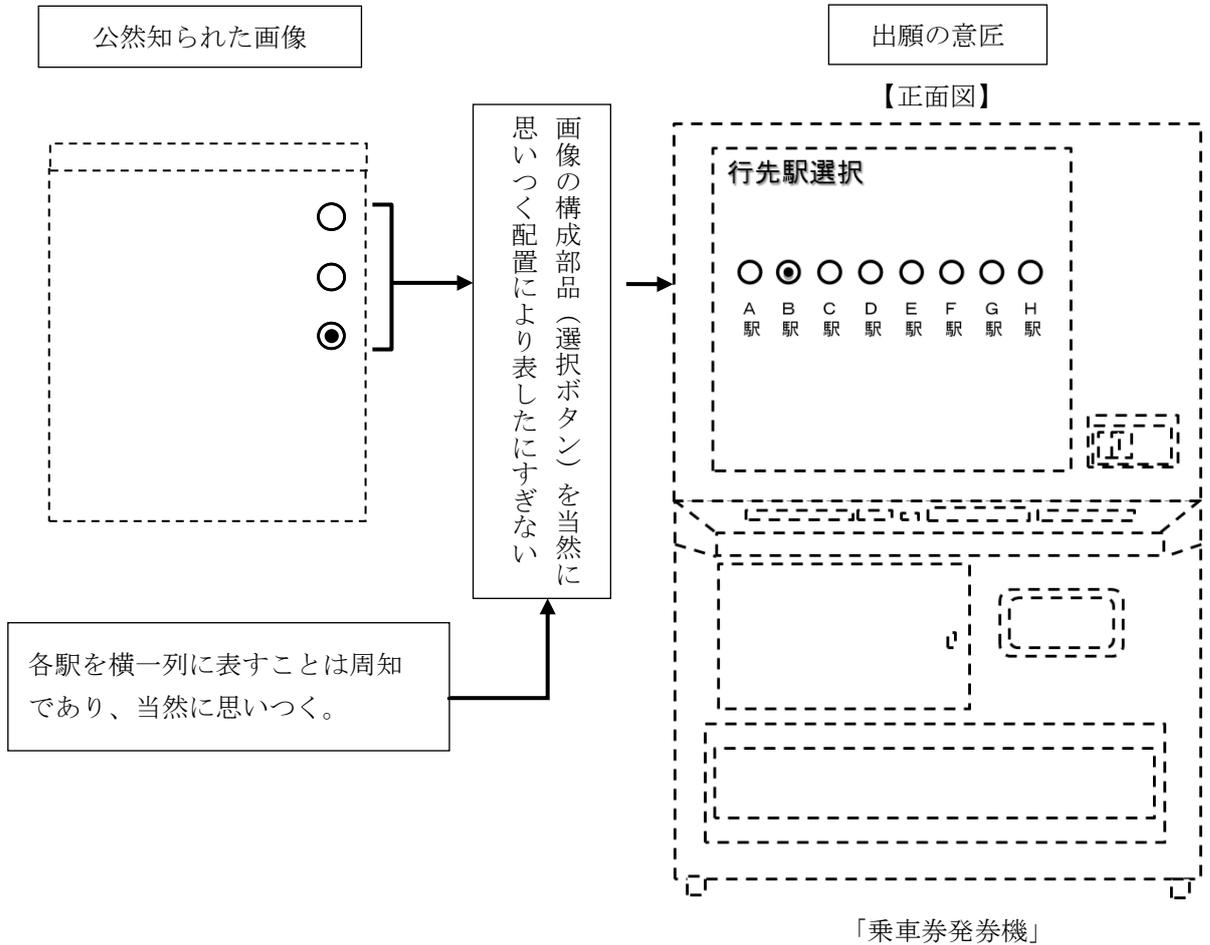
公然知られた物品の外観を、ほとんどそのまま、画像として表したにすぎない意匠



※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

【事例3】

公然知られた画像の構成要素（画像の構成部品）を、ほとんどそのまま、当然に思いつく配置により表したにすぎない意匠（1）



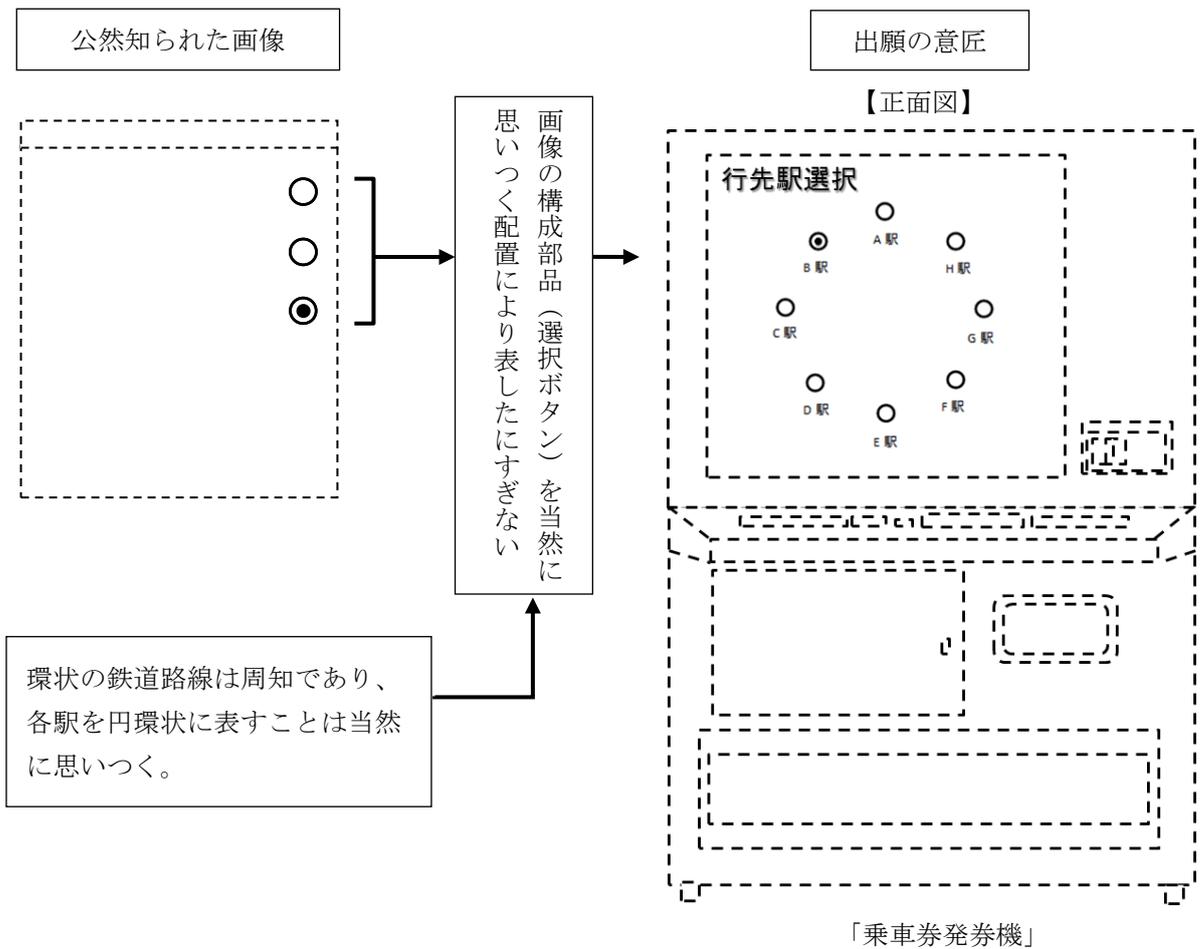
※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

【参考】画像の構成部品の例

- チェックボックス
- ラジオボタン
- スクロールバー
- スライダー

【事例4】

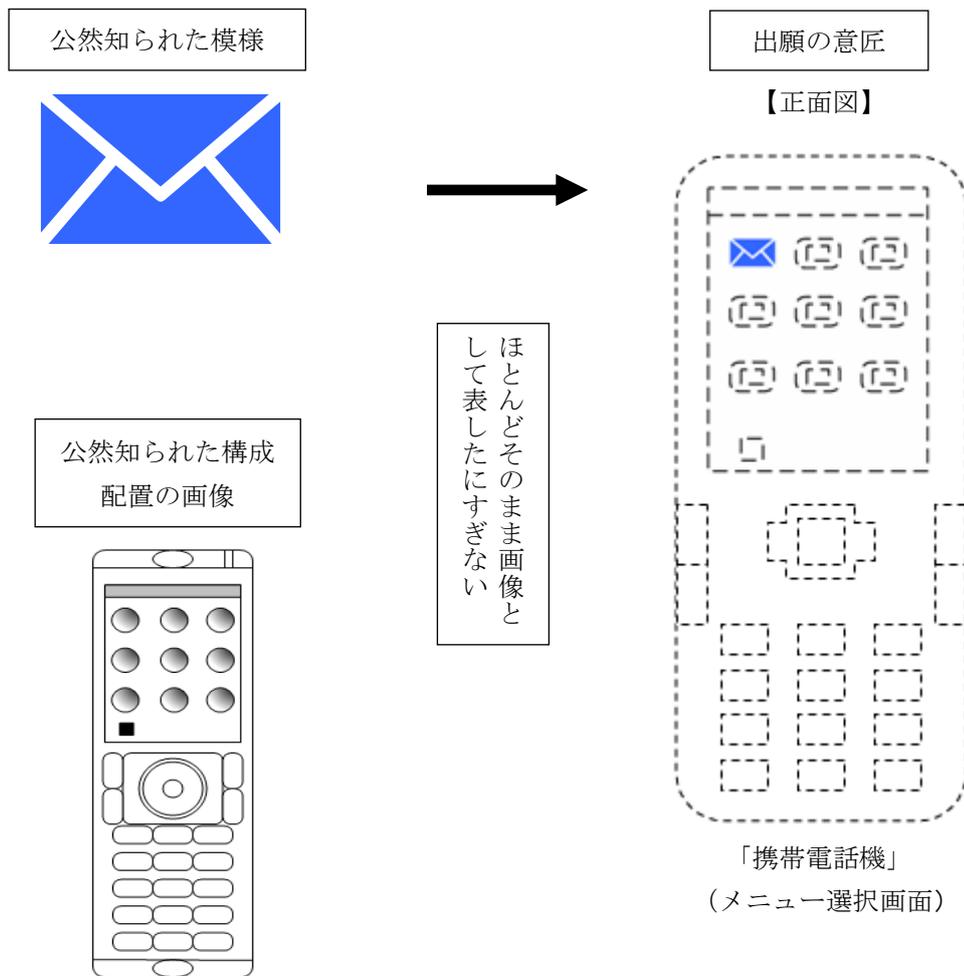
公然知られた画像の構成要素（画像の構成部品）を、ほとんどそのまま、当然に思いつく配置により表したにすぎない意匠（2）



※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

【事例5】

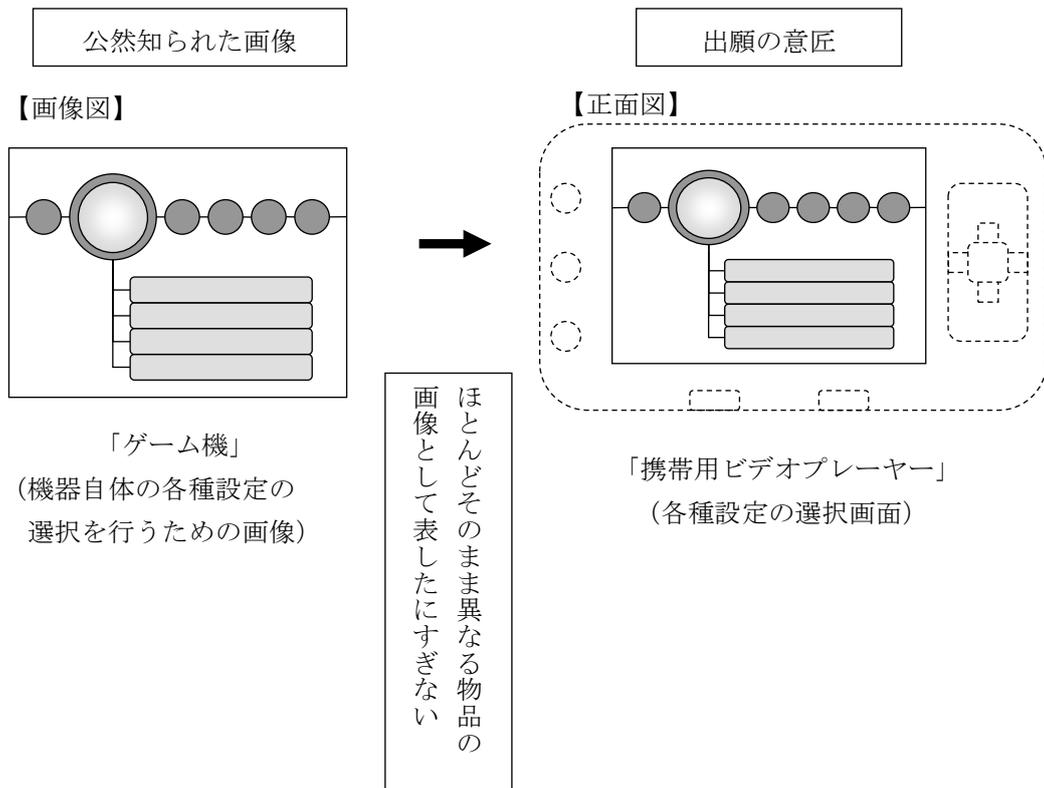
公然知られた模様を、ほとんどそのまま、画像として表したにすぎない意匠



※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

【事例6】

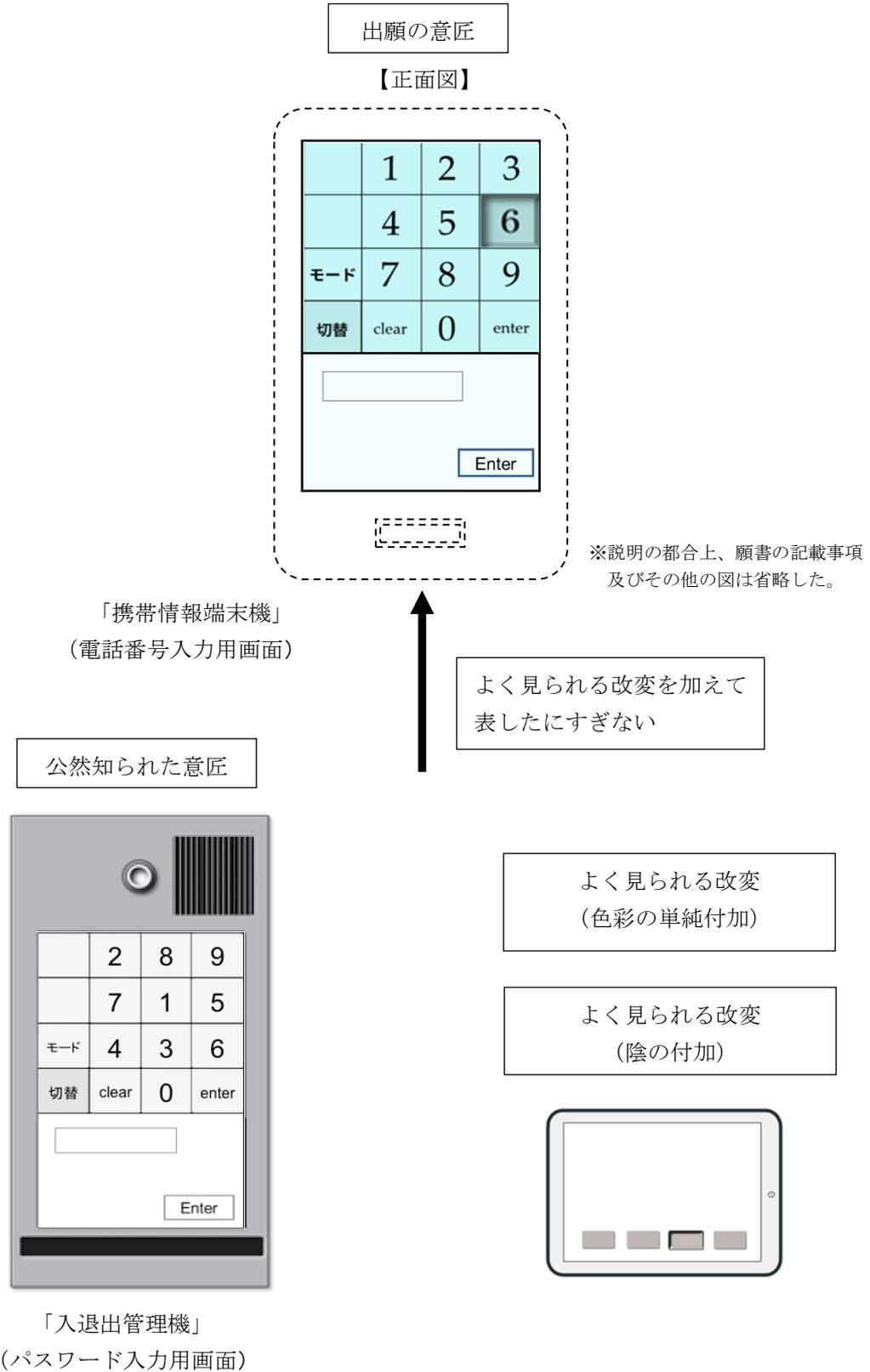
公然知られた画像を、ほとんどそのまま、異なる物品の画像として表したにすぎない意匠



※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

【事例7】

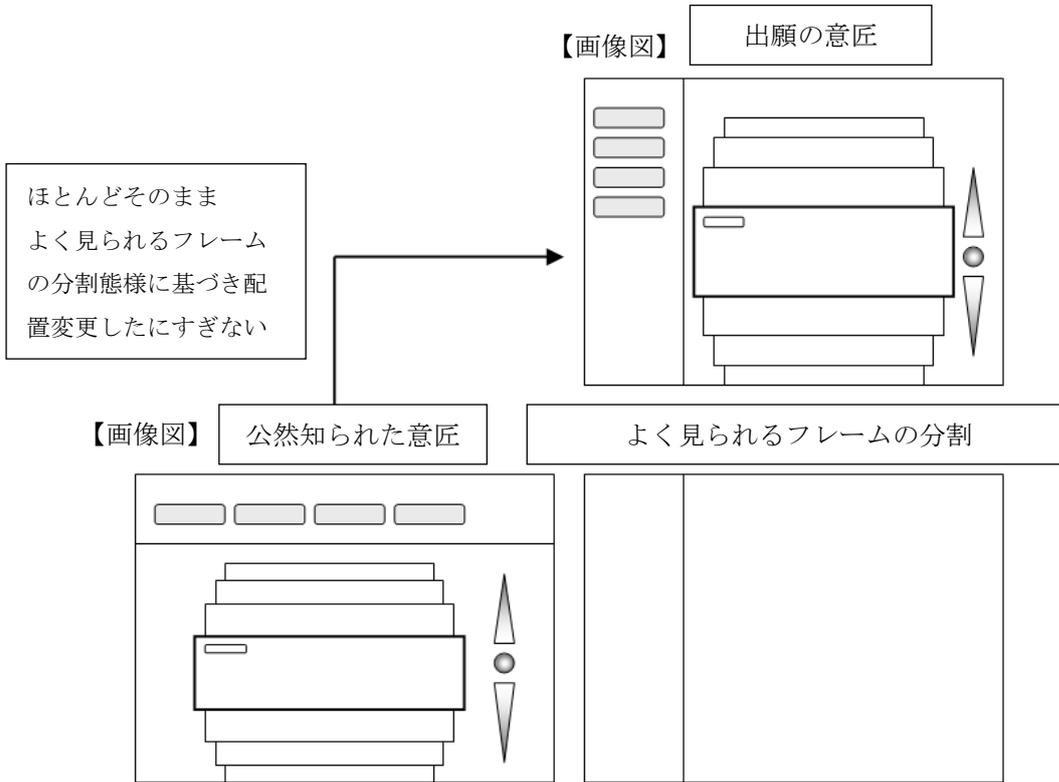
公然知られた画像を、よく見られる改変を加えて、異なる物品の画像として表したにすぎない意匠



⑥ フレーム分割態様の変更による意匠

【事例】

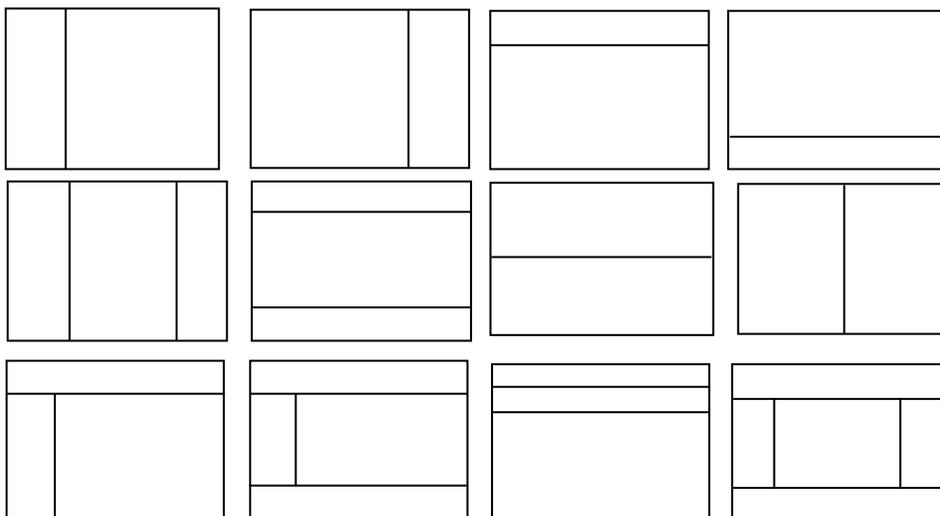
公然知られた画像を、ほとんどそのまま、よく見られるフレームの分割態様に基づき配置変更して表したにすぎない意匠



※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

【参考】

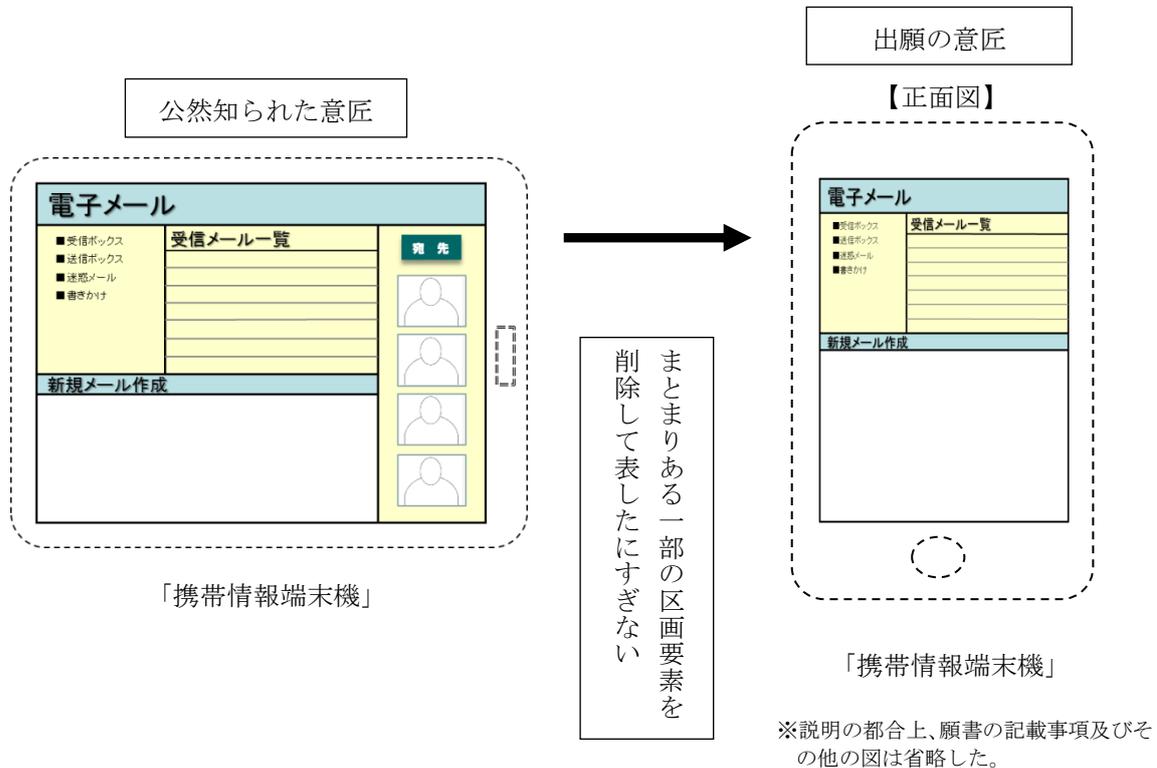
よく見られるフレームの分割態様の例



⑦ まとまりある区画要素の削除による意匠

【事例】

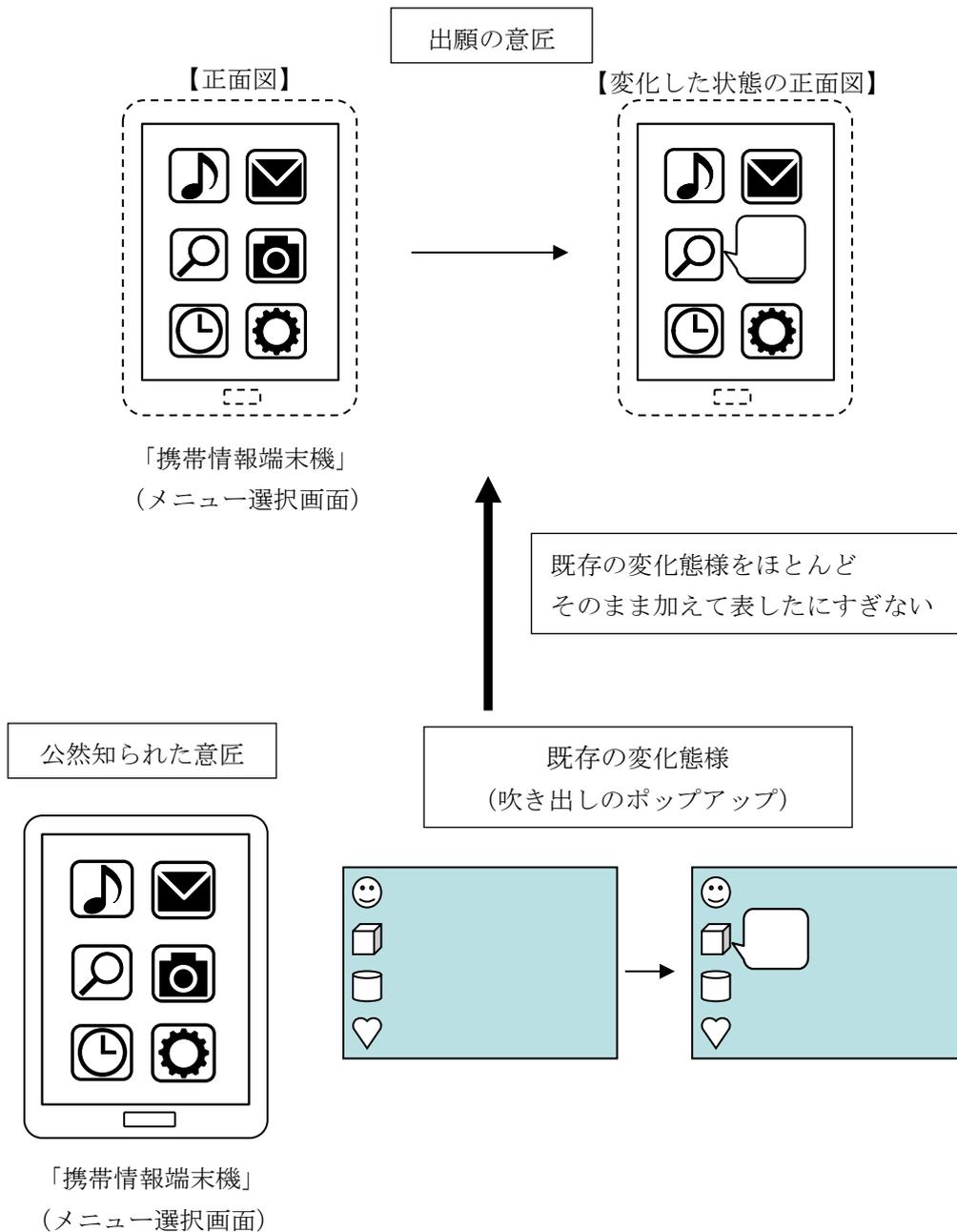
公然知られた画像を、ほとんどそのまま、まとまりある一部の区画要素を削除して表したにすぎない意匠



⑧ 既存の変化態様の付加による意匠

【事例1】

公然知られた画像に、既存の変化態様をほとんどそのまま加えて表したにすぎない意匠



※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

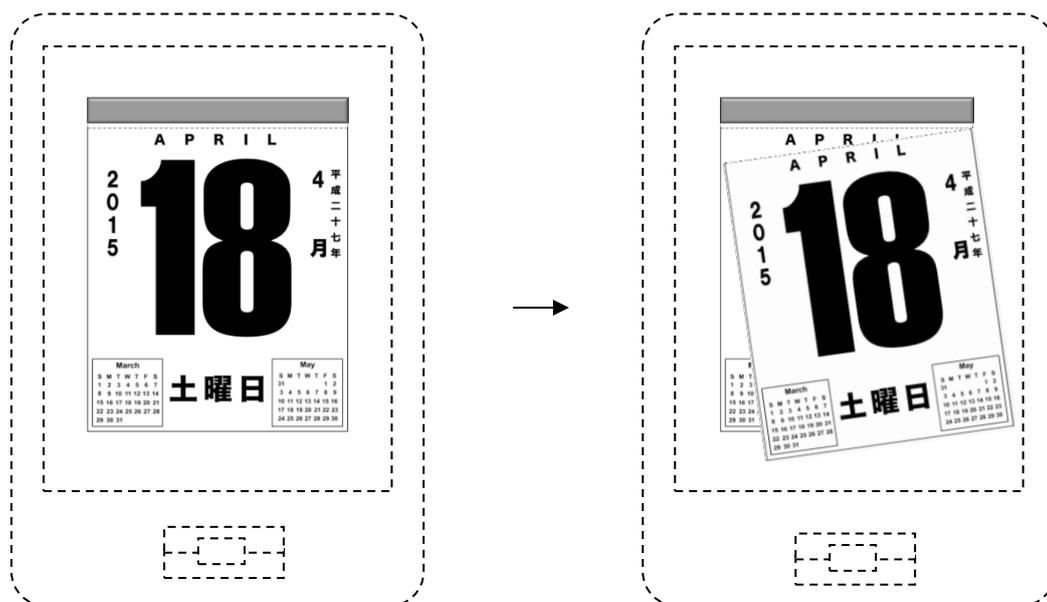
【事例2】

公然知られた物品の外観に、既存の変化態様をほとんどそのまま加えて、画像として表したにすぎない意匠

出願の意匠

【正面図】

【変化した状態の正面図】



「携帯情報端末機」
(カレンダー表示画面)

既存の変化態様をほとんどそのまま
加えて画像として表したにすぎない

※説明の都合上、願書の記載事項及び
その他の図は省略した。

公然知られた意匠



「日めくりカレンダー」

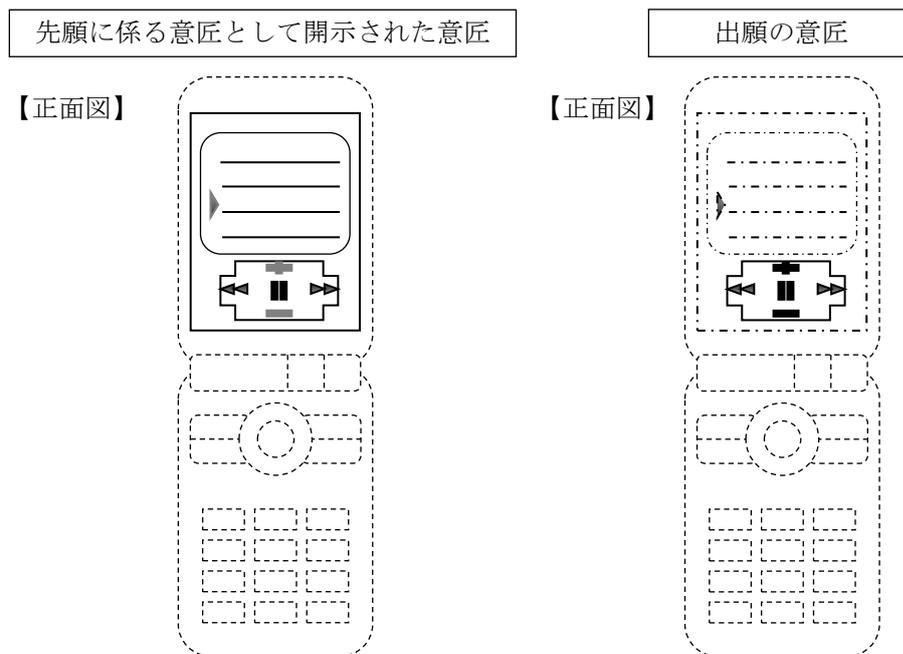
なお、変化前の画像が当該意匠登録出願前に公然知られた形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合に基づいて当業者であれば容易に創作することができたものであっても、変化の様相が当業者にとってありふれた手法に基づく変化ではない場合には、出願意匠は容易に創作できたものとは認められず、意匠法第3条第2項の規定には該当しない。

74.4.4 画像を含む先願意匠の一部と同一又は類似の画像を含む後願意匠

判断基準については、全体意匠に関しては第2部「意匠登録の要件」第4章「先願意匠の一部と同一又は類似の後願意匠の保護除外」、部分意匠に関しては第7部「個別の意匠登録出願」第1章「部分意匠」71.4.4.1「先願に係る意匠として開示された意匠の一部と後願の部分意匠との類否判断」を参照されたい。

【意匠法第3条の2が適用される事例】

【事例1】

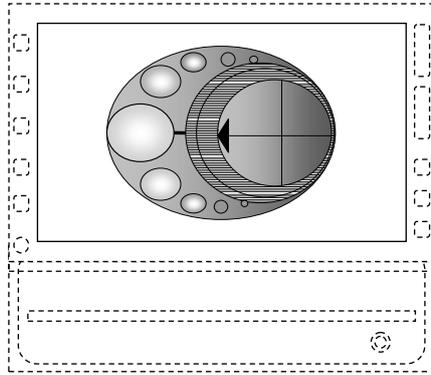


※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

【事例2】

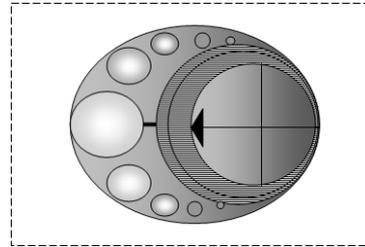
先願に係る意匠として開示された意匠

【正面図】

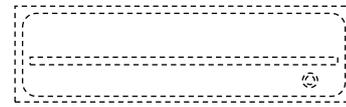


出願の意匠

【画像図】



【正面図】

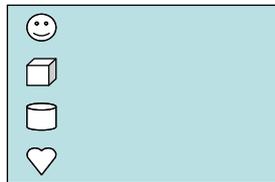


※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

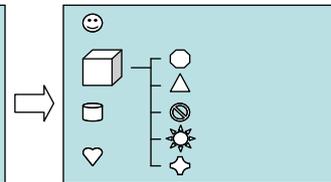
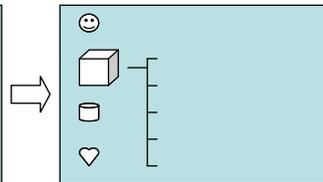
【事例3】

先願に係る意匠として開示された意匠

【画像図】



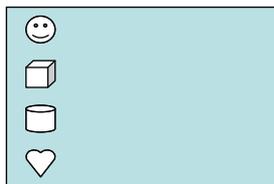
【変化した状態の画像図1】 【変化した状態の画像図2】



※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

出願の意匠

【画像図】



※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

74.5 画像を含む意匠の意匠登録出願に関する新規性の喪失の例外

意匠法第4条第1項又は第2項の規定の適用を受けるための要件等その他の判断基準については、全体意匠に関しては、第3部「新規性の喪失の例外」部分意匠に関しては第7部「個別の意匠登録出願」第1章「部分意匠」71.5「部分意匠の意匠登録出願に関する新規性の喪失の例外」を参照されたい。

74.6 画像を含む意匠の意匠登録出願に関する意匠法第5条の規定

意匠に含まれる画像中に他人の商標や、他人の販売する製品等が含まれ、他人の業務に係る物品と混同を生ずるおそれがある意匠に対しては、第5条第2号の要件を満たさないものと認められる。

判断基準については、全体意匠に関しては第4部「意匠登録を受けることができない意匠」部分意匠に関しては第7部「個別の意匠登録出願」第1章「部分意匠」71.6「部分意匠の意匠登録出願に関する意匠法第5条の規定」を参照されたい。

74.7 画像を含む意匠の意匠登録出願に関する一意匠一出願

画像を含む意匠の意匠登録出願についても、意匠法第7条に規定する要件を満たさなければならない。

判断基準については、全体意匠に関しては第5部「一意匠一出願」部分意匠に関しては第7部「個別の意匠登録出願」第1章「部分意匠」71.7「部分意匠の意匠登録出願に関する一意匠一出願」を参照されたい。

74.7.1 意匠法第7条に規定する要件を満たさないものの例

74.7.1.1 物品の区分によらない願書の「意匠に係る物品」の欄の記載の例

- (1) 画像を含む意匠の意匠登録出願において、願書の「意匠に係る物品」の欄に、物品の区分の後に「の画像」、「の画面」等の語を付したものは、(例えば、「ビデオディスクレコーダーの画像」)の記載があるときは、別表第一に記載された物品の区分又はそれと同程度の区分による物品の区分とは認められない。
- (2) 付加機能を有する電子計算機の画像を含む意匠の意匠登録出願において、願書の「意匠に係る物品」の欄の記載が以下に該当するものは、別表第一に記載された物品の区分又はそれと同程度の区分による物品の区分とは認められない。
 - (a) 付加機能として総括的な機能を記載したもの
(例、「事務処理機能付き電子計算機」)
 - (b) 付加機能として抽象的な機能を記載したもの

(例、「決定機能付き電子計算機」、「選択機能付き電子計算機」)

(c) 一の具体的な付加機能を表したものでないもの

(例、「携帯情報端末機能付き電子計算機」、「情報処理機能付き電子計算機」)

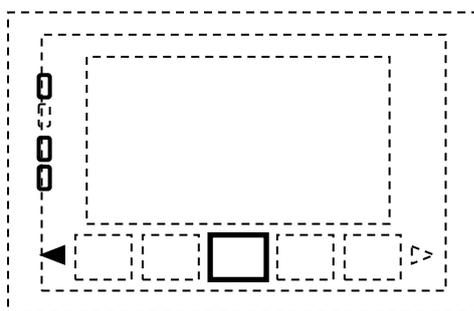
74.7.1.2 意匠ごとに出願されていないものの例

- (1) 付加機能を有する電子計算機の画像を含む意匠の意匠登録出願において、二以上の異なる付加機能を願書の「意匠に係る物品」の欄に並列して記載したものは、意匠ごとにした意匠登録出願と認められない。ただし、当該二以上の付加機能が、同時に表示、使用される一の画像に係るものである場合は、この限りでない。
- (2) 一つの部分意匠の意匠に係る物品の中に、二以上の異なる画像や物理的に分離した二以上の「意匠登録を受けようとする部分」が含まれているものは、意匠ごとにした意匠登録出願と認められない。

【事例】

部分意匠の意匠登録出願

【画像図】



※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

以下のいずれかに該当する場合は、物理的に分離した二以上の「意匠登録を受けようとする部分」が含まれているものであっても、一意匠と取扱う。

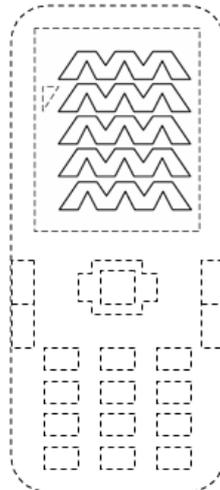
①形態的な一体性が認められる場合

物理的に分離した二以上の「意匠登録を受けようとする部分」であっても、対称となる形態、一組となる形態等、関連性をもって創作されるものは、形態的な一体性が認められる。

【事例】

部分意匠の意匠登録出願

【正面図】



※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

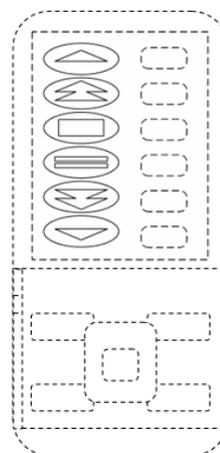
②機能的な一体性が認められる場合

物理的に分離した二以上の「意匠登録を受けようとする部分」であっても、全体として一つの機能を果たすことから一体的に創作される関係にあるものは、機能的な一体性が認められる。

【事例】

部分意匠の意匠登録出願

【正面図】



※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

74.7.1.3 画像を含む意匠において、画像が変化する場合

画像を含む意匠において、画像は物品の部分の形態であるため、一つの意匠には原則一つの画像が表れる。このため、一つの出願に複数の画像が表されている場合、一つの出願に複数の「画像を含む意匠」を包含し、意匠法第7条に規定する意匠ごとにした意匠登録出願と認められないものである。

ただし、意匠に係る物品の説明等の願書の記載及び願書に添付された図面の内容から、複数の画像が、物品の同一機能を果たすために必要な表示を行う画像又は物品の同一機能を発揮できる状態にするために行われる操作の用に供される画像（以下、「物品の同一機能のための画像」という。）であり、かつ、形態的な関連性があるものと認められる場合は、これら複数の画像を含んだ状態で一つの意匠として認められる。

例えば、意匠登録を受けようとする意匠として、複数の図を用い画像が連続的に切り替わる様子が表されている場合（いわゆるアニメーション効果を示すことを意図したものと認められる場合を含む。）、それら複数の画像のうち、物品の同一機能のための画像であり、かつ形態的な関連性がある画像については、変化の前後を示す図とし、一つの意匠として取り扱い得る。

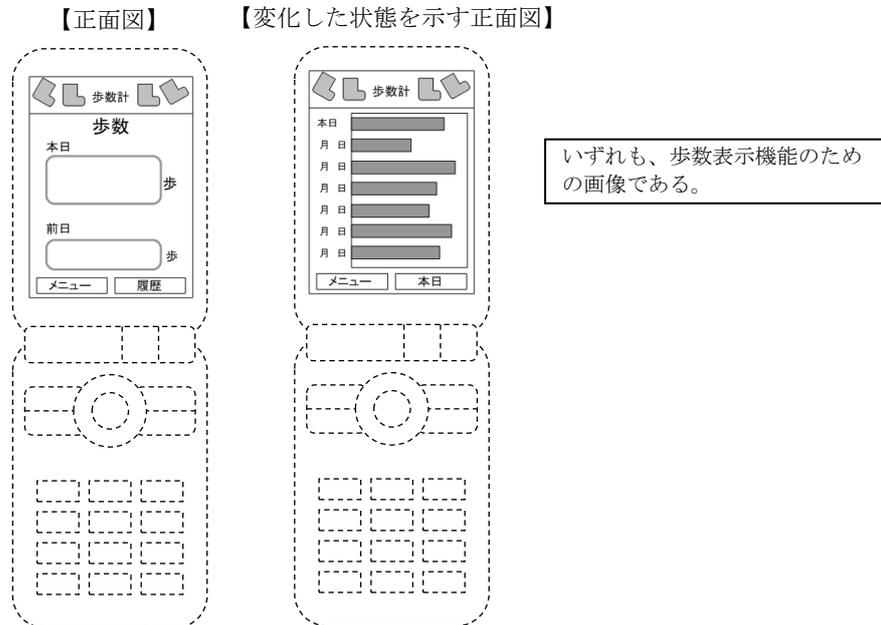
74.7.1.4 複数の画像が一意匠として認められるもの

複数の画像を含む意匠について、変化前の画像と変化後の画像が物品の同一機能のための画像であり、かつ、変化前の画像と変化後の画像とが形態的な関連性がある画像であると認められれば、これら複数の画像を含んだ状態で一つの意匠として認められる。

74.7.1.4.1 物品の同一機能のための画像

複数の画像を含んだ状態で一意匠と認められるためには、意匠に係る物品の説明等の願書の記載及び願書に添付された図面の内容から、複数の画像が、物品の同一機能を果たすために必要な表示を行う画像である又は物品の同一機能を発揮できる状態にするために行われる操作の用に供される画像であると認められなければならない。

【複数の画像が一意匠と認められる例1】



※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

【意匠に係る物品】 携帯電話機

【意匠に係る物品の説明】 (略) 本物品は、歩数計測表示機能を持つ携帯電話機である。正面図中の履歴ボタンを選択することにより、過去の歩数履歴をグラフ表示することができる。正面図及び変化した状態を示す正面図に表された画像は、歩数表示機能のための画像である。

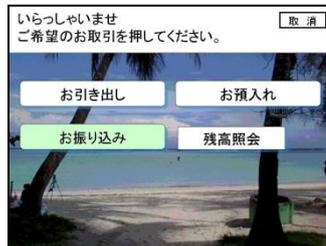
(注) 本事例は、上端部及び下端部に表される図形等において、形態的な関連性が認められるものである。

物品が有する一の機能を発揮できる状態にするために複数の連続する入力指示（選択指示）を行う必要がある場合等、操作の連続性が認められる場合には、これらの入力指示（選択指示）と対応して連続的に変化する一連の画像は、物品の同一機能のための画像と認められる。

例えば、銀行のATMにおける振込機能のように、初期メニュー画面の対応アイコンから、取引銀行入力、振込宛先入力、振込金額入力、送金に至るまで、それぞれ個別の画像ごとでも、これらすべてを含む振込機能全体の遷移画面としてでも、物品の同一機能のための画像と認められる。

【複数の画像が一意匠と認められる例 2】

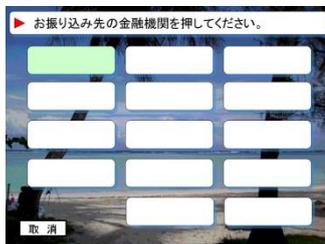
【表示部拡大図】



【変化後を示す表示部拡大図 1】



【変化後を示す表示部拡大図 2】



【変化後を示す表示部拡大図 3】



※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

【意匠に係る物品】 現金自動支払機

【意匠に係る物品の説明】 (略) 表示部に表された画像は、振込機能のための振込先の設定や振込金額の入力操作に用いる。

(注) 本事例は背景等において形態的な関連性が認められるものである。

74.7.1.4.2 形態的な関連性が認められるものであること

複数の画像を含んだ状態で一意匠と認められるためには、変化の前後の画像について、図形等の共通性による形態的な関連性が認められなければならない。

三以上の画像を含む意匠の場合は、形態的関連性の有無の判断は、直前直後の画像について行う。

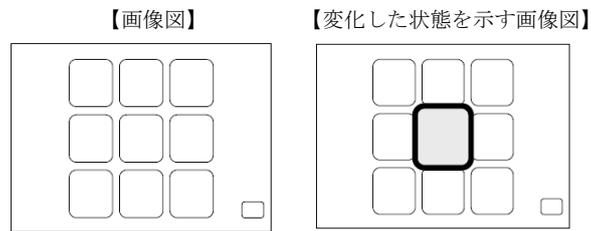
画像の一部について意匠登録を受けようとする部分とする意匠登録出願については、意匠登録を受けようとする部分について、変化の前後の画像に、図形等の共通性による形態的関連性が認められなければならない。

74.7.1.4.2.1 形態的な関連性が認められる代表例

(a) 図形等の移動等

図形等が、それ自体はほとんど形状変化を伴わずに、画像内で、連続的に移動、拡大、縮小、回転、色彩変化するもの。

【複数の画像が一意匠として認められる例 3】

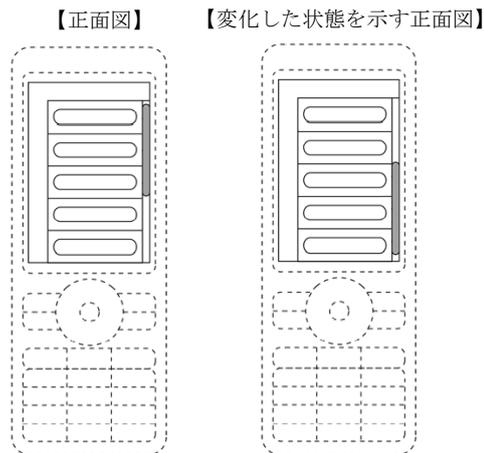


※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

【意匠に係る物品】 入退室管理者

【意匠の説明】 (略) 変化した状態を示す画像図は、指定したアイコンの形状が変化した状態を示すものである。

【複数の画像が一意匠として認められる例 4】



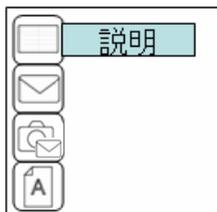
※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

【意匠に係る物品】 携帯電話機

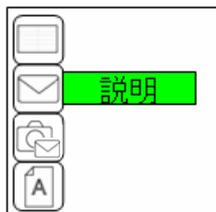
【意匠に係る物品の説明】 (略) 正面図及び変化した状態を示す正面図に表された画像は、通話機能を発揮できる状態にするために、住所録から通話先を選択する操作のための画像である。画像部の右端のスクロールバー部分は上下に動くものである。

【複数の画像が一意匠として認められる例5】

【表示部拡大図】



【変化後を示す表示部拡大図】



※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

【意匠に係る物品】 携帯電話機

【意匠に係る物品の説明】（略）表示部拡大図及び変化後を示す表示部拡大図に表された画像は、携帯電話機のメール機能を発揮できる状態にするために用いることができる。表示部拡大図及び変化後を示す表示部拡大図に示したように、それぞれの操作用図形等が指定されると、当該操作用図形等の説明も連動して移動する。

【複数の画像が一意匠として認められる例6】

【表示部拡大図】



【変化後を示す表示部拡大図】



※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

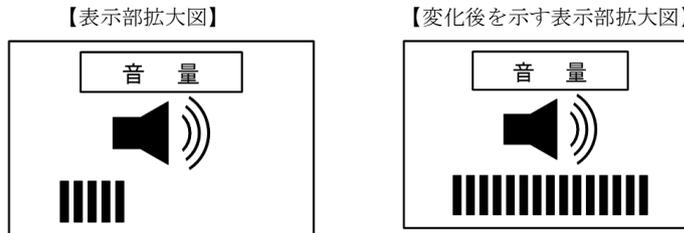
【意匠に係る物品】 音楽再生機付き携帯電話機

【意匠に係る物品の説明】（略）表示部拡大図及び変化後を示す表示部拡大図に表された画像は、携帯電話機の音楽再生機能を発揮できる状態にするために、いずれの情報に基づき再生を始めるかを選択するために用いる。表示部拡大図及び変化後を示す表示部拡大図に示したように、それぞれの操作用図形等が指定されると、当該操作用図形等の説明も連動して変化する。

(b) 同一の図形等の増減

同一の図形等が、画像内で連続的に増減（現出、消失）するもの。

【複数の画像が一意匠として認められる例 7】



※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

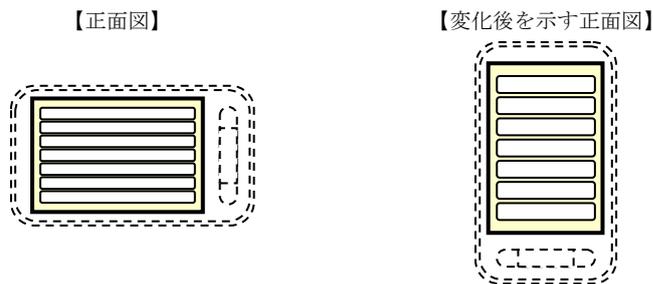
【意匠に係る物品】 音楽再生機

【意匠に係る物品の説明】（略）表示部拡大図及び変化後を示す表示部拡大図に表された画像は、音量調節に用いられる。音量調節ダイヤルの操作に連動して、レベルゲージが変化し、現在の音量レベルを表示する。

(c) 画像内のレイアウト変更

機器の使用状態に応じて図形等の配置の向きや縦横比を変更するもの。図形等が、それ自体はほとんど形状変化を伴わずに、画像内で配置を変更するもの。

【複数の画像が一意匠として認められる例 8】

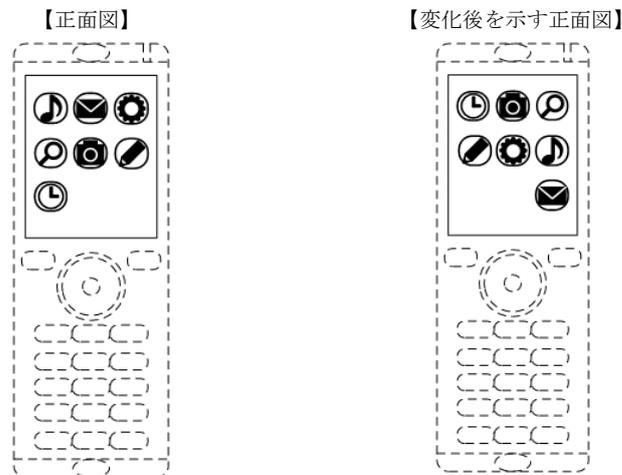


※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

【意匠に係る物品】 携帯情報端末機

【意匠に係る物品の説明】（略）正面図に表された画像は、本物品の有する複数の機能の中から特定の機能を選択するメニュー画面である。本物品を90度回転させると、変化後を示す正面図に表された画像のように、物品の向きに応じた方向に各アイコンの配置が変更される。

【複数の画像が一意匠として認められる例 9】



※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

【意匠に係る物品】 携帯電話機

【意匠に係る物品の説明】 (略) 正面図に表された画像は、本物品の有する複数の機能の中から特定の機能を選択するメニュー画面である。各アイコンの配置は、変化後を示す正面図のように変更することができる。

(d) 画像又は図形等自体の漸次的な変化

遷移前の画像の一部を残しつつ新たな画像が漸次的に現れ、最終的に新たな画像に遷移するもの。変化の最初と最後では図形等の形態が異なるものの、その変化途中の画像の開示によって、当該図形等が漸次的に変化すると認められるもの。

【複数の画像が一意匠として認められる例 10】



※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

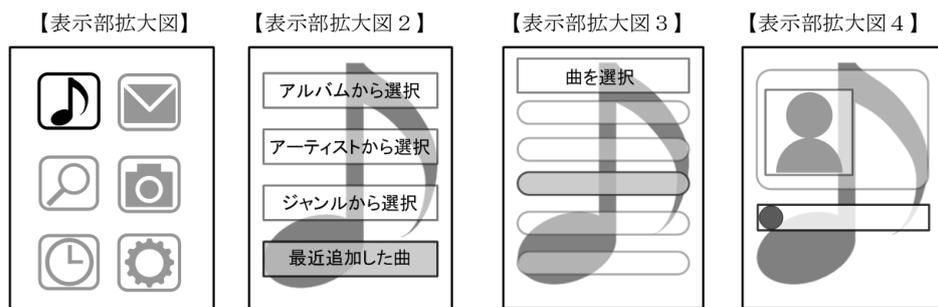
【意匠に係る物品】 携帯情報端末機

【意匠に係る物品の説明】 (略) 表示部に表された画像は、本物品の有する複数の機能の中から特定の機能を選択するメニュー画面である。表示部拡大図5に表された画像は、音楽再生機能のための画像で、再生するアルバムを選択する操作を行う。表示部拡大図2から表示部拡大図5は、表示部に表されたメニュー画面の中から、音楽再生用アイコンを選択した際の画像の変化を表したものであり、メニュー画面の右下からページをめくるようにアルバム選択画面があらわれる。

(e) 共通モチーフの連続的使用

画像のヘッダー部分や背景に同一の図形等からなる共通のモチーフが連続的に使用されているもの。

【複数の画像が一意匠として認められる例11】



※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

【意匠に係る物品】 携帯電話機

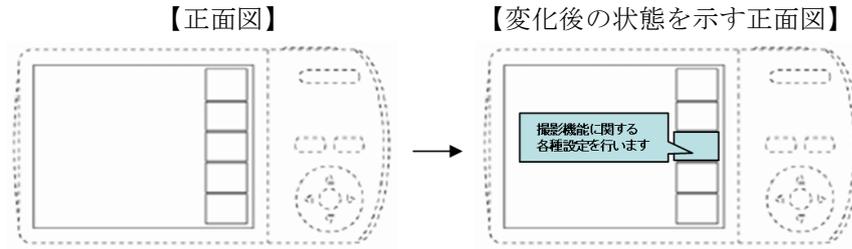
【意匠に係る物品の説明】 (略) 表示部に表された画像は、本物品の有する複数の機能の中から特定の機能を選択するメニュー画面である。表示部画像中のアイコンを選択することにより、音楽再生機能のための画像へ遷移し、再生する音楽を選択する操作を順次行う。表示部拡大図4は、選択した音楽の再生進行状況を表示する画像である。

音符のモチーフが共通し、形態的関連性が認められる。操作画像から、物品の有する機能を果たすために必要な表示画像への変化も一意匠と認められる。

(f) 追加的な図形等の展開

操作に連動して、画像内に新たな図形等が出現又は消失するもの。(例えば、プルダウンメニュー、サブメニュー、サブウインドウの展開、アイコン等に関連したポップアップ表示の現出又は消失。)

【複数の画像が一意匠として認められる例1 2】



※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

【意匠に係る物品】 携帯情報端末

【意匠に係る物品の説明】 (略) 正面図に表された画像は、撮影機能のためにカメラの起動や、設定を行う操作に用いる。変化後の状態を示す正面図に示したように、いずれかの操作用図形等を指定した状態で一定時間が過ぎると、当該操作用図形等により設定できる内容についてふきだし状の説明が表示される。

74.7.1.5 複数の画像が一意匠として認められないもの

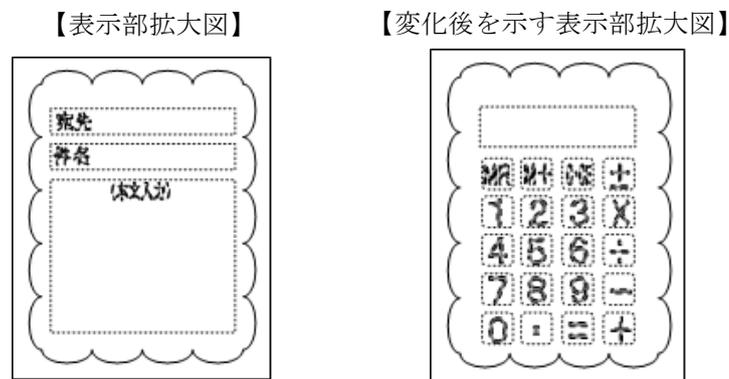
物品の異なる機能のための複数の画像や、形態的な関連性の認められない複数の画像については、これら複数の画像を含んだ状態で一つの意匠とは認められない。

一意匠とは認められない複数の画像を含む意匠に対しては、意匠法第7条の要件を満たさないものと認められる。なお、一意匠として認められない画像を表す図のうち、意匠の理解を助けるために用いることのできるものについては、参考図とすることが認められる。

74.7.1.5.1 物品の異なる機能のための複数の画像

物品の異なる機能のための複数の画像を含む意匠は、一意匠とは認められない。

【異なる機能のため、複数の画像が一意匠として認められない例1】



変化前の画像は、メール機能のための画像であるのに対し、変化後の画像は電卓機能のための画像であって、物品の同一機能のための画像とは認められない。

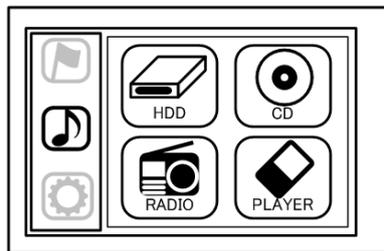
※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

【意匠に係る物品】携帯電話機

【意匠に係る物品の説明】(略) 表示部に表された画像は、メール作成のための入力操作に用いる。変化後を示す表示部拡大図に表された画像は、電卓機能のために用いられる画像で、ボタンを選択することにより計算を行う。

【異なる機能のため、複数の画像が一意匠として認められない例2】

【画像図】



【変化後を示す画像図】



変化前の画像は、音楽再生機能のための画像であるのに対し、変化後の画像は経路誘導機能のための画像であって、物品の同一機能のための画像とは認められない。

※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

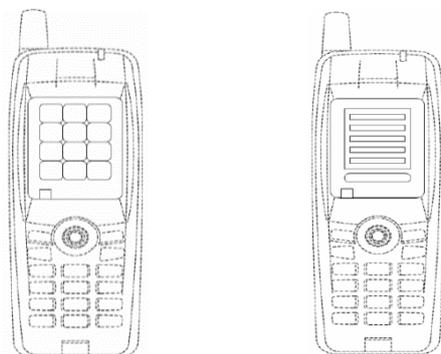
【意匠に係る物品】経路誘導表示機

【意匠に係る物品の説明】(略) 画像図に表された画像は、再生する音楽の音源を選択する操作を行うものである。左側のメニュー部の旗のアイコンを選択することにより、変化後を示す画像図に表された画像のように、経路誘導のための行き先設定の画像へ変化する。

74.7.1.5.2 形態的な関連性がない複数の画像

変化の前後の画像の図形等に共通性がない（又は共通性が極めて小さい）場合等、変化の前後の画像の形態にまとまりがない場合には、形態的関連性が認められず、一意匠とは認められない。

【形態的な関連性がなく、複数の画像が一意匠として認められない例 1】



【正面図】

【変化後を示す正面図】

※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

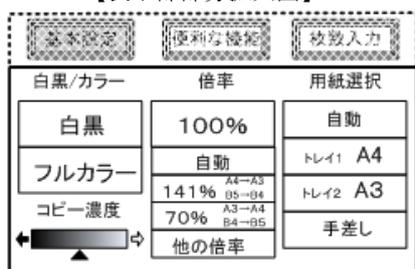
【意匠に係る物品】 携帯電話機

【意匠に係る物品の説明】 (略) 正面図及び変化後を示す正面図に表された画像は、通話先の選択方法を選択するための操作に用いる。正面図の右の列の最も下のボタンを押すと、変化後を示す正面図に示すようにリスト表示に切り替わる。

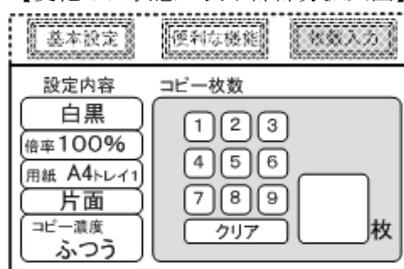
※変化後を示す正面図は、参考図として残すことも認められる。

【形態的な関連性がなく、複数の画像が一意匠として認められない例 2】

【表示部部分拡大図】



【変化した状態の表示部部分拡大図】



※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

意匠登録を受けようとする部分について、変化前後の画像に共通する要素がなく、まとまりに欠け、形態的関連性が認められない。

【意匠に係る物品】 複写機

【意匠に係る物品の説明】 (略) 正面図及び表示部部分拡大図、変化した状態の表示部部分拡大図に表された画像は、複写のための各種設定を行うものである。

74.8 画像を含む組物の意匠

画像を含む組物の意匠は、全体意匠として出願された場合のみ保護対象となる。判断基準については、全体意匠に関しては第7部「個別の意匠登録出願」第2章「組物の意匠」、部分意匠に関しては第7部「個別の意匠登録出願」第1章「部分意匠」71.8「組物の意匠に係る部分意匠」を参照されたい。

74.9 画像を含む意匠の意匠登録出願に関する意匠法第9条及び第10条の規定

判断基準については、全体意匠に関しては第6部「先願」及び第7部「個別の意匠登録出願」第3章「関連意匠」、部分意匠に関しては第7部「個別の意匠登録出願」第1章「部分意匠」71.9「部分意匠の意匠登録出願に関する意匠法第9条及び第10条の規定」を参照されたい。

なお、静止画像と変化する画像との類否判断及び変化する画像同士の類否判断は、変化する画像の変化の前後の態様も含めて総合的に観察して行う。

74.10 画像を含む意匠の意匠登録出願に関する要旨の変更

判断基準については、全体意匠に関しては第8部「願書・図面等の記載の補正」第2章「補正の却下」、部分意匠に関しては第7部「個別の意匠登録出願」第1章「部分意匠」71.10「部分意匠の意匠登録出願に関する要旨の変更」を参照されたい。

74.11 画像を含む意匠に関する分割

判断基準については、全体意匠に関しては第9部「特殊な意匠登録出願」第1章「意匠登録出願の分割」、部分意匠に関しては第7部「個別の意匠登録出願」第1章「部分意匠」71.11「部分意匠の意匠登録出願に関する分割」を参照されたい。

74.12 特許出願又は実用新案登録出願から画像を含む意匠登録出願への出願の変更

判断基準については、全体意匠に関しては第9部「特殊な意匠登録出願」第2章「出願の変更」、部分意匠に関しては第7部「個別の意匠登録出願」第1章「部分意匠」71.12「特許出願又は実用新案登録出願から部分意匠の意匠登録出願への出願の変更」を参照されたい。

74.13 パリ条約による優先権等の主張を伴う画像を含む意匠の意匠登録出願

判断基準については、全体意匠に関しては第10部「パリ条約による優先権等の主張の手続」、部分意匠に関しては第7部「個別の意匠登録出願」第1章「部分意匠」71.13「パリ条約による優先権等の主張を伴う部分意匠の意匠登録出願」を参照されたい。